

富士市地域防災計画

資料編

令和7年2月

富士市防災会議

目 次

	資料番号	内容
1. 組織		
	1-1	富士市防災会議条例
	1-2	富士市防災会議運営要領
	1-3	富士市防災会議委員の編成
	1-4	富士市災害対策本部条例
	1-5	富士市災害対策本部組織規程
	1-6	富士市災害対策本部標識
	1-7	富士市地震災害警戒本部条例
	1-8	富士市地震災害警戒本部組織規程
	1-9	富士市地震災害警戒本部標識
	1-10	富士市地震防災対策地区担当班設置規程
	1-11	職員参集基準
	1-12	富士市業務継続計画
	1-13	富士市災害時受援計画
2. 災害の危険度		
	2-1	富士市の災害史
	2-2	災害救助法の適用を受けた最近の災害
	2-3	災害危険箇所一覧表
	2-4	地すべり防止区域一覧表
	2-5	土砂災害(特別)警戒区域一覧表
	2-6	静岡県第4次地震被害想定
	2-7	砂防指定地一覧表
	2-8	急傾斜地崩壊危険区域一覧表
3. 気象情報		
	3-1	富士市の気象
	3-2	気象等の予報及び警報の種類と発表基準
	3-3	津波警報等の種類
	3-3-2	緊急地震速報、地震情報等について
	3-3-3	噴火警報・予報及び噴火警戒レベル等について
	3-4	異常現象と発見者の通報義務
	3-4-2	異常現象の伝達経路
	3-5	気象庁震度階級関連解説表
4. 情報・広報活動		
	4-1	気象警報等連絡系統図／津波警報時の伝達系統図
	4-2	富士市防災行政無線固定系一覧表
	4-3	富士市防災行政無線移動系一覧表
	4-4	富士市デジタル防災無線(MCA無線)局番号一覧表
	4-5	防災相互通信用無線局一覧表
	4-6	東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表
	4-7	消防救急デジタル無線設備配置状況
	4-8	富士市水道無線一覧表
	4-9	災害特設電話(発信専用)配備状況一覧表
	4-10	災害罹災者調査原票
	4-11	被害状況調
	4-12	被害程度の認定基準
	4-13	罹災証明書
	4-14	被害速報(随時)
	4-15	災害定時及び確定報告書
	4-16	大規模地震に関する情報及び広報活動等実施要領
	4-17	地震情報及び津波情報に係る防災体制
	4-18	県災害対策室及び消防庁震災等応急室連絡先
	4-19	緊急時連絡表
	4-20	全国瞬時警報システム(J-ALERT)放送文
	4-21	災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)
	4-22	災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)
	4-23	災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)
5. 医療・救護・環境・衛生		
	5-1	地震災害応急対策における医療救護計画
	5-2	医療機関一覧表
	5-3	応急歯科診療機関
	5-4	医薬品供給協力店
	5-5	医薬品備蓄センター備蓄状況
	5-6	富士市医師会災害時医療救護体制要綱 一般対策編
	5-7	し尿、ごみ処理及び防疫の実施計画
	5-8	斎場の名称、所在地及び処理能力

	資料番号	内容
	5-9	がれき、廃材等処理予定地
	5-10	富士市災害廃棄物処理計画
	5-11	富士市被災動物救護計画
	5-12	富士市被災動物救護センター運営要領
	5-13	被災動物救護計画に係わる連絡系統組織図
	5-14	富士市遺体措置計画
6. 輸送・交通		
	6-1	緊急輸送路の設定状況
	6-2	緊急通行車両の確認申出手続
	6-3	緊急通行車両確認申出書
	6-4	緊急通行車両の確認申請及び確認手続
	6-5	緊急通行車両の標章
	6-6	緊急通行車両確認証明書
	6-7	緊急通行車両事前届出済証
	6-8	通行の禁止又は制限についての標示
	6-9	防災訓練のための交通の禁止又は制限標示の様式
	6-10	緊急用市有車両一覧表
	6-11	防災関係機関の現有車両
	6-12	静岡県石油業協同組合富士支部組合員一覧表
7. 避難活動		
	7-1	要避難区域・避難対象区域 設定状況
	7-2	避難指示を行うことができる指示権者及び根拠規定
	7-3	広域避難地一覧表
	7-4	市指定避難所一覧表
	7-5	福祉避難所一覧表
	7-6	指定緊急避難場所・広域避難地一覧
	7-7	市が開設する風水害時の避難場所一覧
	7-8	幹線避難路設定状況
	7-9	避難場所（津波避難場所）案内板設置場所及び構造図
	7-10	避難場所標示板設置数及び構造図
	7-11	避難場所誘導標示板設置数及び構造図
	7-12	津波警告標識設置数及び構造図
	7-13	海拔標示板設置数及び構造図／海拔標示板設置箇所
	7-14	緊急物資（食料及び生活必需品）調達予定先一覧表
	7-15	緊急物資集積場所
	7-16	応急給水計画
	7-17	応急仮設住宅建設予定地及び建設可能戸数
	7-18	防災拠点配備資機材一覧（地区まちづくりセンター）
	7-19	災害ボランティアセンター サテライト設置予定箇所一覧
	7-20	津波避難施設一覧及び標識
	7-21	津波避難ビル（タワー）誘導看板設置数及び構造図
	7-22	富士市津波避難行動計画
	7-23	富士市避難情報の判断・伝達マニュアル
	7-24	富士市富士山火山避難計画
	7-25	活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づく避難促進施設一覧
	7-26	富士市避難行動要支援者支援計画
8. 協定等		
	8	災害時の各種協定一覧
	8-1 ～8-104	各協定書
9. 消防		
	9-1	警防本部の組織及び任務分担
	9-2	消防班の編成
	9-3	消防団隊の編成
	9-4	自衛消防隊編成状況
	9-5	消防車両等配置状況
	9-6	消防団配置状況
	9-7	危険物施設地区別一覧表
	9-8	都市ガス供給状況
	9-9	高圧ガス製造事業所数
	9-10	火災の予防対策
	9-11	給油所における地震対策
	9-12	消防部活動計画

	資料番号	内容
10. 水防		
	10-1	水防本部組織
	10-2	水防団の組織及び管轄区域
	10-3	水防信号及び標識
	10-4	水防に関する通信基本系統図
	10-5	市域における重要水こう門
	10-6	主要河川名及び水防倉庫位置図
	10-7	国土交通大臣と気象庁長官が行う洪水予報とその措置
	10-8	国土交通大臣が行う水防警報とその措置
	10-9	知事が行う水防警報とその措置
	10-10	知事が行う特別警戒水位の水位到達情報の通知
	10-11	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧
	10-12	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達について
11. 自主防災組織関係		
	11-1	自主防災組織集合同所及び主要防災資機材整備状況
	11-2	自主防災会（組織）の規約と任務分担
	11-3	富士市避難所運営マニュアル
	11-4	富士市自主防災組織防災器材購入費補助金交付要綱
	11-5	富士市自主防災組織運営補助金交付要綱
	11-6	富士市生け垣作り補助金交付要綱
	11-7	富士市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱
	11-8	富士市がけ地近接危険住宅移転補助金交付要綱
	11-9	富士市既存建築物耐震性向上事業費補助金交付要綱
	11-10	富士市木造住宅耐震補強事業費補助金交付要綱
	11-11	富士市浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子助成金交付要綱
	11-12	富士市地域支障樹木除去事業補助金交付要綱
	11-13	富士市耐震シェルター及び防災ベッド設置事業費補助金交付要綱
	11-14	市域内の高校
	11-15	児童生徒数一覧表
	11-16	静岡県LPガス協会富士地区会会員名簿
	11-17	地区防災計画策定地区一覧
12. 災害救助法関連		
	12-1	災害救助法適用基準
	12-2	災害救助法による救助の程度、方法、期間、限度額等
	12-3	富士市災害弔慰金の支給等に関する条例
	12-4	富士市災害弔慰金及び見舞金支給要領
	12-5	災害被災時における寄附金及び義援金募集事務実施要領
	12-6	災害義援金配分委員会設置要領
13. 自衛隊関連		
	13-1	自衛隊等支援要請様式
	13-2	自衛隊緊急連絡先一覧
	13-3	自衛隊派遣部隊受入施設
	13-4	防災ヘリポート設定状況
	13-5	ヘリポートの具備すべき条件
	13-6	公共建物番号標示一覧
14. その他		
	14-1	静岡県地震対策推進条例
	14-2	関係機関等一覧表

1 . 組織

富士市防災会議条例

〔昭和 42 年 3 月 31 日
条 例 第 6 号〕

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、富士市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所 掌 事 務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富士市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 静岡県の知事の部門の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部門の職員のうちから指名する者
- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 市の消防長及び消防団長並びに水防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織（災害対策基本法第 5 条第 2 項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) その他市長が特に必要と認めた者

6 前項第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号から第 9 号までの委員の定数は、それぞれ若干人とする。

7 第 5 項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専 門 委 員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議 事 等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年 9 月30日条例第24号抄）

(施 行 日)

第 1 条 この条例は、昭和55年10月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 9 月30日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 3 月24日条例第35号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第34号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施工の際現に第 2 条の規定による改正前の富士市防災会議条例第 3 条第 8 号の規定により委嘱されている富士市防災会議の委員である者は、改正後の富士市防災会議条例第 3 条第 8 号又は第 9 号の規定により委嘱された富士市防災会議の委員である者とみなし、その任期は、同条第 7 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

富士市防災会議運営要領

（趣 旨）

第 1 条 この要領は、富士市防災会議条例（昭和42年条例第6号）第5条の規定に基づき、富士市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 会議は必要の都度会長が招集し、議長は会長が務める。

2 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

（委員の代理出席）

第 3 条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる

2 委員または、代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

（会議の議決）

第 4 条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（専 決 処 分）

第 5 条 会議を招集する暇がなく、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易なものについては専決処分することができるものとする。

2 会長は前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

（委員以外の者の出席）

第 6 条 会長は、会議に必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

（議 事 録）

第 7 条 会議について、議事録を作製し、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

（庶 務）

第 8 条 会議の庶務は、富士市危機管理室防災危機管理課において処理する。

附 則

この要領は、昭和42年10月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

富士市防災会議委員の編成

1. 富士市防災会議 会長 富士市長

2. 富士市防災会議条例第3条第5項の委員

(1) 指定地方行政機関の職員

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所長

国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所長

国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所長

海上保安庁清水海上保安部長

(2) 静岡県の知事の部門の職員

静岡県富士土木事務所長、静岡県東部地域副局長兼東部危機管理監

静岡県田子の浦港管理事務所長、静岡県富士健康福祉センター所長

(3) 静岡県警察の警察官

富士警察署長

(4) 市長がその部門の職員のうちから指名する者

富 士 市 副 市 長

〃 建設部の中から選出された者

〃 福祉部の中から選出された者

〃 保健部の中から選出された者

(5) 市の教育委員会の教育長

(6) 市の消防長及び消防団長並びに水防団長

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

東海旅客鉄道(株)富士駅長、東京電力パワーグリッド(株)富士支社長、

中部電力パワーグリッド(株)清水営業所長、西日本電信電話(株)静岡支店長、

静岡ガス(株)東部導管ネットワークセンター長、岳南電車(株)取締役社長、

(一社) 静岡県トラック協会富士分室長、(一社) 富士市医師会会長、

(一社) 静岡県L P ガス協会東部支部富士地区長、(一社) 静岡県バス協会理事、

(公社) 静岡県看護協会富士地区支部長

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

富士市町内会連合会会長

常葉大学社会環境学部の中から選出された者

(9) その他市長が特に必要と認めた者

富士商工会議所会頭

富士市建設業組合組合長

富士市災害ボランティア連絡会の中から選出された者

富士コミュニティエフエム放送(株)の中から選出された者

富士市障害者自立支援協議会の中から選出された者

富士商工会議所女性会会長

富士市P T A連絡協議会副会長

富士市災害対策本部条例

〔昭和41年11月 1 日〕
条 例 第 3 1 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号） 第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、富士市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部 の 設 置)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑 則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第34号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

○富士市災害対策本部組織規程

昭和48年 9 月20日訓令乙第 6 号

〔注〕平成 5 年から改正経過を注記した。

改正 昭和48年10月31日訓令乙第 8 号

昭和49年 8 月16日訓令乙第13号

昭和52年 6 月20日訓令乙第 7 号

昭和52年 8 月20日訓令乙第10号

昭和53年 4 月28日訓令乙第16号

昭和53年 6 月27日訓令乙第21号

昭和55年 6 月25日訓令乙第12号

昭和56年 5 月14日訓令乙第 5 号

昭和57年 5 月 7 日訓令乙第 9 号

昭和58年 3 月25日訓令乙第 6 号

昭和59年 3 月29日訓令乙第 3 号

昭和59年 5 月15日訓令乙第 7 号

昭和59年 6 月29日訓令乙第 8 号

昭和60年 5 月 7 日訓令乙第 4 号

昭和63年 7 月15日訓令乙第 7 号

平成元年 3 月28日訓令乙第 4 号

平成 2 年 3 月30日訓令乙第 1 号

平成 3 年 3 月28日訓令乙第 4 号

平成 4 年 3 月26日訓令乙第 3 号

平成 5 年 3 月26日訓令乙第 2 号

平成 6 年 3 月25日訓令乙第 2 号

平成 7 年 3 月24日訓令乙第 5 号

平成 8 年 3 月25日訓令乙第 1 号

平成 8 年 5 月24日訓令乙第 6 号

平成 8 年 8 月30日訓令乙第 8 号

平成10年 3 月24日訓令乙第 3 号

平成11年 3 月24日訓令乙第 2 号

平成12年 3 月24日訓令乙第 8 号

平成13年 3 月26日訓令乙第 4 号

平成14年 3 月25日訓令乙第 8 号

平成15年3月26日訓令乙第8号
平成16年3月23日訓令乙第8号
平成17年3月31日訓令乙第2号
平成18年3月28日訓令乙第4号
平成19年3月28日訓令乙第4号
平成20年3月31日訓令乙第7号
平成20年10月31日訓令乙第10号
平成21年3月26日訓令乙第3号
平成23年3月29日訓令乙第2号
平成23年9月16日訓令乙第6号
平成24年3月30日訓令乙第4号
平成25年3月29日訓令乙第6号
平成26年6月6日訓令乙第4号
平成28年3月30日訓令乙第5号
平成29年3月30日訓令乙第9号
平成30年3月30日訓令乙第10号
平成31年3月29日訓令乙第6号
令和2年3月26日訓令乙第4号
令和3年4月26日訓令乙第6号
令和4年3月30日訓令乙第8号
令和5年3月31日訓令乙第15号
令和6年3月29日訓令乙第5号
令和7年3月28日訓令乙第4号

(目的)

第1条 この規程は、富士市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本部に、別表に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

(一部改正〔平成29年訓令乙9号〕)

(副本部長)

第3条 副本部長は、副市長をもって充てる。

(一部改正〔平成19年訓令乙4号・29年9号〕)

(本部員)

第4条 本部に、本部員として、本部付、部長、部付、班長、副班長及び班員を置く。

2 本部付、部長及び班長（各地区班長を除く。）は、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部員の任命は、前項に定めるもののほか、本部長が定める富士市災害対策本部員名簿によるものとする。

(一部改正〔平成29年訓令乙9号・令和3年6号〕)

(職務)

第5条 前条第1項に規定する各職の職務は、次のとおりとする。

(1) 本部付は、上司を補佐する。

(2) 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属本部員を指揮監督する。

(3) 部付は、部長を補佐する。

(4) 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務について、所属本部員を指揮監督し、その処理に当たる。

(5) 副班長は、班長を補佐する。

(6) 班員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(一部改正〔平成29年訓令乙9号・令和3年6号〕)

(本部の開設及び閉鎖)

第6条 本部長は、本部の設置を必要と認めるときは、富士市地域防災計画の定めるところにより本部を設置する。

2 本部が設置されたときは、本部室を富士市消防防災庁舎災害対策本部室に置く。ただし、災害の状況により本部長が適当と認めたときは、他の会議室等に置くことができる。

3 本部室に「富士市災害対策本部」の表示をする。

4 本部室には、本部長があらかじめ指名する本部員を配置する。

5 本部長は、予想される災害の危険がなくなったとき又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるときは、本部を閉鎖する。

6 本部長は、本部を開設し、又は閉鎖したときは、その旨を直ちに関係機関に通知するものとする。

(一部改正〔平成13年訓令乙4号・29年9号〕)

(本体会議)

第7条 本部長は、災害対策の重要事項を協議するため必要に応じて本体会議を招集する。

2 本体会議は、副本部長、本部付及び部長をもって構成する。

3 部長は、それぞれの分掌事務に関し、本体会議に必要な資料を提出しなければならない。

4 部長が不在のときは、あらかじめ部長の指名した代理者が出席するものとする。

(一部改正〔平成29年訓令乙9号〕)

(配備体制)

第8条 本部開設前における配備体制は、次の表のとおりとし、配備の種別等は、その都都市長が決定する。

種別	配備基準	配備要員
事前配備体制	(1) 大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき。 (2) 軽微な被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、本部を設置するに至らないとき。 (3) その他特に市長が当該配備を必要と認めたとき。	防災危機管理課、農政課、道路維持課、河川課その他必要に応じて配備する課に所属するABCの各災害配備要員のうち市長が指名する要員
災害警戒配備体制	(1) 災害が発生するおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき。 (2) その他特に市長が当該配備を必要と認めたとき。	災害配備A要員のうち市長が指名する要員

2 本部開設時における配備体制は、次の表のとおりとし、配備の種別等は、その都都本部長が決定する。

種別	配備基準	配備要員
本部第1次配備体制	(1) 小規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 市内に震度5弱の地震が発生したとき。 (3) その他特に本部長が当該配備を必要と認めたとき。	災害配備A要員その他本部長が指名する要員
本部第2次配備体制	(1) 相当規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 市内に震度5強の地震が発生したとき。 (3) その他特に本部長が当該配備を必要と認めたとき。	災害配備A要員及びB要員その他本部長が指名する要員
本部第3次配備体制	(1) 大規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 市内に震度6弱以上の地震が発生し	災害配備要員全員

	たとき。 (3) その他特に本部長が当該配備を必要と認めたとき。	
--	-------------------------------------	--

3 災害配備要員の区分は、次の表に定めるところによる。

区分	職	
A	部長、部付、班長、副班長及び班員（市長が必要と認める者に限る。）	
B	地区班を除く全ての班	班員（災害配備A要員に区分される班員以外の班員で市長が必要と認める者に限る。）
	地区班	班員
C	災害配備A要員及びB要員に区分される班員以外の班員	

4 病気等により加療中の者、妊娠中の者及び所属の長があらかじめ配備することが困難と認めた者については、第1項及び第2項に規定する配備要員から除く。

(全部改正〔平成23年訓令乙6号〕、一部改正〔平成25年訓令乙6号・29年9号・令和3年6号〕)

(本部員の心構え)

第9条 本部長の発する指令並びに各部長及び各班長の発する指示、連絡等の伝達並びに関係機関等からの本部宛ての報告、要請等の受理に当たった者は、その内容が特に軽易な場合を除き、記録を励行し、伝達及び受理の確実を期さなければならない。

2 本部員は、本部の行う応急救助、災害復旧等の活動に協力するため参集した関係機関、関係団体及び一般の奉仕者に対しては、誠実に対応しなければならない。

3 本部員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は本部の活動に反感を抱かせないよう厳に注意しなければならない。

4 本部員は、所属部署の事務に精通するように努めるとともに、他の部署から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。

(一部改正〔平成29年訓令乙9号〕)

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和48年10月31日訓令乙第8号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和49年8月16日訓令乙第13号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和52年6月20日訓令乙第7号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（昭和52年8月20日訓令乙第10号）
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（昭和53年4月28日訓令乙第16号）
この訓令は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則（昭和53年6月27日訓令乙第20号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年6月25日訓令乙第12号）
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（昭和56年5月14日訓令乙第5号）
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（昭和57年5月7日訓令乙第9号）
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（昭和58年3月25日訓令乙第6号）
この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月29日訓令乙第3号）
この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月15日訓令乙第7号）
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（昭和59年6月29日訓令乙第8号）
この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年5月7日訓令乙第4号）
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（昭和63年7月15日訓令乙第7号）
この訓令は、昭和63年8月8日から施行する。

附 則（平成元年3月28日訓令乙第4号）
この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日訓令乙第1号）
この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月28日訓令乙第4号）
この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月26日訓令乙第3号）
この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日訓令乙第2号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月25日訓令乙第2号）
この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月24日訓令乙第5号）
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日訓令乙第1号）
この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月24日訓令乙第6号）
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成8年8月30日訓令乙第8号）
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日訓令乙第3号）
この訓令は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年3月24日訓令乙第2号）
この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日訓令乙第8号）
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日訓令乙第4号）
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日訓令乙第8号）
この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日訓令乙第8号）
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成16年3月23日訓令乙第8号）
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令乙第2号）
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日訓令乙第4号）
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日訓令乙第4号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令乙第7号）
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月31日訓令乙第10号）
この訓令は、平成20年11月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3月26日訓令乙第 3号）
この訓令は、平成21年 4月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3月29日訓令乙第 2号）
この訓令は、平成23年 4月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 9月16日訓令乙第 6号）
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年 3月30日訓令乙第 4号）
この訓令は、平成24年 4月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3月29日訓令乙第 6号）
この訓令は、平成25年 4月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 6月 6日訓令乙第 4号）
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年 3月30日訓令乙第 5号）
この訓令は、平成28年 4月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3月30日訓令乙第 9号）
この訓令は、平成29年 4月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3月30日訓令乙第10号）
この訓令は、平成30年 4月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3月29日訓令乙第 6号）
この訓令は、平成31年 4月 1 日から施行する。

附 則（令和 2年 3月26日訓令乙第 4号）
この訓令は、令和 2年 4月 1 日から施行する。

附 則（令和 3年 4月26日訓令乙第 6号）
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和 4年 3月30日訓令乙第 8号）
この訓令は、令和 4年 4月 1 日から施行する。

附 則（令和 5年 3月31日訓令乙第15号）
この訓令は、令和 5年 4月 1 日から施行する。

附 則（令和 6年 3月29日訓令乙第 5号）
この訓令は、令和 6年 4月 1 日から施行する。

附 則（令和 7年 3月28日訓令乙第 4号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

(全部改正〔平成29年訓令乙9号〕、一部改正〔平成30年訓令乙10号・31年6号・令和2年4号・3年6号・4年8号・5年15号・6年5号・7年4号〕)

富士市災害対策本部組織及び分掌事務

本部長		市長			
副本部長		副市長			
本部付		教育長、病院事業管理者			
部名	部長 ()は 部付	班名	班長	副班長及 び班員	分掌事務
総括部	危機管理監	総括班	防災危機管理課長	別に指名する職員	(1) 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 (2) 本部会議に関すること。 (3) 本部長の命令伝達に関すること。 (4) 災害情報の対応部班の決定に関すること。 (5) 県への状況報告に関すること。 (6) 自衛隊の派遣要請、受入れ及び連絡調整に関すること。 (7) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		情報班	企画課長	別に指名する職員	(1) 災害情報等の受付、整理及び分析に関すること。 (2) 通信手段の確保に関すること。 (3) 気象情報等の掌握に関すること。 (4) 避難情報等の伝達に関すること。 (5) 安否情報の収集、整理、照会及び回答に関すること。
		広報班	シティプロモーション課長	別に指名する職員	(1) 市民への情報提供に関すること。 (2) 報道機関への対応に関すること。 (3) 災害記録に関すること。
		システム班	デジタル推進室長	別に指名する職員	(1) 情報通信回線の被害調査及び応急復旧措置に関すること。 (2) 情報システムの被害調査及び応急復旧措置に関すること。 (3) 情報機器等の仮設に関すること。 (4) 情報システム提供事業者との連絡調整に関すること。

総務部	総務部 長	受援班	市長戦 略課長	別に指名 する職員	(1) 国、県、協定締結団体等への応援要請及び連絡調整に關すること。 (2) 応援職員等の受援調整に關すること。 (3) 応援職員等の受入れに關すること。 (4) 部内各班及び他部との連絡調整に關すること。
		渉外班	秘書課 長	別に指名 する職員	(1) 本部長及び副本部長の秘書に關すること。 (2) 国及び県の関係者その他外来者の応接及び災害地視察に關すること。
		動員班	人事課 長	別に指名 する職員	(1) 職員の参集状況の把握に關すること。 (2) 職員の動員調整に關すること。 (3) 職員の勤務に關すること。 (4) 職員の給食に關すること。 (5) 職員の安否情報に關すること。 (6) 職員の健康管理に關すること。
財政部	財政部 長	財政班	財政課 長	別に指名 する職員	(1) 災害対策についての予算措置に關すること。 (2) 経理に關すること。 (3) 義援金及び寄附金の受入れ及び保管に關すること。 (4) 工事請負、物品購入等の契約に關すること。 (5) 部内各班及び他部との連絡調整に關すること。
		管財班	資産経 営課長	別に指名 する職員	(1) 来庁者等への情報伝達並びに来庁者等の避難措置及び保護に關すること。 (2) 車両の配車及び燃料確保に關すること。 (3) 庁舎の被害調査及び応急復旧措置に關すること。
		住家調 査班	資産税 課長	別に指名 する職員	(1) 住家被害認定調査の実施に關すること。 (2) 住家被害の認定に關すること。
市民部	市民部 長	地区支 援班	まちづ くり課 長	別に指名 する職員	(1) 地区班との連絡等に關すること。 (2) 避難所運営状況の掌握に關すること。 (3) 避難所運営の体制整備の調整に關すること。 (4) 施設への情報伝達に關すること。 (5) 施設利用者等の安否情報の収集に關すること。 (6) 部内各班及び他部との連絡調整に關すること。
		ボラン ティア	市民活 躍・男女	別に指名 する職員	(1) 災害ボランティア本部の設置及び運営に關すること。 (2) 災害時の男女共同参画に關すること。

調整班	共同参 画課長		(3) 外国人への情報提供その他の支援に關すること。 (4) 施設への情報伝達に關すること。 (5) 施設利用者等の安否情報の収集に關すること。
市民窓 口班	市民課 長	別に指名 する職員	(1) 災害時における戸籍事務等の処理に關すること。 (2) 遺体の埋火葬に關すること。 (3) 総合窓口の設置及び運営に關すること。 (4) り災証明書（火災に係るものを除く。）の発行に關すること。 (5) 安否不明者に係る住民情報の収集及び整理に關すること。 (6) 災害に係る市民相談業務に關すること。 (7) 施設への情報伝達に關すること。 (8) 施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に關すること。 (9) 施設利用者等の安否情報の収集に關すること。 (10) 施設の被害調査及び危険防止措置に關すること。
吉原地 区班	別に指 名する 職員	別に指名 する職員	(1) 地区内自主防災会との連絡協調に關すること。 (2) 地区内住民への情報伝達及び避難措置に關すること。 (3) 地区内の災害状況の把握及び報告に關すること。 (4) 地区内住民の安否情報の収集及び報告に關すること。 (5) 地区内の物資要請への対応に關すること。 (6) 地区内の危険とみなされる物件の除去等の指示に關すること。 (7) 要配慮者の保護に關すること。 (8) 被災者の生活状況の把握及び報告に關すること。 (9) 指定避難所の開設及び運営支援に關すること。 (10) 救護所の設置及び運営の支援に關すること。 (11) 住家被害認定調査の実施に關すること。 (12) 旅行者等の保護に關すること。
伝法地 区班			
今泉地 区班			
青葉台 地区班			
吉永地 区班			
元吉原 地区班			
須津地 区班			
浮島地 区班			
原田地			

		区班			
		富士見 台地区 班			
		神戸地 区班			
		吉永北 地区班			
		大淵地 区班			
		富士駅 北地区 班			
		富士北 地区班			
		富士駅 南地区 班			
		田子浦 地区班			
		富士南 地区班			
		岩松地 区班			
		岩松北 地区班			
		富士川 地区班			
		松野地 区班			
		鷹岡地 区班			
		広見地			

		区班			
		天間地 区班			
		丘地区 班			
福祉部	福祉部 長	福祉総 務班	福祉総 務課長	別に指名 する職員	(1) 災害救助法に基づく事務の総括に関すること。 (2) 避難行動要支援者支援計画に関すること。 (3) 遺体措置計画に関すること。 (4) 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 (5) 被災者生活再建支援制度等に関すること。 (6) 災害弔慰金の給付に関すること。 (7) 義援金の配分に関すること。 (8) 施設への情報伝達に関すること。 (9) 所管施設の被害状況の掌握及び支援に関すること。 (10) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		要配慮 者支援 班	高齢者 支援課 長	別に指名 する職員	(1) 要配慮者の相談及び支援に関すること。 (2) 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 (3) 施設への情報伝達に関すること。 (4) 所管施設の被害状況の掌握及び支援に関すること。 (5) 民間社会福祉施設等の被害状況の掌握及び支援に関すること。
		施設班	施設の 長	別に指名 する職員	(1) 施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関すること。 (2) 施設利用者等の安否情報の収集及び報告に関すること。 (3) 施設の被害調査及び危険防止措置に関すること。 (4) 施設の被害報告及び応急修理の要請に関すること。
こども支 援部	こども 未来部 長	こども 支援班	こども 未来課 長	別に指名 する職員	(1) 避難所における児童等の相談及び支援に関すること。 (2) 福祉避難所（看護学校に限る。）の開設及び運営に関すること。 (3) 施設への情報伝達に関すること。 (4) 所管施設の被害状況の掌握及び支援に関すること。 (5) 民間児童福祉施設等の被害状況の掌握及び支援に関すること。

					(6) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		施設班	施設の 長	別に指名 する職員	(1) 施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関すること。 (2) 施設利用者等の安否情報の収集及び報告に関すること。 (3) 施設の被害調査及び危険防止措置に関すること。 (4) 施設の被害報告及び応急修理の要請に関すること。 (5) 指定避難所の開設及び運営支援に関すること。
保健部	保健部 長	保健班	保健医 療課長	別に指名 する職員	(1) 医療救護計画に関すること。 (2) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会に対する救急医療体制の維持及び救護所等への出動の要請に関すること。 (3) 救護所の設置及び運営に関すること。 (4) 救護所等への保健師等の派遣に関すること。 (5) 医療の実施に係る実費弁償及び損害補償に関すること。 (6) 避難者の健康管理に関すること。 (7) 医薬品供給協力店への要請及び連絡調整に関すること。 (8) 県との連絡調整に関すること。 (9) 施設への情報伝達に関すること。 (10) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		施設班	施設の 長	別に指名 する職員	(1) 施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関すること。 (2) 施設利用者等の安否情報の収集及び報告に関すること。 (3) 施設の被害調査及び危険防止措置に関すること。 (4) 施設の被害報告及び応急修理の要請に関すること。 (5) 指定避難所の開設及び運営支援に関すること。
環境部	環境部 長	衛生班	廃棄物 対策課 長	別に指名 する職員	(1) ごみの収集運搬計画に関すること。 (2) し尿の収集運搬に関すること。 (3) がれきの処理に関すること。 (4) 仮設便所に関すること。 (5) 防疫に関すること。 (6) 被災動物救護に関すること。 (7) 公害防止に関すること。 (8) 施設への情報伝達に関すること。 (9) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。

		施設班	新環境 クリー ンセン ター所 長	別に指名 する職員	(1) ごみの収集運搬に関すること。 (2) 施設の危険防止措置に関すること。 (3) 施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること。 (4) 施設の被害報告及び応急修理の要請に関すること。 (5) 指定避難所の開設及び運営支援に関すること。
産業交流 部	産業交 流部長	商工班	産業政 策課長	別に指名 する職員	(1) 緊急物資等の調達及び配給に関すること。 (2) 緊急物資集積所の開設及び運営に関すること。 (3) 国、県等に対する緊急物資等の供給要請に関すること。 (4) 商工会議所及び商工会との連絡調整に関すること。 (5) 商工業の被害調査に関すること。 (6) 富士市技能職団体連絡協議会災害復旧専門部会との連絡調整に関すること。 (7) 施設への情報伝達に関すること。 (8) 施設利用者等の安否情報の収集に関すること。 (9) 施設の被害調査及び危険防止措置に関すること。 (10) 観光関係団体への情報伝達、連絡調整等に関すること。 (11) 漁業協同組合との連絡調整に関すること。 (12) 水産業関係の被害調査に関すること。 (13) 水産業者に対する災害資金の情報収集及び融資に関すること。 (14) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		農林班	農政課 長	別に指名 する職員	(1) 農林業土木施設の被害調査及び支障となる倒木の除去等応急復旧措置に関すること。 (2) 農業協同組合との連絡調整に関すること。 (3) 農林業関係の被害調査に関すること。 (4) 農林業者に対する災害資金の情報収集及び融資に関すること。 (5) 死亡獣畜処理に関すること。 (6) 施設利用者等の安否情報の収集に関すること。
都市整備 部	都市整 備部長	都市計 画班	都市計 画課長	別に指名 する職員	(1) 復興本部の設置に関すること。 (2) 建築基準法に基づく建築制限区域の指定に関すること。 (3) 施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること。 (4) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。

		住宅政策班	住宅政策課長	別に指名する職員	(1) 市営住宅の被害調査及び危険防止措置に関すること。 (2) 応急仮設住宅の入居及び管理に関すること。 (3) 住宅再建支援に関すること。 (4) 被災住宅の応急修理に関すること。
		建築指導班	建築土地対策課長	別に指名する職員	(1) 地震被災建築物応急危険度判定に関すること。 (2) 被災度区分判定及び災害復旧の相談に関すること。 (3) 地震被災宅地危険度判定に関すること。
上下水道部	上下水道部長	上水道班	水道維持課長	別に指名する職員	(1) 上水道施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること。 (2) 配水池の水量確保に関すること。 (3) 応急給水計画に関すること。 (4) 国及び県との連絡調整に関すること。 (5) 指定給水工事業者に対する協力要請に関すること。 (6) 日本水道協会に対する応援要請及び受入れに関すること。 (7) 簡易水道組合との連絡調整及び応急給水の協力要請に関すること。 (8) 簡易水道組合等に対する応急復旧の技術援助に関すること。 (9) 家庭等における給水施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること。 (10) 上水道施設への情報伝達に関すること。 (11) 水道事業の経理に関すること。
		下水道班	下水道施設維持課長	別に指名する職員	(1) 下水道施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること。 (2) 下水道施設等の応急運転に関すること。 (3) 国及び県との連絡調整に関すること。 (4) 協定締結団体等に対する応援要請及び受入れに関すること。 (5) 岳南排水路管理組合との連絡調整に関すること。 (6) 下水道施設への情報伝達に関すること。 (7) 施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関すること。 (8) 公共下水道事業の経理に関すること。 (9) 上水道班及び他部との連絡調整に関すること。

建設部	建設部長(別に指名する職員)	建設総務班	建設総務課長	別に指名する職員	(1) 道路占用者等に対する危険な物件の除去等の指示に関すること。 (2) 土木施設及び建築施設の被害状況の取りまとめに関すること。 (3) 土木施設及び建築施設の復旧事業の統括並びに所要資材の確保に関すること。 (4) 国及び県の関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 建設業者に対する協力要請に関すること。 (6) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		道路班	道路維持課長	別に指名する職員	(1) 緊急輸送路及び幹線避難路における障害物等の除去の指示に関すること。 (2) 道路及び橋りょうの通行規制等の措置に関すること。 (3) 道路及び橋りょうの災害防止措置及び被害調査に関すること。 (4) 道路及び橋りょうの応急復旧措置に関すること。
		河川班	河川課長	別に指名する職員	(1) 主要河川施設の巡視に関すること。 (2) 河川及び水路の災害防止措置及び被害調査に関すること。 (3) 水防団との連絡調整(出動指令を含む。)に関すること。 (4) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 (5) 崩壊危険区域の交通規制、立入制限等の措置に関すること。 (6) 海岸の被害状況の掌握に関すること。 (7) 河川、水路等の応急復旧措置に関すること。
		施設保全班	施設保全課長	別に指名する職員	(1) 公共建築物の被害調査及び応急修理に関すること。 (2) 応急仮設住宅の建設に関すること。
医務部	事務部長	医務班	病院総務課長	病院職員	(1) 施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関すること。 (2) 病院職員の参集状況の把握に関すること。 (3) 施設の危険防止措置に関すること。 (4) 医療救護計画に基づく医療等の実施に関すること。 (5) 緊急医療体制の維持に関すること。 (6) 医師会との連絡協調に関すること。

					(7) 医療資機材等の確保に関すること。 (8) 施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること。 (9) 施設利用者等の安否情報の収集に関すること。 (10) 他部との連絡調整に関すること。
消防部	消防長	指揮班	警防課長	別に指名する職員	(1) 警防本部の設置に関すること。 (2) 消防職員の参集状況の把握に関すること。 (3) 災害等に係る消防部災害防御方針の決定に関すること。 (4) 災害等に係る消防活動全般の指揮に関すること。 (5) 消防車両及び資機材の統制的運用に関すること。 (6) 応援部隊の要請及び総合調整に関すること。 (7) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 (8) 警察、自衛隊等関係機関との連携に関すること。 (9) 消防車両及び資機材の整備及び応急処置に関すること。 (10) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		通信指令班	情報指 令課長	別に指名する職員	(1) 初動時の災害概要の把握に関すること。 (2) 消防部隊の統制的運用に関すること。 (3) 関係機関との情報連絡に関すること。 (4) 通信施設の運用、管理及び統制に関すること。 (5) 災害受信及び出動指令に関すること。 (6) 各種防災情報システムの運用に関すること。 (7) 警報等の伝達に関すること。 (8) 医療関係機関との連携に関すること。 (9) 活動状況の記録に関すること。
		情報班	予防課長	別に指名する職員	(1) 火災等による被害情報の収集、集計、整理及び分析に関すること。 (2) 各種防災情報システムによる災害情報の伝達及び報告に関すること。 (3) 火災等による被害状況の記録及び保管に関すること。 (4) 火災に係るり災証明に関すること。
		支援班	消防総務課長	別に指名する職員	(1) 消防団員の動員等に関すること。 (2) 消防職員等の給食等に関すること。 (3) 施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること。 (4) 消防団員の安否情報に関すること。

					(5) 消防団関係資機材の調達に関すること。 (6) 緊急消防援助隊との連絡調整に関すること。 (7) 関係機関との連絡調整に関すること。
		第1消防班	中央消防署長	別に指名する職員	(1) 警防活動方針の決定に関すること。 (2) 消防隊等の編成及び増強に関すること。 (3) 署の部隊運用に関すること。 (4) 消火、救急及び救助活動に関すること。 (5) 火災、地震その他の災害等の防御に関すること。 (6) 警戒区域の設定等に関すること。 (7) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 (8) 初動時の情報収集に関すること。
		第2消防班	西消防署長	別に指名する職員	(1) 警防活動方針の決定に関すること。 (2) 消防隊等の編成及び増強に関すること。 (3) 署の部隊運用に関すること。 (4) 消火、救急及び救助活動に関すること。 (5) 火災、地震その他の災害等の防御に関すること。 (6) 警戒区域の設定等に関すること。 (7) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 (8) 初動時の情報収集に関すること。
教育部	教育次長	教育総務班	教育総務課長	別に指名する職員	(1) 施設への情報伝達に関すること。 (2) 施設班からの報告の取りまとめに関すること。 (3) 施設の応急修理に関すること。 (4) 教科書、学用品等の給与に関すること。 (5) 学校の一時休校及び再開の調整に関すること。 (6) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		施設班	施設の長	施設の職員	(1) 施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関すること。 (2) 児童生徒その他の施設利用者等の安否情報の収集及び報告に関すること。 (3) 施設の被害調査及び危険防止措置に関すること。 (4) 施設の被害報告及び応急修理の要請に関すること。 (5) 指定避難所の開設及び運営支援に関すること。 (6) 応急教育に関すること。

					(7) 学校の一時休校及び再開に関すること。
					(8) 避難者の食事の支援に関すること。
議会部	議会事務局 局長	議会班	議会事務局 局長	議会事務局 職員	議会、議員等に関すること。

富士市災害対策本部標識

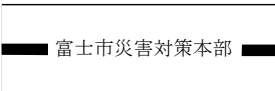
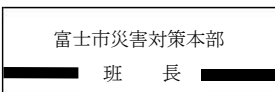
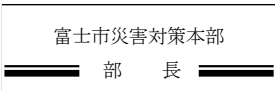
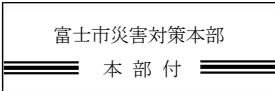
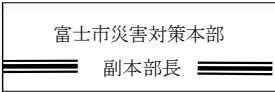
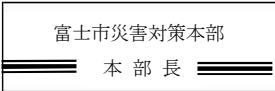
1. 本部の標示板



【参考】看板画像



2. 腕章



(班員用)

【参考】腕章画像



富士市地震災害警戒本部条例

昭和54年 9 月 29 日
条 例 第 2 8 号

- (目 的)
- 第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法 (昭和53年法律第73号) 第18条第 4 項の規定に基づき、富士市地震災害警戒本部 (以下「警戒本部」という。) の組織等に関し必要な事項を定める事を目的とする。
- (組 織)
- 第 2 条 地震災害警戒本部長 (以下「本部長」という。) は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長 (以下「副本部長」という。) 、地震災害警戒本部員 (以下「本部員」という。) その他の職員を置く。
- 3 副本部長は、市の副市長をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長から指名された副本部長がその職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 静岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 市の教育委員会の教育長及び教育次長
 - (4) 市の消防長、消防団長及び水防団長
 - (5) 市の議会事務局長
 - (6) 市の上下水道部長
- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員 (以下「本部職員」という。) は、市の職員のうちから、市長が任命する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。
- 一部改正〔平成18年条例40号・19年26号〕
- (部)
- 第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。
- 2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 第 1 項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- (雑 則)
- 第 4 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。
- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成18年12月 8 日条例第40号)
- この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 (平成19年 9 月 28 日条例第26号)
- この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

○富士市地震災害警戒本部組織規程

- 昭和55年 3 月 29 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 〔注〕平成 5 年から改正経過を注記した。
- 改正 昭和56年 5 月 14 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 昭和57年 5 月 7 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 昭和58年 3 月 25 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 昭和59年 3 月 29 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 昭和59年 5 月 15 日地震災害警戒本部訓令甲第 2 号
- 昭和59年 6 月 29 日地震災害警戒本部訓令甲第 3 号
- 昭和60年 5 月 7 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 昭和63年 7 月 15 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成元年 3 月 28 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成 2 年 3 月 30 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成 3 年 3 月 28 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成 4 年 3 月 26 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成 5 年 3 月 26 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成 6 年 3 月 25 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成 7 年 3 月 24 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成 8 年 3 月 25 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成 8 年 5 月 24 日地震災害警戒本部訓令甲第 2 号
- 平成 8 年 8 月 30 日地震災害警戒本部訓令甲第 3 号
- 平成10年 3 月 24 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成12年 3 月 24 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成13年 3 月 26 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成14年 3 月 25 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成16年 3 月 23 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成17年 3 月 28 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成18年 3 月 28 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成19年 3 月 28 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成20年 3 月 31 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成20年10月31日地震災害警戒本部訓令甲第 2 号
- 平成21年 3 月 31 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成23年 3 月 29 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号
- 平成24年 3 月 30 日地震災害警戒本部訓令甲第 1 号

平成25年3月29日地震災害警戒本部訓令甲第1号
平成28年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号
平成29年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号
平成30年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号
平成31年3月29日地震災害警戒本部訓令甲第1号
令和2年3月26日地震災害警戒本部訓令甲第1号
令和3年4月26日地震災害警戒本部訓令甲第1号
令和4年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号
令和5年3月31日地震災害警戒本部訓令甲第1号
令和6年3月29日地震災害警戒本部訓令甲第1号
令和7年4月1日地震災害警戒本部訓令甲第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、富士市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 警戒本部に別表に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

(一部改正〔平成29年地震災害警戒本部訓令甲1号〕)

(本部員等)

第3条 警戒本部に、本部付、部長、部付、班長、副班長及び班員（以下「本部員等」という。）を置く。

2 本部付、部長及び班長（各地区班長を除く。）は、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(一部改正〔平成29年地震災害警戒本部訓令甲1号・令和3年1号〕)

(職務)

第4条 前条に規定する各職の職務は、次のとおりとする。

- (1) 本部付は、上司を補佐する。
- (2) 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (3) 部付は、部長を補佐する。
- (4) 班長は、上司の命を受け、班の分掌事務について所属職員を指揮監督し、その処理に当たる。
- (5) 副班長は、班長を補佐する。
- (6) 班員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(一部改正〔平成29年地震災害警戒本部訓令甲1号・令和3年1号〕)

(本部の開設及び閉鎖)

第5条 本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第9条第1項の警戒宣言が発せられたときは、富士市地域防災計画地震対策編の定めるところにより警戒本部を設置する。

2 警戒本部が設置されたときは、本部室を富士市消防防災庁舎災害対策本部室に置く。ただし、本部長が適当と認めたときは、他の会議室等に置くことができる。

3 本部室に「富士市地震災害警戒本部」の表示をする。

4 本部室には、本部長があらかじめ指名する本部員等を配置する。

5 本部長は、当該地震予知情報に係る地震災害に関し、富士市災害対策本部が設置されたとき、又は法第9条第3項の警戒解除宣言があったときは、警戒本部を閉鎖する。

6 本部長は、警戒本部を開設し、又は閉鎖したときは、その旨を直ちに関係機関に通知するものとする。

(一部改正〔平成13年地震災害警戒本部訓令甲1号・29年1号〕)

(本部会議)

第6条 本部長は、地震防災応急対策の重要事項を協議するため、必要に応じて本部会議を招集する。

- 2 本部会議は、副本部長、本部付及び部長をもって構成する。
- 3 部長は、それぞれの分掌事務に関し、本部会議に必要な資料を提出しなければならない。
- 4 部長が不在のときは、あらかじめ部長の指名した代理者が出席するものとする。

(一部改正〔平成29年地震災害警戒本部訓令甲1号〕)

(本部員等の心構え)

第7条 本部長の発する指令並びに各部長及び各班長の発する指示、連絡等の伝達並びに関係機関等からの本部宛ての報告、要請等の受理に当たった者は、その内容が軽易な場合を除き、記録を励行し、伝達及び受理の確実を期さなければならない。

- 2 本部員等は、警戒本部の行う地震防災応急対策の活動に協力するため参集した関係機関、関係団体及び一般の奉仕者に対しては、誠実に応対しなければならない。
- 3 本部員等は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は警戒本部の活動に反感を抱かせないよう厳に注意しなければならない。
- 4 本部員等は、所属部署の事務に精通するように努めるとともに、他の部署から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。

(一部改正〔平成29年地震災害警戒本部訓令甲1号〕)

(雑則)

第8条 富士市地震災害警戒本部条例（昭和54年富士市条例第28号）第2条第7項の規定に基づく本部職員の任命は、富士市地震災害警戒本部員等名簿によるものとする。

(一部改正〔平成29年地震災害警戒本部訓令甲1号〕)

附 則

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年5月14日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（昭和57年5月7日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（昭和58年3月25日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月29日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月15日地震災害警戒本部訓令甲第2号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（昭和59年6月29日地震災害警戒本部訓令甲第3号）

この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年5月7日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（昭和63年7月15日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、昭和63年8月8日から施行する。

附 則（平成元年3月28日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月28日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月26日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月25日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月24日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月24日地震災害警戒本部訓令甲第2号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成8年8月30日地震災害警戒本部訓令甲第3号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月24日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月23日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月31日地震災害警戒本部訓令甲第2号）

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日地震災害警戒本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日地震災害警戒本部訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日地震災害警戒本部訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日地震災害警戒本部訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月26日地震災害警戒本部訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日地震災害警戒本部訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日地震災害警戒本部訓令第1号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日地震災害警戒本部訓令第1号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日地震災害警戒本部訓令第1号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

（全部改正〔平成29年地震災害警戒本部訓令第1号〕、一部改正〔平成30年地震災害警戒本部訓令第1号・31年1号・令和2年1号・3年1号・4年1号・5年1号・6年1号・7年1号〕）

富士市地震災害警戒本部組織及び分掌事務					
本部長		市長			
副本部長		副市長			
本部付		教育長、病院事業管理者 富士警察署地域課係長 消防団長、水防団長			
部名	部長 ()は 部付	班名	班長	副班長及 び班員	分掌事務
総括部	危機管 理監	総括班	防災危 機管理 課長	別に指名 する職員	(1) 警戒本部の設置及び運営に関すること。 (2) 本部会議に関すること。 (3) 本部長の命令伝達に関すること。 (4) 県への状況報告に関すること。

					(5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 (6) 自衛隊の派遣要請、受入れ及び連絡調整に関すること。 (7) 地震防災応急対策の記録整理に関すること。 (8) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
	情報班	企画課 長	別に指名 する職員		(1) 地震予知情報その他気象情報の掌握及び伝達に関すること。 (2) 防災情報等の受付、整理及び分析に関すること。 (3) 通信手段の確保に関すること。 (4) 避難情報等の伝達に関すること。 (5) 地震発生後の災害情報への対応方針に関すること。
	広報班	シティ プロモ ーショ ン課長	別に指名 する職員		(1) 市民への情報提供に関すること。 (2) 報道機関への対応に関すること。
	システム班	デジタル推進 室長	別に指名 する職員		(1) 情報通信回線の地震防災応急対策に関すること。 (2) 情報システムの地震防災応急対策に関すること。 (3) 情報機器等の仮設の準備に関すること。 (4) 情報システム提供事業者との連絡調整に関すること。
総務部	総務部 長	受援班	市長戦 略課長	別に指名 する職員	(1) 国、県、協定締結団体等への応援要請の準備に関すること。 (2) 応援職員等の受入準備に関すること。 (3) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		渉外班	秘書課 長	別に指名 する職員	(1) 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 (2) 外来者等の応接及び地震防災応急対策状況の視察に関すること。
		動員班	人事課	別に指名	(1) 職員の参集状況の把握に関すること。

			長	する職員	(2) 職員の動員調整に関すること。 (3) 職員の勤務に関すること。 (4) 職員の給食に関すること。 (5) 職員の健康管理に関すること。
財政部	財政部 長	財政班	財政課 長	別に指名 する職員	(1) 地震防災応急対策についての予算措置に関すること。 (2) 経理に関すること。 (3) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		管財班	資産経 営課長	別に指名 する職員	(1) 来庁者等への情報伝達及び来庁者等の避難措置に関すること。 (2) 庁舎の地震防災応急対策に関すること。 (3) 車両の配車及び燃料確保に関すること。
		住家調 査班	資産税 課長	別に指名 する職員	住家被害認定調査の準備に関すること。
		地区支 援班	まちづ くり課 長	別に指名 する職員	(1) 地区班との連絡等に関すること。 (2) 避難所運営状況の掌握に関すること。 (3) 避難所運営の体制整備の調整に関すること。 (4) 施設への情報伝達に関すること。 (5) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
市民部	市民部 長	ボラン ティア 調整班	市民活 躍・男女 共同参 画課長	別に指名 する職員	(1) 災害ボランティア本部の設置の準備に関すること。 (2) 外国人への情報提供その他の支援に関すること。 (3) 施設への情報伝達に関すること。
		市民窓 口班	市民課 長	別に指名 する職員	(1) 総合窓口の設置及び運営の準備に関すること。 (2) 地震発生後の戸籍事務等の準備に関すること。 (3) 地震発生後の市民相談業務の準備に関すること。 (4) 施設への情報伝達に関すること。 (5) 施設利用者等への情報伝達及び避難措置に関すること。 (6) 施設の地震防災応急対策に関すること。
		吉原地	別に指	別に指名	(1) 地区内自主防災会との連絡協調に関すること。

		区班	名する	する職員	(2) 地区内住民への情報伝達及び避難措置に関すること。 (3) 地区内の社会的混乱状況の把握に関すること。 (4) 要配慮者の保護に関すること。 (5) 地区内の物資要請への対応に関すること。 (6) 地区内の危険とみなされる物件の除去等の指示に関すること。 (7) 指定避難所の開設及び運営支援に関すること。 (8) 救護所の設置及び運営の支援に関すること。 (9) 旅行者等の受入れに関すること。 (10) 防災資機材の点検及び確保に関すること。
		伝法地 区班	職員		
		今泉地 区班			
		青葉台 地区班			
		吉永地 区班			
		元吉原 地区班			
		須津地 区班			
		浮島地 区班			
		原田地 区班			
		富士見 台地区 班			
		神戸地 区班			
		吉永北 地区班			
		大淵地 区班			
		富士駅 北地区 班			
		富士北 地区班			
		富士駅 南地区			

		班			
		田子浦地区班			
		富士南地区班			
		岩松地区班			
		岩松北地区班			
		富士川地区班			
		松野地区班			
		鷹岡地区班			
		広見地区班			
		天間地区班			
		丘地区班			
福祉部	福祉部長	福祉総務班	福祉総務課長	別に指名する職員	(1) 避難行動要支援者支援計画に関すること。 (2) 施設への情報伝達に関すること。 (3) 所管施設の地震防災応急対策の実施状況の把握に関すること。 (4) 遺体措置計画に関すること。 (5) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		要配慮者支援班	高齢者支援課長	別に指名する職員	(1) 要配慮者の相談及び支援に関すること。 (2) 福祉避難所（看護学校を除く。）の開設及び運営に関すること。 (3) 施設への情報伝達に関すること。 (4) 所管施設の地震防災応急対策の実施状況の把握に関すること。

					(5) 民間社会福祉施設等の地震防災応急対策の実施状況の把握に関すること。
		施設班	施設の長	別に指名する職員	(1) 施設利用者等への情報伝達及び施設利用者等の避難措置に関すること。 (2) 施設の地震防災応急対策に関すること。
こども支援部	こども未来部長	こども支援班	こども未来課長	別に指名する職員	(1) 避難所における児童等の相談及び支援に関すること。 (2) 福祉避難所（看護学校に限る。）の開設及び運営に関すること。 (3) 施設への情報伝達に関すること。 (4) 所管施設の地震防災応急対策の実施状況の把握に関すること。 (5) 民間児童福祉施設等の地震防災応急対策の実施状況の把握に関すること。 (6) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		施設班	施設の長	別に指名する職員	(1) 施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置に関すること。 (2) 施設の地震防災応急対策に関すること。 (3) 指定避難所の開設及び運営支援に関すること。
保健部	保健部長	保健班	保健医療課長	別に指名する職員	(1) 医療救護計画に関すること。 (2) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会に対する救急医療体制の維持及び救護所等への出動準備の要請に関すること。 (3) 救護所の設置及び運営に関すること。 (4) 救護所等への保健師等の派遣に関すること。 (5) 避難者の健康管理に関すること。 (6) 医薬品供給協力店への要請及び連絡調整に関すること。 (7) 県との連絡調整に関すること。 (8) 施設への情報伝達に関すること。 (9) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		施設班	施設の長	別に指名する職員	(1) 施設利用者等への情報伝達及び施設利用者等の避難措置に関すること。

					(2) 施設の地震防災応急対策に関すること。 (3) 指定避難所の開設及び運営支援に関すること。
環境部	環境部長	衛生班	廃棄物 対策課 長	別に指名 する職員	(1) ごみの収集運搬計画に関すること。 (2) し尿の収集運搬に関すること。 (3) がれきの処理に関すること。 (4) 仮設便所に関すること。 (5) 公害防止に関すること。 (6) 施設への情報伝達に関すること。 (7) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		施設班	新環境 クリー ンセン ター所 長	別に指名 する職員	(1) ごみの収集運搬に関すること。 (2) 施設の地震防災応急対策に関すること。 (3) 指定避難所の開設及び運営支援に関すること。
産業交流 部	産業交 流部長	商工班	産業政 策課長	別に指名 する職員	(1) 緊急物資等の確保及び配給の準備に関するこ と。 (2) 協定業者の緊急物資の備蓄量及び流通在庫量 の把握に関すること。 (3) 県への緊急物資等の供給要請に関すること。 (4) 施設への情報伝達に関すること。 (5) 緊急物資集積所の開設準備に関すること。 (6) 富士市技能職団体連絡協議会災害復旧専門部 会に対する協力要請に関すること。 (7) 観光関係団体への情報伝達、連絡調整等に関す ること。 (8) 漁業協同組合との連絡調整に関すること。 (9) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		農林班	農政課 長	別に指名 する職員	(1) 農林業土木施設等の地震防災応急対策に関す ること。 (2) 所管道路の通行規制に関すること。 (3) 農林業土木施設等の工事の中断及び保安措置 の指示に関すること。 (4) 農業協同組合との連絡調整に関すること。

都市整備 部	都市整 備部長	都市計 画班	都市計 画課長	別に指名 する職員	(1) 復興本部の設置に関すること。 (2) 施設の地震防災応急対策に関すること。 (3) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		住宅政 策班	住宅政 策課長	別に指名 する職員	(1) 市営住宅の地震防災応急対策に関すること。 (2) 応急仮設住宅の受付等の準備に関すること。 (3) 被災住宅の応急修理の準備に関すること。
		建築指 導班	建築土 地対策 課長	別に指名 する職員	(1) 建築物の応急補強対策及び屋内安全対策に関 すること。 (2) 地震被災建築物応急危険度判定の準備に関す ること。 (3) 地震被災宅地危険度判定の準備に関すること。
上下水道 部	上下水 道部長	上水道 班	水道維 持課長	別に指名 する職員	(1) 上水道施設の地震防災応急対策に関すること。 (2) 配水池の水量確保に関すること。 (3) 応急給水計画に関すること。 (4) 国及び県との連絡調整に関すること。 (5) 指定給水工事業者に対する協力要請に関する こと。 (6) 上水道工事の中断及び保安措置の指示に関す ること。 (7) 簡易水道組合等との連絡調整に関すること。 (8) 上水道施設への情報伝達に関すること。 (9) 水道事業の経理に関すること。
		下水道 班	下水道 施設維 持課長	別に指名 する職員	(1) 下水道施設の地震防災応急対策に関すること。 (2) 下水道工事の中断及び保安措置の指示に関す ること。 (3) 地震災害応急対策用資機材の点検、確保等に関 すること。 (4) 国及び県との連絡調整に関すること (5) 岳南排水路管理組合との連絡調整に関するこ と。 (6) 下水道施設への情報伝達に関すること。 (7) 施設利用者等への情報伝達及び施設利用者等 の避難措置に関すること。

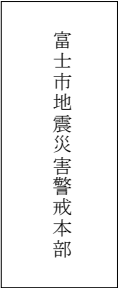
					(8) 公共下水道事業の経理に関すること。 (9) 上水道班及び他部との連絡調整に関すること。
建設部	建設部 長（別に 指名す る職員）	建設総 務班	建設総 務課長	別に指名 する職員	(1) 工事の中断及び保安措置の指示に関すること。 (2) 道路占有者等に対する危険な物件の除去等の 指示に関すること。 (3) 国及び県との連絡調整に関すること。 (4) 建設業者に対する協力要請に関すること。 (5) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		道路班	道路維 持課長	別に指名 する職員	(1) 道路及び橋りょうにおける工事の中断及び保 安措置の指示に関すること。 (2) 緊急輸送路及び幹線避難路における障害物等 の除去の指示に関すること。 (3) 地震災害応急対策用資機材の点検、確保等に関 すること。
		河川班	河川課 長	別に指名 する職員	(1) 河川工事の中断及び保安措置の指示に関する こと。 (2) 河川施設の巡視に関すること。 (3) 樋門等の点検及び操作体制の確認に関するこ と。 (4) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 (5) 警戒区域の設定に関すること。 (6) 水防団の出動指令等に関すること。
		施設保 全班	施設保 全課長	別に指名 する職員	(1) 建築工事の中断及び保安措置の指示に関する こと。 (2) 施設の地震防災応急対策の助言に関すること。 (3) 応急仮設住宅の建設準備に関すること。
医務部	事務部 長	医務班	病院総 務課長	病院職員	(1) 施設利用者等への情報伝達及び施設利用者等 の避難措置に関すること。 (2) 病院職員の参集状況の把握に関すること。 (3) 施設の地震防災応急対策に関すること。 (4) 医療救護計画に基づく医療の実施の準備に関 すること。 (5) 緊急医療体制の確立に関すること。

					(6) 医師会との連絡調整に関すること。 (7) 医療資機材等の点検及び確保に関すること。 (8) 他部との連絡調整に関すること。
消防部	消防長	指揮班	警防課 長	別に指名 する職員	(1) 警防本部の設置に関すること。 (2) 消防職員の参集状況の把握に関すること。 (3) 消防車両及び資機材の確保、整備及び配分に関 すること。 (4) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 (5) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。
		通信指 令班	情報指 令課長	別に指名 する職員	(1) 警防本部の指示等の伝達に関すること。 (2) 消防隊等の配備命令に関すること。 (3) 活動状況の記録に関すること。 (4) 通信機器の確保等に関すること。 (5) 災害受信及び出動指令に関すること。
		情報班	予防課 長	別に指名 する職員	(1) 地震防災応急計画の実施状況の把握及び実施 の指導に関すること。 (2) 情報の収集、整理及び伝達に関すること。
		支援班	消防総 務課長	別に指名 する職員	(1) 消防団員の動員等に関すること。 (2) 消防職員等の給食等に関すること。
		第1消防 班	中央消 防署長	別に指名 する職員	(1) 火災の警戒及び防御に関すること。 (2) 水利の確保に関すること。 (3) 消火、救急及び救助活動の準備に関すること。 (4) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 (5) 警戒区域の設定に関すること。
		第2消防 班	西消防 署長	別に指名 する職員	(1) 火災の警戒及び防御に関すること。 (2) 水利の確保に関すること。 (3) 消火、救急及び救助活動の準備に関すること。 (4) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 (5) 警戒区域の設定に関すること。
教育部	教育次 長	教育総 務班	教育総 務課長	別に指名 する職員	(1) 施設への情報伝達に関すること。 (2) 施設班からの報告の取りまとめに関すること。 (3) 学校の一時休校及び再開の調整に関すること。 (4) 部内各班及び他部との連絡調整に関すること。

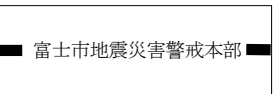
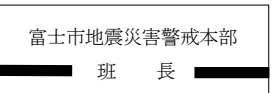
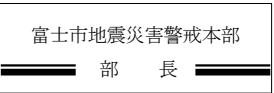
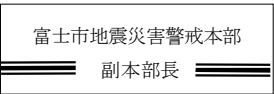
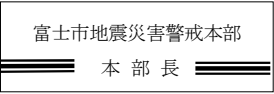
		施設班	施設の 長	施設の職 員	(1) 施設利用者等への情報伝達及び施設利用者等 の避難措置に関すること。 (2) 施設の地震防災応急対策に関すること。 (3) 指定避難所の開設及び運営支援に関すること。 (4) 学校の一時休校及び再開に関すること。 (5) 避難者の食事の支援に関すること。 (6) 文化財の保護に関すること。
議会部	議会事 務局長	議会班	議会事 務局次 長	議会事務 局職員	議会、議員等に関すること。

富士市地震災害警戒本部標識

1. 警戒本部の標示板



2. 腕章



(班員用)

富士市地震防災対策地区担当班設置規程

〔昭和54年1月26日
訓 令 乙 第 1 号〕

（趣 旨）

第 1 条 この訓令は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の施行により、富士市の自主防災組織を育成し、地震防災に関する情報の提供及び意見交換を図るため設置する富士市地震防災対策地区担当班（以下「地区担当班」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所 掌 事 務）

第 2 条 地区担当班の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）自主防災組織の組織づくりに関すること。
- （2）地震防災の啓蒙活動に関すること。
- （3）地震防災について市民との意見交換に関すること。
- （4）防災訓練に関すること。
- （5）その他班長が必要と認めたこと。

（組 織）

第 3 条 地区担当班は、次のとおりとする。

吉原地区班、伝法地区班、今泉地区班、神戸地区班、広見地区班、富士見台地区班、元吉原地区班、須津地区班、浮島地区班、吉永地区班、吉永北地区班、原田地区班、大淵地区班、青葉台地区班、富士駅北地区班、富士北地区班、富士駅南地区班、田子浦地区班、富士南地区班、岩松地区班、岩松北地区班、鷹岡地区班、丘地区班、天間地区班、富士川地区班、松野地区班

2 地区担当班に、班長、副班長及び班員を置く。

一部改正〔平成10年訓令乙4号・14年8号・20年11号〕

（班長及び副班長）

第 4 条 班長は、地区担当班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

2 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議への参加）

第 5 条 地区担当班は、第2条の事務を行うため、地区住民と総務部防災危機管理課との地震防災に関する会議に参加することができる。

一部改正〔平成10年訓令乙4号・17年2号〕

（情報の提供）

第 6 条 総務部防災危機管理課は、地震防災に関する資料及び情報を地区担当班に提供するものとする。

一部改正〔平成10年訓令乙4号・17年2号〕

（補 則）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月29日訓令乙第2号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年5月14日訓令乙第6号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（昭和59年3月29日訓令乙第3号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月15日訓令乙第7号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成4年3月26日訓令乙第3号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日訓令乙第4号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定は、公表の日から施行する。

附 則（平成14年3月25日訓令乙第8号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日訓令乙第2号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月31日訓令乙第11号）

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。

富士市職員参集基準

令和 7 年 4 月

1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで大規模な地震が発生する可能性が高まった場合に発表される。当該情報が発表された場合、大規模な地震の発生に備え、以下の配備体制をとる。

配備基準	配備体制及び要員
南海トラフ地震臨時情報の キーワード「①調査中」が発表された場合	事前配備体制（情報収集体制） 情報収集及び共有（状況に応じて配備要員を拡充できる体制をとる） 防災危機管理課
南海トラフ地震臨時情報の キーワード「②巨大地震注意」が発表された場合	災害警戒配備体制 各所属で情報の収集及び共有、体制の確認等を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。 災害配備 A 要員（施設班、地区班、医務班、消防部交代勤務者は除く） ※本体制は 1 週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。
南海トラフ地震臨時情報の キーワード「③巨大地震警戒」が発表された場合	本部第 1 次配備体制 富士市災害対策本部を設置し、全庁的な情報共有体制をとる、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する。 災害配備 A 要員（医務班、消防部交代勤務者は除く） 3 地区班（今泉・元吉原・田子浦）の災害配備 B 要員 ※本体制は 1 週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

【参考】「南海トラフ地震臨時情報」とキーワード

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	①調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	②巨大地震注意	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等 ※情報発表後 7 日以内に、南海トラフ沿いで巨大地震が発生する確率は通常の 数倍程度 の状態
	③巨大地震警戒	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ※情報発表後 7 日以内に、南海トラフ沿いで巨大地震が発生する確率は通常の 100 倍程度 の状態
	④調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

2 突発地震が発生した場合

大きな揺れを感じたときには、ラジオ、インターネット、富士市職員防災情報メール等により情報を収集し、市内及び県内の震度が以下の場合、**参集命令を待つことなく**、予め指定された場所に参集する。

震度及び地域	配備要員
市内で震度 4 または県内で震度 5 弱以上	【防災危機管理課による情報収集体制】 (状況に応じて配備要員を拡充できる体制をとる)
市内で震度 5 弱	災害配備 A 要員 【本部第 1 次配備体制】
市内で震度 5 強	災害配備 A・B 要員 【本部第 2 次配備体制】
市内で震度 6 弱以上	災害配備 A・B・C 要員（全要員） 【本部第 3 次配備体制】

3 気象警報等が発表された場合

配備体制	配備基準	配備体制及び要員
事前配備体制	大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき 【自動参集】	防災危機管理課・河川課・道路維持課・農政課
台風対策本部体制	台風の接近に伴い、市内で被害の発生するおそれがあるとき 【配備メールの指示により参集】	副市長・総括部（総括班・情報班・広報班）・総務部（渉外班）・市民部（地区支援班）・福祉部（福祉総務班、要配慮者支援班）・産業交流部（農林班）・上下水道部（上水道班）・建設部（河川班、道路班）・医務部・教育部（教育総務班）・消防部（指揮班） 全地区班の災害配備 A 要員
	土砂災害警戒情報が発表されたとき 【配備メールの指示により参集】	市長・副市長・総括部（総括班・情報班・広報班）・総務部（渉外班）・市民部（地区支援班）・産業交流部（農林班）・建設部（河川班、道路班）・消防部（指揮班） 全地区班の災害配備 A 要員
洪水対策本部体制	次の河川において、 避難判断水位 を超えたとき 富士川 4.2m（南部観測所） 潤井川 3.0m（潤井川橋観測所） 沼川 2.7m（河合橋観測所） 小潤井川 2.15m（小潤井川観測所） 赤淵川 3.19m（花守橋観測所） 【配備メールの指示により参集】	市長・副市長・教育長・総括部（総括班・情報班・広報班） 総務部（渉外班）・市民部（地区支援班）・福祉部（福祉総務班、要配慮者支援班）・産業交流部（農林班）・上下水道部（上水道班）・建設部（河川班、道路班）・医務部・教育部（教育総務班）・消防部（指揮班） 【富士川】9 地区班（富士南・田子浦・富士駅南・富士駅北・富士北・岩松・岩松北・富士川・松野）の災害配備 A 要員及び避難所派遣職員・避難所となる施設班 A 要員
		【潤井川】10 地区班（天間・鷹岡・岩松北・伝法・富士北・富士駅北・吉原・田子浦・丘・今泉）の災害配備 A 要員及び避難所派遣職員・避難所となる施設班 A 要員
		【沼川】7 地区班（今泉・元吉原・浮島・須津・吉永・原田・吉原）の災害配備 A 要員及び避難所派遣職員・避難所となる施設班 A 要員
		【小潤井川】3 地区班（伝法・吉原・今泉）の災害配備 A 要員及び避難所派遣職員・避難所となる施設班 A 要員
特別警報本部体制	大雨特別警報が発表されたとき（重大な危険が迫っていると考えられるとき） 【配備メールの指示により参集】	災害配備 A 要員、及び地区班 B 要員
津波注意配備体制	津波注意報が発表されたとき 【自動参集】	危機管理室・河川課
津波対策本部体制	津波警報又は大津波警報が発表されたとき 【自動参集】	災害配備 A 要員 ※ただし、施設班及び地区班は以下の要員に限る 施設班 津波避難ビルに指定された施設の災害配備 A 要員 地区班 ・3 地区班（今泉・元吉原・田子浦）の災害配備「A・B」要員 ・3 地区班（富士駅北・富士駅南・富士南）の災害配備 A 要員及び避難所派遣職員
		災害配備「A」要員 その他本部長が指名する要員
本部第 1 次配備体制	小規模の災害が発生、又は発生のおそれがあるとき	災害配備「A・B」要員 その他本部長が指名する要員
本部第 2 次配備体制	相当規模の災害が発生、又は発生のおそれがあるとき*1	災害配備「A・B・C」要員（全要員）
本部第 3 次配備体制	大規模の災害が発生、又は発生のおそれがあるとき*1	

*1 その他特に本部長が当該配備を必要と認めたとき。
注 班長は、状況に応じ配備体制に係らず、要員を出動させることができる。

富士市業務継続計画

【令和6年8月改訂版】

4 富士山で噴火警報等が発表された場合

配備体制	配備基準	配備体制及び要員	主な実施事項等
事前配備体制	「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されたとき【自動参集】	危機管理室	1. 情報収集及び発信 2. 噴火警戒レベル引き上げに備えた準備
本部第1次配備体制	「噴火警戒レベル3」が発表されたとき 【自動参集】	災害配備A要員（医務部・消防部の交代勤務者を除く） 総括部（情報班・広報班）・市民部（地区支援班）・福祉部（福祉総務班・要配慮者支援班）・子ども支援部（子ども支援班）・保健部（保健班）・環境部（施設総務班）・産業交流部（農林班）・建設部（建設総務班）・教育部（教育総務班）及び4地区班（大淵・吉永北・神戸・富士見台）の災害配備B要員	1. 避難指示の発令（第1次、第2次避難対象エリア） 2. 避難所の開設（新環境クリーセンセンター） 3. 地区の状況把握及び避難者の誘導 4. 避難行動要支援者の移動手段の確保 5. 避難状況及び避難完了の確認 6. 交通規制の実施 7. 警戒区域が設定された場合の区域内への立入り規制 8. 児童関連施設の休校措置の実施 9. 来城者への帰宅の呼びかけ
	「噴火警戒レベル4又は5」が発表されたとき 【自動参集】	（上記の参集要員に加え） 全ての地区班の災害配備「B」要員	1. 避難指示の発令（第3次避難対象エリア） 2. 避難所の開設 ※開設を担当する地区班及び開設する避難所は、丘地区班（丘小学校）、広見地区班（広見小学校）、富士見台地区班（吉原北中学校）、今泉地区班（吉原第二中学校、吉原高校）、原田地区班（吉原第三中学校）、青葉台地区班（富士東高校）、須津地区班（須津小学校、須津中学校）、岩松北地区班（岩松中学校）、岩松地区班（岩松小学校（積雪期のみ）） 3～9は噴火警戒レベル3と同様の対応を実施 10. 融雪型火山泥流の事前避難対象区域への避難指示の発令（積雪期のみ）
			1. 溶岩流流下パターンに基づき追加の避難指示発令 2. 避難先の選定 ※市内の他の指定避難所若しくは広域避難とし、避難開始時期や避難対象区域は噴火の状況で判断する。 3. 避難所の追加開設 4～9は噴火警戒レベル3及びレベル4と同様の対応を実施
本部第2次配備体制	噴火が発生したとき 【自動参集】	全ての班の災害配備「A・B」要員 福祉部（施設班）・子ども支援部（施設班）・交代勤務者を除く消防部のC要員 その他本部長が指名する要員	1. リアルタイムパターンの基づく追加の避難指示発令 2. 広域避難先の調整 3. 一時集結地の選定・周知 4. 広域避難先の避難所開設・運営
本部第3次配備体制	噴火の影響が第4次避難対象エリアまで及びおそれがあると判断されたとき、又は大量の降灰が認められるとき 【配備マニュアルの指示により参集】	災害配備「A・B・C」要員（全要員）	

目次

第 1 章 総論	1
1.1 業務継続計画策定の目的	1
1.2 業務継続計画策定の効果	1
1.3 業務継続計画の位置づけ	1
第 2 章 業務継続体制	3
2.1 計画の対象組織	3
2.2 業務継続計画の発動	3
2.3 情報の処理体制	3
第 3 章 被害状況の想定	4
3.1 想定する危機事象の選定	4
3.2 想定事象による市内の被害状況	4
第 4 章 必要資源に関する現状と対策	6
4.1 拠点施設の代替施設	6
4.2 執務環境・必要資源等の確保	8
4.3 重要な行政データのバックアップ	9
第 5 章 職員の参集	10
5.1 職員の参集基準	10
5.2 職員の参集予測	10
5.3 職員の自宅待機（参集不要）の基準	14
第 6 章 流動体制及び受援体制	15
6.1 職員の流動体制の考え方	15
6.2 受援計画の策定	15
6.3 応援体制が必要と予測される業務	15
第 7 章 非常時優先業務の選定	16
7.1 非常時優先業務とは	16
7.2 非常時優先業務の整理	16
7.3 非常時優先業務の目標開始時期	17
7.4 非常時優先業務と個別目標開始時期	18
7.5 非常時優先業務のチェックリストの作成	47
第 8 章 業務継続計画の継続的な改善と今後の取り組み	48
8.1 本計画の活用・訓練の実施	48
8.2 本計画の引継ぎ	49
8.3 本計画の改善	49
8.4 今後の取り組み	49
富士市業務継続計画の沿革	50

第 1 章 総論

1.1 業務継続計画策定の目的

大規模地震などの危機事象が発生し、行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制限がある状況下において、優先すべき業務を選定するとともに、業務継続に必要な資源の確保・配分、手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等についてあらかじめ定めることにより、適切な業務執行を可能にすることを目的とし「富士市業務継続計画」を策定する。

1.2 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、応急業務が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定することにより、非常時に優先すべき業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

また、時系列ごとの災害応急対策業務と、災害時にも継続又は優先して再開すべき通常業務を整理することにより、膨大な災害応急対策業務のためのマンパワーを確保することができる。

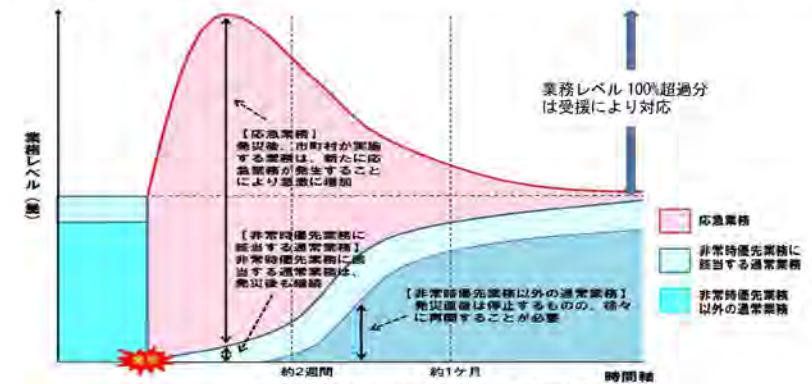


図 1-1 発災後に市が実施する業務の推移

※時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

（出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成 28 年 2 月内閣府（防災担当））

1.3 業務継続計画の位置づけ

富士市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、富士市防災会議が策定する法定計画であり、本市、防災関係機関、事業者及び市民が災害予防、応急対策及び復旧・復興対策について、実施すべき事項を定めている。

一方、業務継続計画は、非常時優先業務（災害応急対策業務、早期実施すべき復旧業務、優先度の高い通常業務）を的確に実施するために、地域防災計画に定める細部計画の一つとして、本市が独自に定め、地域防災計画の実効性を担保するものである。（図1-2）



図1-2 地域防災計画と業務継続計画の関係

○地域防災計画と業務継続計画の比較

	地域防災計画	業務継続計画
策定主体	富士市防災会議	富士市
計画の趣旨	災害発生時または平時から実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規程するための計画	災害発生時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実効性の確保）
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある
対象業務	・災害応急対策業務（予防、応急対策、復旧・復興業務） ・各業務について「なすべきこと」を定性的に記載	・非常時優先業務（災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務） ・各業務について「何を、いつ、誰が、どうする」を定量的に記載
業務の目標開始時期	目標開始時期の記載はない	・非常時優先業務ごとに業務の目標開始時期を定める ・目標とする時期までに必要な資源を確保する
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある

第2章 業務継続体制

2.1 計画の対象組織

本計画の適用対象組織は「富士市役所（市長事務部局、上下水道部、病院、消防本部、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局）」とする。

本計画は市全体の総括的視点での業務継続計画であり、各部は、それぞれ作成するマニュアルやチェックリスト等において、業務継続のために必要な事項を詳細に定めるものとする。

2.2 業務継続計画の発動

大規模な地震等の発生により、業務継続計画に基づき、非常時の業務継続体制に移行する基準について、次のように定める。

(1)発動基準

富士市地域防災計画に基づく配備体制が決定され、市災害対策本部を設置し、市域及び市役所機能に基大な被害が生じた場合とする。

(2)発動権限者

市災害対策本部長（市長）とする。

なお、本部長（市長）の判断を仰ぐことができない場合には、次の順により権限を委任したものとす。

○業務継続計画発動の代行順位

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
副市長（総務部所管）	副市長	危機管理監	総務部長

※第5順位からは、富士市部設置条例に定められた部長の順とする。

(3)業務継続体制

富士市地域防災計画に定められた体制に速やかに移行する。

(4)発動の周知

非常時の業務継続体制に移行した際には、通常業務を休止又は縮小し非常時優先業務を実行することを庁内放送にて周知する。

(5)計画の発動解除

本部長は、資源の不足等に伴う制限が改善され、安定的な市役所機能を再開することが可能な場合、業務継続計画の発動解除を宣言する。ただし、各部長は解除の宣言前であっても、応急業務の進捗状況に応じ、休止した通常業務を順次再開するものとする。

2.3 情報の処理体制

災害発生時は、住民、地区班、防災関係機関などから様々な情報が災害対策本部に入る。総括部総括班は、情報の持つ意味や現場の状況を推測し、限られた人・物を最大限に生かすことを最優先に考え、現場対応にあたる部班及び防災関係機関を決定する。（図2-1）

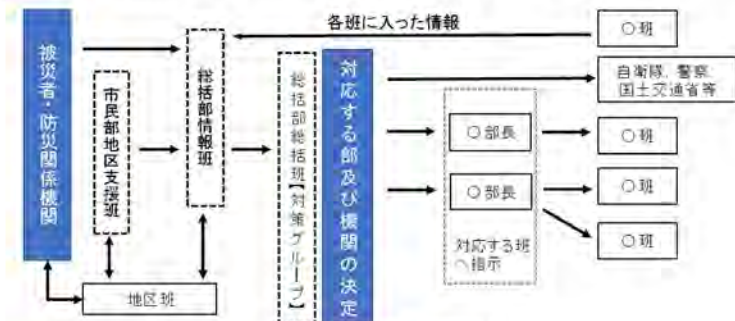


図2-1 情報の処理体制

第3章 被害状況の想定

3.1 想定する危機事象の選定

想定する危機事象は、現段階では、「本庁舎が最も被害を受ける災害」を想定し、「南海トラフ巨大地震（東側ケース）」とする。想定する危機事象が発生する季節や時間などの条件により、被害想定が変わるため、業務によっては最も厳しいケースが異なることがあり得る。各所属においては自らの業務に照らし、そのようなケースも想定する必要がある。

南海トラフ巨大地震（東側ケース）＝ 静岡県第4次地震被害想定（レベル2）
・地震の規模：マグニチュード9.0程度
・市内の最大震度6強
・想定津波高6m
※発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震、津波

3.2 想定事象による市内の被害状況

(1)自然現象の想定

①地震動

推定震度	7	6強	6弱	5強以下	合計
面積（km ² ）	0.0	98.8	144.6	0.0	243.5
割合（％）	-	40.6	59.4	-	100.0

②津波浸水面積

浸水深	1cm以上	1m以上	2m以上	5m以上
面積（km ² ）	2.4	0.7	0.3	0.0

(2)人的被害の想定

区分	季節・時間帯	建物倒壊		津波	ア・B地区の転倒、 屋外落下物	合計
		うち屋外収容物移動・転倒・屋内落下物				
死者（人）	冬・深夜	50	10	90	0	140
	夏・昼	20	10	70	0	90
	冬・夕	40	10	60	0	100
重傷者（人）	冬・深夜	400	70	20	0	420
	夏・昼	500	50	20	0	520
軽傷者（人）	冬・深夜	2,300	300	40	0	2,340
	夏・昼	1,800	200	30	10	1,840

(3)建物被害の想定

区分	季節・時間帯	揺れ	液状化	人口造成地	津波	山崖崩れ	火災	合計
全壊・焼失（棟）	冬・深夜	3,800	20	10	10	40	20	3,900
	夏・昼	3,800	20	10	10	40	30	3,910
	冬・夕	3,800	20	10	10	40	2,300	6,180
半壊（棟）	冬・深夜	12,000	90	20	200	80	0	12,390
	夏・昼	12,000	90	20	200	80	0	12,390
	冬・夕	11,000	80	20	200	80	0	11,380

(4)ライフラインの被害想定

①上水道（断水率、断水人口）

給水人口 （千人）	断水率（％）				断水人口（人）			
	直後	1日後	7日後	1ヶ月後	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
254	100	96	53	0	約253,000	約243,000	約134,000	0

②下水道（機能支障率、機能支障人口）

処理人口 （千人）	機能支障率（％）				機能支障人口（人）			
	直後	1日後	7日後	1ヶ月後	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
181	6	5	3	0	約10,000	約9,400	約5,200	0

※管路の状況が確認されるまで使用不可

③電力（停電率、停電軒数）

需要家数 （軒）	停電率（％）				停電軒数（軒）			
	直後	1日後	4日後	1週間後	直後	1日後	4日後	1週間後
約143,000	89	78	3	2	約127,000	約111,000	約3,600	約2,500

④通信 固定電話（不通回線率、不通回線数）

回線数 （回線）	不通回線率（％）				不通回線数（回線）			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
約50,000	89	79	4	0	約45,000	約39,000	約1,800	約30

携帯電話（停波基地局率、不通ランク）

停波基地局率（％）				不通ランク			
直後	1日後	4日後	1週間後	直後	1日後	4日後	1週間後
4	79	5	4	-	A	-	-

※不通ランク「A」：停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が50%を超える。

⑤都市ガス（復旧対象戸数）

需要家数 （戸）	復旧対象戸数（戸）			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
約25,000	約20,000	約20,000	約17,000	約3,400

第4章 必要資源に関する現状と対策

4.1 拠点施設の代替施設

本計画においては、本部及び地区の防災上の拠点である、消防防災庁舎、市本庁舎及び地区まちづくりセンターの代替施設について以下のとおり定める。他の市所有施設については各施設で別に定める。

(1)消防防災庁舎及び市本庁舎の状況

消防防災庁舎及び市本庁舎の耐震状況は、次のとおりである。

建 物	建設年	耐震性能	構造	階数
消防防災庁舎	2001	新耐震基準	SRC	7
備考	災害対策本部を置く消防防災庁舎は免震構造であり、市有施設の中では、地震に対しては、最も被害を受けにくい建物であると言える。			
建 物	建設年	耐震性能	構造	階数
市本庁舎	1970	I b (2009 年耐震補強)	SRC	10
備考	本庁舎は、旧耐震基準（昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前）により建設した建物であり、平成 2 0 年度から 2 ヶ年かけ耐震補強工事を施工した。耐震性能は I b であり、倒壊する可能性はないが、建築から約 5 0 年経過し、老朽化していることから、ある程度の被害を受けることが想定される。			

（※ I b：耐震性能が良い建物）

- ・両庁舎とも、津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域には含まれないが、洪水により潤井川で 0.7m、小潤井川で 0.9mの浸水が想定されている。

(2)本庁舎の代替施設

現状から、市本庁舎について代替施設を設定する。本庁舎の規模を考慮した場合、複数の代替施設において、本計画に基づき優先度を付け、分散して業務を行うことが想定される。このため、新耐震基準である以下の 2 施設を候補施設として設定する。

【市本庁舎の代替施設】

建 物	建設年	耐震	構造	階数	備 考
富士市交流プラザ	2008	新耐震基準	RC・S	3	
富士市産業交流展示場（ふじさんめっせ）	2008	新耐震基準	S	1	緊急物資集積場所

- ・富士市産業交流展示場（ふじさんめっせ）は、緊急物資集積場所となることから、代替施設として使用する場所等について調整を図る必要がある。

(3)地区まちづくりセンターの状況

地区防災拠点となる、地区まちづくりセンターの耐震状況は次のとおりである。

建 物	建設年	耐震性能	構造	階数
吉原まちづくりセンター	1982 (2022 年リニューアル)	新耐震基準	RC	2
伝法まちづくりセンター	2012	新耐震基準	RC	2
今泉まちづくりセンター	1999	新耐震基準	RC	3
神戸まちづくりセンター	1995	新耐震基準	RC	2
広見まちづくりセンター	1993	新耐震基準	RC	2
青葉台まちづくりセンター	2001	新耐震基準	RC	2
富士見台まちづくりセンター	1983	新耐震基準	RC	2
元吉原まちづくりセンター	1990	新耐震基準	RC	2
須津まちづくりセンター	1991	新耐震基準	RC	2
浮島まちづくりセンター	1987	新耐震基準	RC	2
吉永まちづくりセンター	1987	新耐震基準	RC	2
吉永北まちづくりセンター	1992	新耐震基準	RC	2
原田まちづくりセンター	1985	新耐震基準	RC	2
大淵まちづくりセンター	1989	新耐震基準	RC	2
富士駅北まちづくりセンター	2014	新耐震基準	RC	2
富士北まちづくりセンター	2002	新耐震基準	RC	3
富士駅南まちづくりセンター	2015	新耐震基準	RC	2
富士南まちづくりセンター	2018	新耐震基準	RC	2
田子浦まちづくりセンター	1985	新耐震基準	RC	2
岩松まちづくりセンター	2021	新耐震基準	RC	2
岩松北まちづくりセンター	1998	新耐震基準	RC	2
鷹岡まちづくりセンター	2010	新耐震基準	RC	2
天間まちづくりセンター	1984	新耐震基準	RC	2
丘まちづくりセンター	1984	新耐震基準	RC	2
富士川まちづくりセンター	1990	新耐震基準	RC	2
松野まちづくりセンター	1998	新耐震基準	RC	2

- ・富士北まちづくりセンターは潤井川の家屋倒壊危険ゾーン内、吉永北まちづくりセンターは赤淵川の家屋倒壊危険ゾーン内、岩松まちづくりセンターは富士川の浸水深が 3.0mを超える。

4.2 執務環境・必要資源等の確保

本計画においては、消防防災庁舎、市本庁舎の執務環境・必要資源等の確保状況について記載する。他の市所有施設については各施設で別に定める。

(1) 執務環境の確保

現状	対策
・消防防災庁舎は強化ガラスを使用、本庁舎はガラスの飛散防止フィルムを貼付済み ・複合プリンターやキャビネット類は固定済み ・一部の執務室ではキャビネットの上など高いところに書類などが置かれている ・エレベーターは停電・地震時には最寄り階に、火災時には1階に停止するが、再開には専門業者による安全確認が必要	・「整理・整頓活動」の推進 ・衛生委員会による定期点検の実施 ・エレベーターの保守点検業者に対し、点検・復旧作業を要請する

(2) 主な資源の確保

種類	現状	対策
電力	・市本庁舎、消防防災庁舎は商用電力供給停止後直ちに非常用発電機が自動起動する ・非常用発電機 ①1,000KVA、燃料タンク 18,000L（両庁舎兼用） ②45KVA、燃料タンク 170L ③60KVA、燃料タンク 140L（②③は消防防災庁舎専用） ・稼動可能時間は 72 時間	・非常用発電機の燃料の供給体制を確立する ・電気使用量の大きい複合プリンターはフロア2台に制限する ・その他電気機器も使用を制限する ・1週間以上の長期停電も発生しうる。協定の締結・内容の見直しによる供給ルートの多重化や、庁内における燃料の供給体制など、電力の確保に向けて全庁的に検討しておく
水・食料等	・受水槽容量は、41.5 t（本庁舎 27.5 t、消防防災庁舎 14 t）、停電時にも使用可能な高架水槽容量は、最大で 21 t（本庁舎 18 t、消防防災庁舎 3 t） ・本市の想定最大避難者に必要な食料備蓄数 283,500 食に対し、290,250 食を備蓄していることから、6,750 食（約 4 食分）を職員用とすることが可能	・職員自身による最低3日分の水・食料及び泊まり込みに必要な物資の備蓄を徹底する ・アレルギー対応の食料や常備薬等は、職場にも職員自身で用意する等、当該物資の備蓄の必要性を職員に対し周知する ・市役所内の売店及び自動販売機の設置業者と在庫商品等の提供について協議する ・市内事業者等との協定により、飲料水・食料等を確保する
トイレ	・終末処理場や管路の破損状況の確認が済むまで、下水道は使用禁止 ・下水道が使用可能な場合のトイレの使用水については、井水槽 47 t（内消防防災庁舎 15 t）が確保されている ・トイレトペーパーは、常に 2 週間以上のストックは確保している	・上下水道部から使用が許可されるまでは、既設便器で携帯トイレを使用する ・携帯トイレ、簡易トイレの保管場所の特定及び使用方法を周知する ・仮設トイレの設置場所、設置業者を特定する ・手指消毒液を確保する
公用車	・資産経営課 172 台 ・消防車両 76 台 ・新環境クリーンセンター車両 27 台 ・上下水道部車両 28 台 - 合計 303 台	・公用車の燃料は、半分程度になったら給油することを徹底する ・ガソリン等燃料を優先して給油できる業者を指定する ・民間事業者や他自治体と協定を締結する
プリンター、消耗品等	・複合プリンターの数は、本庁舎 68 台、消防防災庁舎 16 台、出先機関 238 台 ・用紙及びトナー、その他消耗品は各課で適時補充している	・複合プリンター等は強震等で破損しないよう固定する ・用紙及びトナー等は、常に 1 週間以上の使用可能な量を確保する

(3) 災害時にもつながりやすい多様な通信及び情報伝達手段の確保

通信手段	数量	使用	現状・課題
防災行政無線電話(衛星)	2	◎	・防災危機管理課、情報指令課に各 1 台 ・県、全国自治体、防災関係機関との連絡用
県村町専用電話(衛星)	1	◎	・防災危機管理課に配置
衛星携帯電話	1	◎	・防災危機管理課に配置
携帯電話（災害時優先）	4	○	・災害時用として市長 1 台、防災危機管理課 2 台、情報指令課 1 台所持
固定電話（災害時優先）	7	○	・受信、発信とも優先的に利用可能
固定電話（ひかり回線）	69	△	・1 週間程度利用不可となる可能性あり
防災行政無線 F A X（衛星）	2	○	・防災危機管理課、情報指令課に各 1 台 ・県、防災関係機関との連絡用
F A X	54	△	・本庁舎 47 回線、消防防災庁舎 7 回線 ・1 週間程度利用不可となる可能性あり
メール	－	△	・通信網に依存する
移動系防災行政無線	基地局 1 移動局 27	◎	・各地区まちづくりセンターに配備 ・常時充電
防災無線 M C A 無線	基地局 1 移動局 241	◎	・各地区まちづくりセンター、各避難所、関係機関等に配備 ・協定都市に配備（茨城県ひたちなか市、千葉県市川市、神奈川県茅ヶ崎市） ・常時充電 ・通信用途による輻輳が課題
デジタル簡易無線	移動局 237	○	・消防、防災危機管理課、関係各課等に配備 ・常時充電 ・通信エリアが狭い
情報伝達手段	数量	使用	現状・課題
同報無線	基地局 1 中継局 1 受信局 404	◎	・中継局は発電機、太陽光発電設備を完備、基地局・受信局はバッテリーにより停電後 72 時間放送体制を確保 ・定期点検等による設備の保全
コミュニティ FM（ラジオエフ）	－	◎	・ラジオエフとの災害時応援協定締結 ・災害対策本部から割込み放送する設備を完備 ・定期点検等による設備の保全
S N S（LINE、facebook、Twitter）	－	○	・通信網に依存するが、Wi-Fi により使用可能
緊急地震速報メール	－	△	・FUJISAN システムから、NTTdocomo、Softbank、au、楽天モバイルへ配信 ・通信網に依存する
公開用 WEB サーバ	－	○	・通信網に依存するが、専用 Wi-Fi ルータにより使用可能

※「使用」欄は、大規模地震発生後の使用について、◎は直後から使用可能、○は直後から使用できる可能性が高い、△は一定期間使用不可の可能性があり、を記載。

4.3 重要な行政データのバックアップ

業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップに関する事項は、ICT 部門の業務継続計画<富士市>に別に取りまとめるものとする。

第 5 章 職員の参集

5.1 職員の参集基準

本部開設時における配備体制は、次の表のとおりとし、配備の種別等は、その都度本部長が決定する。職員は、動員命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所に参集する。

種別	配備基準	配備要員
本部第 1 次配備体制	(1) 小規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 市内に震度 5 弱の地震が発生したとき。 (3) その他特に本部長が当該配備を必要と認めたとき。	災害配備 A 要員その他本部長が指名する要員
本部第 2 次配備体制	(1) 相当規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 市内に震度 5 強の地震が発生したとき。 (3) その他特に本部長が当該配備を必要と認めたとき。	災害配備 A 要員及び B 要員その他本部長が指名する要員
本部第 3 次配備体制	(1) 大規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 市内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 (3) その他特に本部長が当該配備を必要と認めたとき。	災害配備要員全員

配備基準	配備体制及び要員
南海トラフ地震臨時情報「調査中」が発表された場合	事前配備体制（防災危機管理課による情報収集体制）
南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が発表された場合	警戒本部体制（災害警戒配備体制） 各所属で情報の収集及び共有、体制の確認等を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。 災害配備 A 要員（施設班、地区班、消防部交代勤務除く）
南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」が発表された場合	警戒本部体制（本部第 1 次配備体制） 災害対策本部を設置し、全庁的な情報共有体制をとり、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する。 災害配備 A 要員、今泉、元吉原、田子浦地区班の B 要員

5.2 職員の参集予測

(1)職員参集条件概要

災害発生時における職員の参集条件について、以下のように設定した。
地震・津波発生時においては、地震の揺れや液状化現象、津波浸水による道路損壊等により、通行不可となる区間が発生し、自動車による参集が困難であることが想定される。
また、家庭環境等による参集不能率についても、現実的な参集人員を把握するためアンケートを行った。（令和 5 年 6 月実施）

(2)参集アンケートの条件

災害発生当日、自宅から各自の参集場所までの参集可能時間（1 時間以内、3 時間以内、6 時間以内、12 時間以内、24 時間以内、72 時間以内、72 時間経過後）を下記の条件によりアンケートを実施した。

発災条件	南海トラフ巨大地震発生時 勤務時間外（真冬の午前 5 時） 地震の予知無し
参集対象	正規職員のうち防災名簿掲載者（長期派遣・休暇者は含まない）2,711 人
参集手段	徒歩（時速 3 km/h）自転車（10 km/h）バイク（20 km/h）
参集場所	一般職員：本部班員は消防防災庁舎及び市本庁舎、地区班員は各まちづくりセンター、施設班員は各施設 消防職員：各署 医療職員：中央病院
道路状況	津波浸水想定区域、土砂災害危険箇所は通行不可とする

①距離ベースの参集可能時間の算出

$$\text{参集所要時間} = \frac{\text{参集所要距離}}{\text{参集手段による速度}}$$

・設定条件では、真冬の朝 5 時に発災することとしているが、参集率がより低下する状況をあらかじめ想定しておくことが必要であることから、動員対象となる全職員が自宅から配備先まで、公共交通機関や自動車を利用せず徒歩・自転車・バイクで参集するという条件で予測を行った。
・徒歩による 1 日の最大移動距離・移動時間は、気温が低い中で徒歩により長時間移動することは困難が予想されることから、1 日の最大移動距離は 20 km とした。

⇒以上により、距離の条件に基づく発災後の経過時間ごとの職員参集人員数（距離ベースでの参集可能人数）を算出した。

時間	全体人数	内訳			
		消防職員	医療職員	本部班	地区班
1時間以内	1,326人（53%）	211人（72%）	218人（40%）	536人（49%）	361人（66%）
3時間以内	2,118人（85%）	274人（93%）	405人（75%）	942人（85%）	497人（91%）
6時間以内	2,334人（94%）	288人（98%）	488人（90%）	1,035人（94%）	523人（96%）
12時間以内	2,391人（96%）	293人（99%）	507人（93%）	1,061人（96%）	530人（97%）
1日以内	2,430人（98%）	294人（99%）	523人（96%）	1,076人（98%）	537人（99%）
3日以内	2,458人（99%）	295人（100%）	535人（99%）	1,088人（99%）	540人（99%）
4日以上	2,485人（100%）	295人（100%）	543人（100%）	1,102人（100%）	545人（100%）
合計	2,485人	295人	543人	1,102人	545人

○アンケート集計結果（アンケート回収率 92%）

②参集不能率の算出

発災直後は職員自身も被災し混乱等に巻き込まれること、また、家族の保護のため即座に参集できない者が見込まれること、発災後に職員自身や近親者が被災し死亡又は重傷となった場合は参集不可能となること等を考慮して、参集不能率(2～34%)を設定した。

参集不能率は、職員アンケートの結果を基に、発災当初は家族の擁護のため 34%程度、住家の耐震不足のため 8%程度を見込むが、時間の経過と共に漸減するものとして考え、最終的に 4 日以降を 2%と見込んだ。

なお、南海トラフ巨大地震においては、富士市民の死者・重傷者が 560 人（死者 140 人、重傷者 420 人）と想定されており、これを富士市の人口約 25 万人で除した割合は、約 0.2%であることから、死傷により参集不能となる職員は僅少であると考える。

○アンケート集計結果（アンケート回収率 92%）

問 家族に小学生以下の子どもや、要介護者などがいて、自分が面倒をみなければならない

	回答者数	内訳		
		消防職員	医療職員	一般職員
はい	846人（34%）	85人（29%）	204人（38%）	557人（34%）
いいえ	1,639人（66%）	210人（71%）	339人（62%）	1,090人（66%）
合計	2,485人	295人	543人	1,647人

問 自宅が昭和 5 6 年以前の木造住宅で耐震補強が済んでいない

	回答者数	内訳		
		消防職員	医療職員	一般職員
はい	177（7%）	10人（3%）	42人（8%）	125人（8%）
いいえ	2,308（93%）	285人(97%)	501人（92%）	1,522人（92%）
合計	2,485人	295人	543人	1,647人

③参集予測人数の算出

①及び②のアンケート結果を基に、参集見込人数を次の式より算出した。

参集予測人数 = 防災名簿掲載人数 × 距離ベース × 家庭環境 × 家屋の耐震状況

一般職員（本部班）

時間	防災名簿掲載人数	距離ベース	家庭環境	家屋の耐震状況	参集人数	参集率
1時間以内	1,133人	49%	66%	92%	337人	29.8%
3時間以内	1,133人	85%	66%	92%	585人	51.6%
6時間以内	1,133人	94%	66%	92%	647人	57.1%
12時間以内	1,133人	96%	66%	92%	660人	58.3%
1日以内	1,133人	98%	66%	92%	674人	59.5%
3日以内	1,133人	99%	90%	92%	929人	82.0%
4日以上	1,133人	100%	98%	98%	1,088人	96.0%

一般職員（地区班）

時間	防災名簿掲載人数	距離ベース	家庭環境	家屋の耐震状況	参集人数	参集率
1時間以内	562人	66%	61%	94%	213人	37.8%
3時間以内	562人	91%	61%	94%	293人	52.2%
6時間以内	562人	96%	61%	94%	309人	55.0%
12時間以内	562人	97%	61%	94%	313人	55.6%
1日以内	562人	99%	61%	94%	319人	56.8%
3日以内	562人	99%	90%	94%	471人	83.8%
4日以上	562人	100%	98%	98%	540人	96.0%

医療職員

時間	防災名簿掲載人数	距離ベース	家庭環境	家屋の耐震状況	参集人数	参集率
1時間以内	709人	40%	62%	92%	162人	22.8%
3時間以内	709人	75%	62%	92%	303人	42.8%
6時間以内	709人	90%	62%	92%	364人	51.3%
12時間以内	709人	93%	62%	92%	376人	53.0%
1日以内	709人	96%	62%	92%	388人	54.8%
3日以内	709人	99%	90%	92%	581人	82.0%
4日以上	709人	100%	98%	98%	681人	96.0%

消防職員

時間	防災名簿掲載人数	距離ベース	家庭環境	家屋の耐震状況	参集人数	参集率
1時間以内	295人	72%	71%	97%	146人	49.6%
3時間以内	295人	93%	71%	97%	189人	64.0%
6時間以内	295人	98%	71%	97%	199人	67.5%
12時間以内	295人	99%	71%	97%	201人	68.2%
1日以内	295人	99%	71%	97%	201人	68.2%
3日以内	295人	100%	90%	97%	258人	87.3%
4日以上	295人	100%	98%	98%	283人	96.0%

5.3 職員の自宅待機（参集不要）の基準

自身や家族の健康状態、家庭環境等により、直ちに参集を要さない職員の要件を次のとおり定める。これらに該当する職員は、1 の職員を除きその旨を災害対策本部に報告する。

なお自宅待機の要件に該当しなくなった場合には、速やかに参集するものとする。

○職員の自宅待機（参集不要）基準

1	防災名簿に記載されていない職員（会計年度任用職員を含む）
2	妊娠中、産前産後休暇中、育児休業中の職員
3	病気休暇中、病気休職中の職員
4	家族の中に小学生以下の子どもがあり、当該職員しか監護する者がいない場合又は他の監護者が来るまでの間
5	家族の中に介護・介助を要する者や障害者、負傷者等があり、当該職員しか介護等をする者がいない場合又は他の介護者等が来るまでの間
6	同居家族が死亡した場合
7	当該災害において負傷し、入院又は自宅療養の必要がある職員

第 6 章 流動体制及び受援体制

6.1 職員の流動体制の考え方

応援が必要と予想される業務については、次に掲げる順に対応するものとする。

- ①発災後 72 時間は、市民の生命・身体・財産の保護に直接影響しない業務については、二次被害を防止する範囲の実施にとどめ、原則、班単位の参集人員で対応するものとする。
- ②各班で対応できない又は先送りすることができない業務は部内調整で対応する。
- ③部内で対応できない業務は、本部による部間調整で対応する。
- ④本市職員で対応できない業務は、他の自治体の応援体制で対応する。
各班は、流動体制をとる場合の指揮調整体系や、応援元となる班や受援組織等を定めるものとし、併せて応援者に依頼する業務内容について事前に整理する。

6.2 受援計画の策定

他自治体からの応援職員や NPO・ボランティア等の受け入れについては、受け入れる人数や期間を考慮のうえ、受け入れ施設の確保など庁内で調整する必要がある。業務継続計画の下位計画として「富士市災害時受援計画」を策定し、応援の受け入れに関する具体的な流れについて取りまとめを行うものとする。

6.3 応援体制が必要と予想される業務

各班の災害時の分掌事務、業務の開始時期、必要人員数、協働する団体等を考慮した上で、人員が不足し、他からの応援が必要と予想される業務については、富士市災害時受援計画にて定めることとする。

第 7 章 非常時優先業務の選定

7.1 非常時優先業務とは

大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務が非常時優先業務である。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等（これらを以下「災害応急業務」という。）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務（以下「非常時優先通常業務」という。）が対象となる（図 7-1）。発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を継続する。

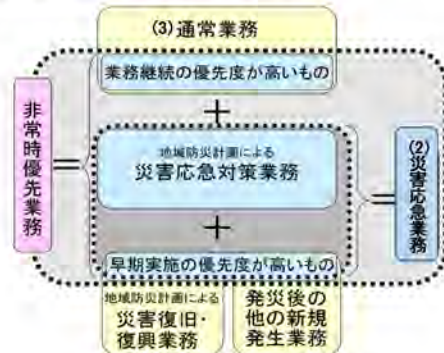


図 7-1 非常時優先業務のイメージ

（出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成 28 年 2 月内閣府（防災担当）

7.2 非常時優先業務の整理

(1) 対象期間

非常時優先業務の選定対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整い通常業務への移行が確立されると考えられるまでの期間とされている。本計画においては、非常時優先業務の選定対象期間を「発災 1 か月以内」とする。

(2) 業務継続の基本方針

- ア、災害発生時には、市民の生命、身体、財産を保護するため、地域防災計画に位置づけられた災害応急対策業務を最優先する。
- イ、発生から 72 時間までは、人命に係る災害応急対策業務に重点を置くこととなるため、市民生活、災害拠点等の施設の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外は一旦停止する。
- ウ、休止、縮小する通常業務は平常時における重要性をもって判断するのではなく、市民の生活の維持に係る重要度をもって判断する。
- エ、市の公共施設は、原則として利用を休止する。ただし、避難所等の災害応急対策業務で使用する場合を除く。
- オ、イベント、会議等は、原則として中止・延期する。
- カ、災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し早期に実施するべき業務を対象とする。
- キ、優先度の高い通常業務は、応急業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

7.3 非常時優先業務の目標開始時期

(1) 災害応急業務

富士市災害対策本部組織規程に定められた、各部及び班で実施する分掌事務について、目標開始時期を定める。265 業務の内、3 時間以内が約 5 割となっており、職員の参集予測も考慮しながら、随時見直しを行うものとする。

開始時間区分	災害応急業務		
	業務数	割合	（累計）
A 3 時間以内	147	55.47%	(55.47%)
B 2 4 時間以内	66	24.91%	(80.38%)
C 3 日以内	20	7.55%	(87.93%)
D 1 週間以内	14	5.28%	(93.21%)
E 2 週間以内	12	4.53%	(97.74%)
F 1 ヶ月以内	6	2.26%	(100%)
合計	265	100%	

(2) 非常時優先通常業務

業務継続の基本方針に基づき、発災 1 か月以内に再開する必要がある、優先度の高い通常業務について、各課で選定し目標開始時期を定める。行政組織の変更があった場合には、随時見直しを行うものとする。

開始時間区分	非常時優先通常業務		
	業務数	割合	（累計）
A 3 時間以内	22	2.57%	(2.57%)
B 2 4 時間以内	13	1.52%	(4.09%)
C 3 日以内	24	2.81%	(6.90%)
D 1 週間以内	39	4.56%	(11.46%)
E 2 週間以内	55	6.43%	(17.89%)
F 1 ヶ月以内	71	8.30%	(26.19%)
休止	631	73.8%	(100%)
	855	100%	

7.4 非常時優先業務と個別目標開始時期

(1)災害応急業務

部班名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【総括部】								
総括班	災害対策本部の設置及び運営に関すること	A						
	本部会議に関すること	A						
	本部長の命令伝達に関すること	A						
	災害情報の対応部班の決定に関すること	A						
	県への状況報告に関すること	A						
	自衛隊の派遣要請、受入れ及び連絡調整に関すること	B						
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B						
情報班	災害情報の受付、整理及び分析に関すること	A						
	通信手段の確保に関すること	A						
	気象情報等の掌握に関すること	A						
	避難情報等の伝達に関すること	A						
	安否情報の収集、整理、照会及び回答に関すること	A						
広報班	市民への情報提供に関すること	A						
	報道機関への対応に関すること	A						
	災害記録に関すること	C						
システム班	情報通信回線の被害調査及び応急復旧措置に関すること	A						
	情報システムの被害調査及び応急復旧措置に関すること	A						
	情報機器等の仮設に関すること	B						
	情報システム提供事業者との連絡調整に関すること	B						
【総務部】								
受援班	国、県、協定締結団体等への応援要請及び連絡調整に関すること	B						
	応援職員等の受援調整に関すること	D						
	応援職員等の受入れに関すること	B						
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B						
渉外班	本部長及び副本部長の秘書に関すること	A						
	国及び県の関係者その他外来者の応接及び災害地視察に関すること	D						
動員班	職員の参集状況の把握に関すること	A						
	職員の動員調整に関すること	B						
	職員の勤務に関すること	B						
	職員の給食に関すること	C						
	職員の安否情報に関すること	C						
	職員の健康管理に関すること	B						

部班名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【財政部】								
財政班	災害対策についての予算措置に関すること	D						
	経理に関すること	E						
	義援金及び寄附金の受入れ及び保管に関すること	C						
	工事請負、物品購入等の契約に関すること	E						
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B						
管財班	来庁者等への情報伝達並びに来庁者等の避難措置及び保護に関すること	A						
	車両の配車及び燃料確保に関すること	A						
	庁舎の被害調査及び応急復旧措置に関すること	A						
住家調査班	住家被害認定調査の実施に関すること	B						
	住家被害の認定に関すること	E						
【市民部】								
地区支援班	地区班との連絡等に関すること	A						
	避難所運営状況の掌握に関すること	B						
	避難所運営の体制整備の調整に関すること	C						
	施設への情報伝達に関すること	A						
	施設利用者等の安否情報の収集に関すること	A						
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B						
ボランティア調整班	災害ボランティア本部の設置及び運営に関すること	A						
	災害時の男女共同参画に関すること	B						
	外国人への情報提供その他の支援に関すること	B						
	施設への情報伝達に関すること	A						
市民窓口班	施設利用者等の安否情報の収集に関すること	A						
	災害時における戸籍事務等の処理に関すること	A						
	遺体の埋火葬に関すること	A						
	総合窓口の設置、運営に関すること	B						
	り災証明書(火災に係るものは除く)の発行に関すること	E						
	安否不明者に係る住民情報の収集及び整理に関すること	B						
	災害に係る市民相談業務に関すること	C						
	施設への情報伝達に関すること	A						
	施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関すること	A						
	施設利用者等の安否情報の収集に関すること	A						
施設の被害調査及び危険防止措置に関すること	A							

部班名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
地区班	地区内自主防災会との連絡協調に関すること	A						
	地区内住民への情報伝達及び避難措置に関すること	A						
	地区内の災害状況の把握及び報告に関すること	A						
	地区内住民の安否情報の収集及び報告に関すること	A						
	地区内の物資要請への対応に関すること	C						
	地区内の危険とみなされる物件の除去等の指示に関すること	B						
	要配慮者の保護に関すること	A						
	被災者の生活状況の把握及び報告に関すること	C						
	指定避難所の開設及び運営支援に関すること。	A						
	救護所の設置及び運営の支援に関すること	A						
	住家被害認定調査の実施に関すること	D						
	旅行者等の保護に関すること	B						
【福祉部】								
福祉総務班	災害救助法に基づく事務の総括に関すること	D						
	避難行動要支援者支援計画に関すること	A						
	遺体措置計画に関すること	B						
	日本赤十字社との連絡調整に関すること	B						
	被災者生活再建支援制度等に関すること	E						
	災害弔慰金の給付に関すること	F						
	義援金の配分に関すること	F						
	施設への情報伝達に関すること	A						
	所管施設の被害状況の把握及び支援に関すること	A						
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B						
要配慮者支援班	要配慮者の相談及び支援に関すること	B						
	福祉避難所の開設及び運営に関すること	B						
	施設への情報伝達に関すること	A						
	所管施設の被害状況の把握及び支援に関すること	A						
施設班	民間社会福祉施設等の被害状況の把握及び支援に関すること	A						
	施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関すること	A						
	施設利用者等の安否情報の収集及び報告に関すること	A						
	施設の被害調査及び危険防止措置に関すること	A						
施設班	施設の被害報告及び応急修理の要請に関すること	A						
	指定避難所の開設及び運営支援に関すること	A						
	施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関すること	A						
	施設利用者等の安否情報の収集及び報告に関すること	A						

部班名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【こども支援部】								
こども支援 班	避難所における児童等の相談及び支援に関すること	B						
	福祉避難所（看護学校に限る）の開設及び運営に関すること	B						
	施設への情報伝達に関すること	A						
	所管施設の被害状況の掌握及び支援に関すること	A						
	民間児童福祉施設等の被害状況の掌握及び支援に関すること	A						
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	A						
施設班	施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及 び保護に関すること	A						
	施設利用者等の安否情報の収集及び報告に関すること	A						
	施設の被害調査及び危険防止措置に関すること	A						
	施設の被害報告及び応急修理の要請に関すること	A						
	指定避難所の開設及び運営支援に関すること	A						
【保健部】								
保健班	医療救護計画に関すること	事前						
	医師会、歯科医師会及び薬剤師会に対する救急医療体制の維 持並びに救護所等への出動の要請に関すること	A						
	救護所の設置及び運営に関すること	A						
	救護所等への保健師等の派遣に関すること	A						
	医療の実施に係る実費弁償及び損害賠償に関すること	E						
	避難者の健康管理に関すること	D						
	医薬品供給協力店への要請及び連絡調整に関すること	A						
	県との連絡調整に関すること	B						
	施設への情報伝達に関すること	A						
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B						
施設班	施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及 び保護に関すること	A						
	施設利用者等の安否情報の収集及び報告に関すること	A						
	施設の被害調査及び危険防止措置に関すること	A						
	施設の被害報告及び応急修理の要請に関すること	A						
	指定避難所の開設及び運営支援に関すること	B						

部班名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【環境部】								
衛生班	ごみの収集運搬計画に関すること	B						
	し尿の収集運搬に関すること	A						
	がれきの処理に関すること	C						
	仮設便所に関すること	A						
	防疫に関すること	C						
	被災動物救護に関すること	F						
	公害防止に関すること	C						
	施設への情報伝達に関すること	A						
	施設の危険防止措置に関すること	A						
	施設の被害調査及び応急復旧に関すること	A						
	部内各班及び他部との連絡調整に関するkと	B						
収集班	施設の被害調査及び危険防止に関すること	A						
	施設の被害報告及び応急修理の要請に関すること	A						
	指定避難所の開設及び運営支援に関すること	A						
【産業交流部】								
商工班	緊急物資等の調達及び配給に関すること	B						
	緊急物資集積所の開設及び運営に関すること	B						
	国、県等に対する緊急物資等の供給要請に関すること	C						
	商工会議所及び商工会との連絡調整に関すること	B						
	商工業の被害調査に関すること	B						
	富士市技能職団体連絡協議会災害復旧専門部会との連絡調整 に関すること	D						
	施設への情報伝達に関すること	A						
	施設利用者等の安否情報の収集に関すること	A						
	施設の被害調査及び危険防止措置に関すること	A						
	観光関係団体への情報伝達、連絡調整等に関すること	A						
	漁業協同組合との連絡調整に関すること	C						
	水産業関係の被害調査に関すること	C						
	水産業者に対する災害資金の情報収集及び融資に関すること	E						
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B						
農林班	農林業土木施設の被害調査並びに支障となる倒木の除去等応 急復旧措置に関すること	A						
	農業協同組合との連絡調整に関すること	C						
	農林業関係の被害の調査に関すること	C						

部班名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
農林班	農林業者に対する災害資金の情報収集及び融資に関すること	E						
	死亡獣畜処理に関すること	E						
	施設利用者等の安否情報の収集に関すること	A						

部班名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【都市整備部】								
都市計画班	復興本部の設置に関すること	C						
	建築基準法に基づく建築制限区域の指定に関すること	E						
	施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること	A						
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B						
住宅政策班	市営住宅の被害調査及び危険防止措置に関すること	A						
	応急仮設住宅の入居及び管理に関すること	B						
	住宅再建支援に関すること	F						
	被災住宅の応急修理に関すること	D						
建築指導班	地震被災建築物応急危険度判定に関すること	A						
	被災度区分判定と災害復旧の相談に関すること	E						
	地震被災宅地危険度判定に関すること	B						
【上下水道部】								
上水道班	上水道施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること	A						
	配水池の水量確保に関すること	A						
	応急給水計画に関すること	B						
	国及び県との連絡調整に関すること	B						
	指定給水工事業者に対する協力要請に関すること	B						
	日本水道協会に対する応援要請及び受入れに関すること	B						
	簡易水道組合との連絡調整及び応急給水の協力要請に関する こと	B						
	簡易水道組合等に対する応急復旧の技術援助に関すること	D						
	家庭等における給水施設の被害調査及び応急復旧措置に関す ること	A						
	上水道施設への情報伝達に関すること	A						
	水道事業の経理に関すること	C						
下水道班	下水道施設等の被害調査及び応急復旧措置に関すること	B						
	下水道施設等の応急運転に関すること	C						
	国及び県との連絡調整に関すること	A						
	協定締結団体等に対する応援要請及び受入れに関すること	D						
	岳南排水路管理組合との連絡調整に関すること	A						
	下水道施設への情報伝達に関すること	A						
	施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及 び保護に関すること	A						
	公共下水道事業の経理に関すること。	C						
	上水道班及び他部との連絡調整に関すること	A						

部班名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【建設部】								
建設総務班	道路占用者等に対する危険な物件の除去等の指示に関すること	B						
	土木施設及び建築施設の被害状況の取りまとめに関すること	A						
	土木施設及び建築施設の復旧事業の統括並びに所要資材の確保に関すること	B						
	国及び県の関係機関との連絡調整に関すること	A						
	建設業者に対する協力要請に関すること	B						
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B						
道路班	緊急輸送路及び幹線避難路における障害物等の除去の指示に関すること	A						
	道路及び橋りょうの通行規制等の措置に関すること	B						
	道路及び橋りょうの災害防止措置並びに被害調査に関すること	B						
	道路及び橋りょうの応急復旧措置に関すること	B						
河川班	主要河川施設の巡視に関すること	A						
	河川及び水路の災害防止措置並びに被害調査に関すること	A						
	水防団との連絡調整（出動指令を含む）に関すること	A						
	避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること	A						
	崩壊危険区域の交通規制、立入制限等の措置に関すること	A						
	海岸の被害状況の掌握に関すること	B						
	河川、水路等の応急復旧措置に関すること	B						
施設保全班	公共建築物の被害調査及び応急修理に関すること	A						
	応急仮設住宅の建設に関すること	B						
【医務部】								
医務班	施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関すること	A						
	病院職員の参集状況の把握に関すること	A						
	施設の危険防止措置に関すること	B						
	医療救護計画に基づく医療等の実施に関すること	B						
	緊急医療体制の維持に関すること	A						
	医師会との連絡協調に関すること	B						
	医療資機材等の確保に関すること	B						
	施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること	B						
	施設利用者等の安否情報の収集に関すること	A						
	他部との連絡調整に関すること	A						

部班名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【消防部】								
指揮班	警防本部の設置に関すること	A						
	消防職員の参集状況の把握に関すること	A						
	災害等に係る消防部災害防御方針の決定に関すること	A						
	災害等の消防活動全般の指揮に関すること	A						
	消防車両及び資機材の統制的運用に関すること	A						
	応援部隊の要請及び総合調整に関すること	A						
	避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること	A						
	警察、自衛隊等関係機関との連携に関すること	A						
	消防車両及び資機材の整備及び応急処置に関すること	A						
	部内各班及び他部との連絡調整に関すること	B						
通信指令班	初動時の災害概要の把握に関すること	A						
	消防部隊の統制的運用に関すること	A						
	関係機関との情報連絡に関すること	A						
	通信施設の運用、管理及び統制に関すること	A						
	災害受信及び出動指令に関すること	A						
	各種防災情報システムの運用に関すること	A						
	警報等の伝達に関すること	A						
	医療関係機関との連携に関すること	A						
	活動状況の記録に関すること	A						
情報班	火災等による被害情報の収集、集計、整理及び分析に関すること	A						
	各種防災情報システムによる災害情報の伝達及び報告に関すること	A						
	火災等による被害状況の記録及び保管に関すること	A						
	火災に係るり災証明に関すること	E						
支援班	消防団員の動員等に関すること	A						
	消防職員等の給食等に関すること	A						
	施設の被害調査及び応急復旧措置に関すること	A						
	消防団員の安否情報に関すること	A						
	消防団関係資機材の調達に関すること	A						
	緊急消防援助隊との連絡調整に関すること	A						
	関係機関との連絡調整に関すること	D						

部班名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
第一・第二 消防班	警防活動方針の決定に関する事	A						
	消防隊等の編成及び増強に関する事	A						
	署の部隊運用に関する事	A						
	消火、救急及び救助活動に関する事	A						
	火災、地震その他の災害等の防御に関する事	A						
	警戒区域の設定等に関する事	A						
	避難の指示の伝達及び避難誘導に関する事	A						
	初動時の情報収集に関する事	A						
【教育部】								
教育総務班	施設への情報伝達に関する事	A						
	施設班からの報告の取りまとめに関する事	A						
	施設の応急修理に関する事	B						
	教科書、学用品等の給与に関する事	D						
	学校の一時休校及び再開の調整に関する事	A						
	部内各班及び他部との連絡調整に関する事	B						
施設班	施設利用者等への情報伝達並びに施設利用者等の避難措置及び保護に関する事	A						
	児童生徒その他の施設利用者等の安否情報の収集及び報告に関する事	A						
	施設の被害調査及び危険防止措置に関する事	B						
	施設の被害報告及び応急修理の要請に関する事	B						
	指定避難所の開設及び運営支援に関する事	A						
	応急教育に関する事	D						
	学校の一時休校及び再開に関する事	C						
	避難者の食事の支援に関する事	D						
【議会部】								
議会班	議会、議員等に関する事	A						

(2)非常時優先通常業務

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【市長公室】								
市長戦略課	なし							
秘書課	市長・副市長秘書事業							
	・市長、副市長日程の調整、随同行、欠席行事の対応 ・市長、副市長からの指示事項に関する各部課との連絡調整	A						
【危機管理室】								
防災危機管理課	なし							
【総務部】								
企画課	なし							
行政経営課	なし							
総務課	市議会調整事業							
	・市議会の招集 ・議案のとりまとめ、議案書等の作製	F						
	公印管理事業							
	・公印の適正管理及び保管	C						
	庁内印刷事業							
	・庁内、一部出先機関の印刷製本業務の集中管理	D						
	郵便物收受・文書配布事業							
	・庁内、一部出先機関の郵便物の收受発送	D						
人事課	安全衛生管理事業							
	・職員の健康状態チェック、健康相談・メンタル相談	D						
	・職場の労働安全衛生	F						
	職員給与支給事業							
	・例月給与との支給（時間外勤務等の実績手当を除く）	F						
	人材活用事業							
	・会計年度任用職員等の任免（人的支援に関する部分）	D						
シティプロモーション課	市政広報事業							
	・市ウェブサイトの管理運営	E						
	・広報紙、コミュニティFM放送による市政情報の提供 ・映像での情報発信	F						
	広聴事業							
	・市長への手紙や陳情・要望等を通じて市民の意見を収集し、市政に反映（災害関係以外） ・メールの対応	F						
	電話交換及びコールセンター事業							
	・コールセンターの閉鎖に関する対応及び電話交換業務	A						
【デジタル推進室】								
デジタル戦略課	なし							
情報システム課	なし							

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【財政部】								
財政課	市債管理事業							
	・起債計画の協議及び同意申請 ・市債の借入、償還	F						
	土地開発公社支援事業							
	・資金調達 ・借入、償還	F						
資産経営課	公用車管理事業							
	・車両の配車（点検・整備の実施、保険料、重量税等の支出含む）	E						
契約検査課	なし							
収納課	税務事務管理調整事業							
	・被災者の状況にあわせた納期の延長等適切な措置	D						
	税証明等交付事業							
	・被災者の復興に向け必要とされる税証明の交付	E						
	市税収納管理事業							
	・金融機関等で納付され市金庫へ納入された市税、及び口座振替により納入された市税を精査し、歳入として確定 ・過誤納金の還付・充当 ・口座振替申請の受付処理、各種通知の発送	E F						
	市民税課	なし						
資産税課	なし							

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【市民部】								
まちづくり課	地域自治振興事業							
	・認可地縁団体証明書の発行	F						
	まちづくりセンター市民サービス事業							
	・市民サービスコーナーでの住民票等の諸証明の交付	E						
市民活躍・男女共同参画課	女性の社会参加・自立支援事業							
	・女性のための相談	B						
	地域国際化事業							
	・国際交流ラウンジの運営	B						
	市民活動センター運営事業							
	・市民活動センターの運営	B						
	市民交流施設運営事業							
	・交流プラザ、富士川ふれあいホールの運営	B						
市民安全課	防犯まちづくり事業							
	・防犯まちづくりの啓発活動	F						
	交通安全団体支援事業							
	・市交通安全指導員の活動・派遣等人事管理	F						
	市民相談事業							
	・市民相談の実施	C						
市民課	斎場運営事業							
	・斎場の運営管理及び施設維持管理	A						
	戸籍住民基本台帳事業							
	・埋・火葬の許可	C						
	・戸籍届出書記載指導	D						
	・住民基本台帳の整備・記録（住民基本台帳ネットワークシステムを含む）							
	・戸籍法及び住民基本台帳法に基づく届出の受付							
	・犯歴に関する事務							
	・外国人住民の異動に関する事務							
	フンストップ総合窓口事業							
	・市民のライフイベントに対応する各課窓口業務の一元化可能な事務	D						
	・個人番号カードを利用した証明書自動交付サービスの提供							
	戸籍簿・附票作成管理事業							
	・戸籍・渉外戸籍届書の審査、受付、戸籍作成し各届書を市町村及び法務局に送付、渉外戸籍届書及び除籍簿の保存	D						
	・住基法に基づき附票作成及び住所記載							
・届出及び通知により戸籍の附票を記載（入力）								
・外国人を含む住民の要望に対し法の適用に関する通則法、戸籍法に基づく各種届書の記載及び添付書類について指導								
・関係法に基づき届書による人口動態調査票作成及び相続税法 5 8 条の帳票の作成								
旅券交付事業								

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
	・旅券の申請受付及び交付	D						
文化スポーツ課	なし							

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【福祉部】								
福祉総務課	なし							
高齢者支援課	介護予防支援事業							
	・要支援1・2と認定された者の予防プランの作成	E						
	老人保護事業							
	・身寄りのない低所得の高齢者の施設への収容 ・要介護未認定の高齢者等の一時的な施設への入所措置 ・虐待を受けている高齢者や居住環境が劣悪な状況にある高齢者の施設への緊急保護措置	E						
	高齢者等あんしん生活支援事業							
	・年金制度に加入できなかったT15.4.1以前生まれの外国人で無年金の高齢者への手当の支給	F						
	要介護高齢者等支援事業							
	・医療機関への通院が困難な高齢者の送迎に対する支援	D						
	介護予防・日常生活支援総合事業							
	・要支援者等の状態にあった介護予防・生活支援サービスの提供	E						
	地域包括ケア推進事業							
	・地域包括支援センターを運営し、高齢者の抱える様々な問題解決への支援 ・在宅介護等に関する総合的な相談、在宅サービスの調整・指導等在宅高齢者の生活支援	E						
地域自立生活支援事業								
・介護用品支給事業等介護者を抱える家族への支援 ・成年後見制度利用支援事業等高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるための支援	F							
介護保険課	被保険者資格得喪管理事業							
	・被保険者の資格取得と転入・転出・死亡等の異動による取得喪失に伴う処理及び台帳管理 ・65歳到達者等への被保険者証の交付 ・異動及び認定申請に伴う資格者証の交付 ・転出異動に係る介護保険受給資格証明書の交付	F						
	介護保険料賦課徴収事業							
	・保険料を適正に賦課算定し保険料段階別に管理 ・転入・転出・死亡等の異動に伴う賦課更正 ・年額保険料を決定し、納付書等を発送する ・保険料日計処理、納付状況、還付処理等の管理	F						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
介護保険課	介護保険給付事業							
	・国保連合会への給付費支払 ・サービス受給者の利用状況の把握 ・高額介護サービス費・住宅改修費・福祉用具購入費に対する保険給付費の支給 ・保険給付費に係る負担金等交付申請	F						
	低所得者利用者負担対策事業							
	・障害者自立支援法でホームヘルプサービス利用負担額が0円だった者への利用者負担の助成 ・低所得で生計が困難である者が社会福祉法人等が提供するサービスを利用した場合の利用者負担の補助	F						
	要介護認定事業							
	・認定申請書の受理 ・認定申請に基づく主治医意見書の依頼、回収 ・認定申請に基づく調査 ・審査会を運営し、要介護度を認定 ・介護認定の有効期限内に更新申請の案内を通知 ・主治医意見書の回収状況の把握	E						
生活支援課	生活保護事業							
	・生活保護法に基づく適正な支援	E						
	中国残留邦人支援事業							
障害福祉課	生活支援給付制度に基づく支援	E						
	障害者地域生活支援事業							
	・ホームヘルパーの派遣、ショートステイ、医療機関での機能訓練や、通所による日中の介護及び創作的活動・生産活動の機会の提供による在宅生活の支援 ・地域活動センター、訪問入浴サービス、日中一時支援事業や生活サポート事業等在宅障害者の地域生活支援 ・日中活動系サービスの場の充実等障害児（者）の地域生活支援 ・児童発達支援、放課後等デイサービスによる障害児の療育の場の提供	F						
	障害者用具給付等事業							
	・車いす、義足等補装具の給付及び修理費用の給付 ・特殊ベッドやストマ装具等日常生活用具の給付	E						
	障害者地域生活安全事業							
	・緊急通報システム、紙おむつ支給、タクシー利用助成や災害情報関連機器等在宅の障害児（者）へのサービス提供	E						
	障害者手当給付事業							
	・特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害児福祉手当、富士市重症心身障害者等介護手当の支給	E						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A	B	C	D	E	F
			3時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
障害福祉課	障害者医療費等助成事業							
	・重度障害者への医療費の助成 ・経済的に医療費の支払いが困難な者への貸付 ・身体障害者（児）への医療費の助成 ・精神病院に入院している精神障害者への医療費の助成 ・60～65歳の身体障害者手帳3,4級の一部対象者への医療費の助成	E						
	障害者施設支援事業							
	・施設入所に関する支援	A						
	障害者就労等訓練事業							
	・市が設置するグループホームの指定管理による運営	A						
	・自立した日常生活、社会生活を営むために必要な訓練又は就労支援等を行う障害福祉サービスの利用に要する費用の支給 ・障害者の企業就労の促進、就労継続支援事業所等の利用者の工賃アップ、就労支援ネットワーク強化を図るための選任コーディネーターの設置。 ・市が設置する共同生活援助事業所の指定管理による運営	F						
	障害者手帳交付事業							
	・療育手帳の申請受付・交付 ・精神保健福祉手帳の申請受付・交付 ・身体障害者手帳の申請受付・発行・交付	E						
	障害支援区分認定等事業							
	・障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じた障害支援区分の認定	F						
	・国保連への審査、支払事務	E						
	障害者福祉相談事業							
	・基幹相談支援センターによる障害者等の相談、情報提供助言等の支援 ・障害者の地域移行、地域定着の支援 ・知的、身体、精神障害者相談員による相談、助言等の支援 ・精神保健福祉士による相談等の支援	F						
	・障害者の虐待防止のための啓発活動 ・虐待を受けた障害者や擁護者等に対する支援 ・障害を理由とする差別の解消を推進するための啓発、研修 ・障害者等への対応に関する相談等の支援	E						
	障害者社会参加促進支援事業							
	・意思疎通が困難な障害者への意思疎通支援の提供 ・障害者の社会参加を促進するためコミュニケーション支援 ・障害者の外出支援	B						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A	B	C	D	E	F
			3時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1か月 以内
障害福祉課	ふじやま学園運営事業							
	・発達段階に合わせた生活支援	A						
	・行動記録・日誌による日々の行動の記録	D						
	ふじやま学園給食事業							
	・ふじやま学園児及び職員に対し、朝食、夕食（休校日は朝食、昼食、夕食）を提供	B						
	・食材の手配下ごしらえ及び調理、配膳	D						
	ふじやま学園健康管理事業							
	・清潔・衛生的な環境を整え、感染症等を予防 ・児童の体調の管理、把握し、状況に応じて通院 ・毎日の投薬の管理、投薬後の状況把握 ・保険証、受診券の管理及び健康記録整理 ・嘱託医師との連絡、調整	A						
		D						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【こども未来部】								
こども未来課	子ども子育て支援事業							
	・富士市ファミリーサポートセンターの運営管理	E						
	児童健全育成事業							
	・児童館の運営	D						
	子育て環境整備事業							
	・複合型子育て支援拠点「みらいてらす」の運営	D						
保育幼稚園課	放課後児童クラブ運営管理事業							
	・放課後児童クラブの運営	D						
	保育園等入園事務事業							
保育幼稚園課	・保育園、認定こども園及び地域型保育事業の入園に関する事務	E						
	市立保育園等運営事業							
	・市立保育園、認定こども園の運営（拠点園に限る）	D						
保育幼稚園課	保育園等給食管理事業							
	・園児への給食の提供（拠点園に限る）	D						
	妊婦・子育て相談事業							
こども家庭課	・妊娠・子育てに関する相談、助言等	D						
	妊産婦支援事業							
	・母子健康手帳の交付 ・妊産婦健康診査費補助、新生児聴覚スクリーニング検査費補助	E						
	こども家庭総合支援拠点事業							
	・児童に関する相談支援 ・子育て短期支援事業の利用調整	D						
	母子生活支援施設等措置事業							
子育て給付課	・母子生活支援施設の入所措置に関する事務	F						
	ひとり親家庭等給付事業							
	・母子寡婦福祉資金貸付の受付、ひとり親家庭等の就労支援に関する給付	F						
	こども医療費助成事業							
	・こども医療費の助成	F						
	児童手当支給事業							
	・児童手当の支給	F						
	児童扶養手当支給事業							
	・児童扶養手当の支給	F						
ひとり親家庭等医療費助成事業								
子育て給付課	・ひとり親家庭等医療費の助成	F						
	未熟児養育医療事業							
	・未熟児養育医療費の助成	F						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
こども発達センター	発達相談事業							
	・発達相談、保護者への支援	D						
	みはら園運営管理事業							
	・みはら園の運営	D						
	みはら園給食事業							
	・園児への給食の提供	D						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【保健部】								
保健医療課	公害病補償給付支給事業							
	・公害健康被害認定審査会の運営 ・公害病認定患者の身分・等級決定に関する検査及び審査 ・診療報酬審査会の運営 ・補償給付の支出	F						
	特定感染症対策事業							
	・関係機関との連絡調整及び情報収集 ・市民に対する感染予防等の啓発（避難所等における感染症対策）	E						
	指定難病等対策事業							
	・小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 ・難病患者介護家族リフレッシュ事業の実施 ・指定難病等患者療養扶助費の支給	F						
健康政策課	救急医療事業							
	・救急医療センターの運営・施設管理 ・産婦人科・眼科・耳鼻科の一次救急医療（在宅輪番）の実施 ・二次救急医療の実施 ・休日救急歯科医療の実施	D						
	保健総合情報システム管理運営事業							
	・保健総合システムの管理運営	E						
地域保健課	予防接種推進事業							
	・各種予防接種の予診票発行 ・予防接種の実施（BCG集団接種）	E						
	乳幼児健康診査事業							
	・4,10か月児健康診査の受診票発行 ・1歳6か月児、3歳児健康診査の受診票発行	E						
国保年金課	母子訪問指導事業							
	・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援家庭訪問事業	F						
国保年金課	国保保険給付事業							
	・静岡県国民健康保険団体連合会を介し保険者負担分を医療機関に支出	F						
	国保資格管理事業							
	・被保険者証の再発行、資格確認 ・一部負担金の減免等の申請受付	D						
国保年金課	静岡県後期高齢者医療広域連合連携事業							
	・後期高齢者医療被保険者の異動、所得、申請受付業務等に関する情報の静岡県後期高齢者医療広域連合との連携	D						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
看護専門学校	看護教育事業							
	・国家試験学習に関する指導 ・学科及び臨地実習の評価 （災害発生時期により開始時期変動）	F						
	・年間の講義・実習・行事・長期休暇等に関する計画の立案 ・看護技術の習得に関する講義と学内実習・臨地実習での指導 ・学習、学生の生活全般の指導 ・講師との講義日程・試験の調整 ・実習施設との連絡調整	F						
	看護専門学校運営管理事業							
	・学生募集の企画・運営 ・入学試験の企画・運営 ・国家試験に係る受験申請等の支援 （災害発生時期により開始時期変動）	F						
	・就職情報の提供及び管理 ・講師の委嘱事務 ・講師の謝金支払い事務 ・既卒、在校生の各種証明書を発行 ・学生からの諸届の受理、管理	F						
	・学校長公印の適正管理及び保管	C						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【環境部】								
環境総務課	動物愛護事業							
	・犬の登録、注射済票の交付	F						
	森林墓園事業							
	・墓園の運営管理	C						
環境保全課	大気汚染・悪臭対策事業							
	大気汚染防止法等の届出の受理、審査	E						
	騒音・振動対策事業							
	騒音規制法等の届出の受理、審査	E						
	水質汚濁・土壌汚染対策事業							
	水質汚濁防止法等の届出の受理、審査	E						
廃棄物対策課	ごみ処理計画推進事業							
	・ごみ処理状況の把握	F						
	最終処分場跡地適正管理事業							
	・御所船、狐久保の最終処分場の管理	B						
	不法投棄対策事業							
	・不法投棄物及び放置自動車等の片付け・撤去の推進	F						
	新環境クリーンセンタープラント運営管理事業							
	・一般廃棄物の適正な焼却処理	B						
	新環境クリーンセンター焼却灰等資源化促進事業							
	・焼却灰等の資源化	C						
新環境クリーンセンター	資源化促進事業							
	・びん、ペットボトル、かん、金属、プラスチック製容器包装等の収集	E						
	家庭系一般廃棄物指導収集事業							
	・家庭系一般廃棄物の収集	E						
	埋立ごみ最終処分事業							
	・廃棄物処理法に基づく埋立ごみの最終処分及び管理	E						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【産業交流部】								
産業政策課	なし							
産業支援課	中小企業金融支援事業							
	・市内中小企業者の資金調達を支援	F						
	地域産業支援センター事業							
	・地域産業支援センターを運営し、市内中小企業の経営等を支援	F						
商業労政課	雇用対策事業							
	・内職相談、労働相談の相談体制の確保	F						
	・内職相談、労働相談の相談業務を再開							
	勤労者福利厚生助成事業							
	・勤労者福祉サービスセンターの状況確認	F						
	・勤労者福祉サービスセンターへの補助金支出							
	勤労者融資事業							
	・労働金庫富士支店の状況確認	F						
	・労働金庫富士支店への利子補給補助金支出							
	高齢者就業センター運営管理事業							
	・高齢者就業センターの状況確認	F						
	・高齢者就業センターの修繕							
交流観光課	高齢者就業センター運営管理事業							
	・高齢者就業センターの状況確認	F						
	・高齢者就業センターへの運営補助金支出							
	なし							
農政課	土地改良区計画推進事業							
	・事業計画の策定、事業採択の申請	F						
林政課	なし							

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【都市整備部】								
都市計画課	都市計画管理事業							
	・都市計画法第53条に基づく許可 ・公有地の拡大の推進に関する法律第4条・第5条に基づく届出・申出への対応 ・都市再生特別措置法に基づく届出	F						
	自主運行バス等運行事業							
	・コミュニティ交通の運行	E						
建築土地対策課	開発等許可事業							
	・都市計画法に基づく開発行為及び建築の許可	F						
	プロジェクト「TOUKAI-0」事業							
	・道路沿いのブロック塀等に関する相談	D						
	建築確認申請・検査等事業							
	・建築に関する全般的な相談	F						
みどりの課	なし							
市街地整備課	市街地整備管理事業							
	・土地区画整理事業完了地区の座標値の閲覧	F						
	第二東名IC周辺地区土地区画整備事業							
	・土地区画整理法第76条に基づく許可 ・仮換地証明の発行	F						
	・合同会社等への支援	D						
	市街地再開発事業促進事業							
	・富士駅北口第一地区市街地再開発事業の管理・監督 ・富士駅北口駅前広場及び公益施設の整備	C C						
住宅政策課	市営住宅運営管理事業							
	・市営住宅の入居者管理に関すること ・市営住宅退去事務	D D						
	新富士駅南地区整備推進事業							
新富士駅南整備課	・土地区画整理法第76条に基づく許可 ・仮換地証明の発行	F						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【上下水道部】								
上下水道経営課	上下水道管理事務事業							
	・公印の適正管理及び保管	C						
	水道事業予算編成事業							
	・公営企業会計システムの全体的な管理、システム業者との連携	D						
	・例月給与の支給（時間外手当等の実績手当てを除く） ・起債計画の協議及び同意申請 ・企業債の借入、償還	F						
	公共下水道事業予算編成事業							
	・公営企業会計システムの全体的な管理、システム業者との連携	D						
	・例月給与の支給（時間外手当等の実績手当てを除く） ・起債計画の協議及び同意申請 ・企業債の借入、償還	F						
	上下水道事業出納管理事業							
	・文書の收受・発送・保管 ・支出負担行為として、適正、必要な書類が作成されているか確認 ・収入に際して、適正、必要な書類が作成されているか確認 ・支出に際して、適正、必要な書類が作成されているか確認	E						
上下水道営業課	公用車管理事業							
	・車両の管理、整備 ・全国市有物件災害共済会（自動車共済）の加入及び請求手続き	A						
	水道料金賦課・収納事業							
	・公印の適正管理及び保管	C						
	・状況に応じた賦課収納への対応（水道料金、下水道使用料）	D						
	下水道単独使用地区（簡易水道組合）の下水道使用料							
	・状況に応じた賦課収納への対応（下水道単独使用地区）	D						
水洗化促進事業								
	・下水道台帳図の交付及び手数料の徴収 ・地域公会堂の公共下水道接続工事費の助成 ・公共下水道接続工事費の融資あっ旋	F						
水道工務課	なし							

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
水道維持課	水道水質検査事業							
	・原水及び浄水の水質検査分析を委託し検収及び調査	A						
	水道施設維持管理事業							
	・施設の巡視、点検及び委託業務の監理・検収 ・取水施設の点検、工事の発注 ・浄水装置の点検、工事の発注・監理及び委託業務の監理・検収 ・送水施設の点検、工事の発注・監理及び委託業務の監理・検収	A						
下水道建設課	なし							
下水道施設維持課	下水道特定施設・除害施設監理事業							
	・特定施設、除害施設の届出の受理、審査	F						
	下水道排水設備工事適正化事業							
	・排水設備確認申請が法令等に適合しているか確認及び完了検査の実施	F						
生活排水対策課	クリーンセンターききょう運転管理業務							
	・プラント設備の点検	A						
	・包括業務委託に関する管理・監督・指導	C						
	・汚泥処分計画の策定・実施							
	・プラント設備の工事・修繕							
	・放流水の水質分析							
	中野台下水処理施設事業							
	・プラント設備の点検	A						
	・包括業務委託に関する管理・監督・指導	C						
	・適正な水処理の確認							
	・汚泥運搬計画を策定・実施							
	・プラント設備の工事・修繕等							
生活排水対策課	・放流水の水質分析							
	・処理区域内の排水設備の審査と完了検査（システムへのデータ入力含む）	F						
	浄化槽設置普及促進事業							
	・浄化槽設置費補助金交付に関する事務（設置届含む） ・浄化槽台帳の管理	D						
【建設部】								
建設総務課	なし							
道路整備課	なし							
道路維持課	なし							
河川課	なし							
施設保全課	なし							

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【中央病院】								
病院経営課	中央病院会計出納管理事業							
	・医薬品の調達	A						
	・公印（企業出納印）の適正管理及び保管	C						
	・公営企業会計システムの全体的な管理、システム業者との連携	D						
	・資金計画の策定	E						
	・支出負担行為として、適正、必要な書類が作成されているか確認	E						
	・収入に際して、適正、必要な書類が作成されているか確認							
	・支出に際して、適正、必要な書類が作成されているか確認							
	・起債計画の協議及び同意申請	F						
・企業債の借入、償還								
病院総務課	中央病院運営事業							
	・病院事業の運営管理、調整	A						
	中央病院事務管理事業							
	・車両の維持運行管理	A						
	・病院職員への事務連絡、情報提供	B						
	・病院公印の適正管理及び保管	C						
	中央病院給与と支給事務事業							
	・職員の勤務状況の管理	F						
	・例月給与及び期末・勤勉手当等の支給							
	中央病院職員福利厚生事業							
	・県市町村職員共済組合に関する各種手続	F						
	・臨時職員の社会保険・雇用保険加入脱退手続							
	中央病院安全衛生管理事業							
	・職員の公務・労働災害補償に関する各種手続	E						
	中央病院環境整備事業							
	・患者給食業務の実施	B						
・医療機器の保守契約、修理	C							
・医療機器以外の設備、備品の修理								
・院内清掃業務の実施								
・警備、駐車場、電話交換及び休日・夜間等時間外業務の実施								
・院内洗濯業務の実施								
・検体検査業務の実施								
・廃棄物の処分	E							

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
病院総務課	中央病院院内保育所運営事業							
	・院内保育所の運営	C						
	中央病院施設管理事業							
	・院内建築設備機器の運転及び管理	A						
	・建物、構造物、付帯施設及び建物等付帯設備の点検及び維持修繕	B						
	・建物等付帯設備の保守契約及び監理							
	・電気、ガス、水道、下水道設備の点検及び管理 ・医療ガス設備の点検及び管理							
医事課	中央病院市有財産管理事業							
	・診療材料等の購入管理	C						
	中央病院窓口事業							
	・新患・再診患者の受付、登録及び会計案内 ・診断書等の書類受付及び発行	E						
	中央病院外国人患者対応事業							
	・診療などの際の外国語通訳	E						
	中央病院診療報酬請求事業							
地域医療連携センター	・一部負担金等の算定及び請求 ・診療報酬明細書作成及び請求	E						
	中央病院情報システム管理事業							
	・システム障害発生時の保守体制の確保 ・システム障害時の運用	B						
中央病院患者相談窓口事業	中央病院患者相談窓口事業							
	・「総合相談センター」の運営	E						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【消防本部】								
消防総務課	消防施策等策定推進事業							
	・消防の基本的施策の企画立案、消防体制の確立 ・組織の構築	E						
	消防本部総務事務事業							
	・公印の適正管理及び保管	C						
	・文書及び物件の収受並びに発送、図書の管理	E						
	消防本部福利厚生・研修事業							
	・消防職員の公務災害補償に関する各種手続き	F						
	消防庁舎整備事業							
	・各施設の状況を情報収集	A						
	・全施設状況の取りまとめ	C						
	・施設整備の優先順位を検討	E						
	・関係部局及び業者へ状況報告後対応を依頼	E						
警防課	なし							
情報指令課	気象観測・情報伝達事業							
	・天候・風向・風速・温度・湿度・雨量及び気圧の観測 ・気象官署から発表される気象情報の収集	A						
	救急医療機関情報連絡事業							
	・医療機関との緊密な情報交換	A						
	消防通信施設整備事業							
	・通信施設の維持管理	A						
情報指令運用事業								
	・災害活動上必要な支援情報を収集し、出動隊に伝達	A						
予防課	火災調査事業							
	・火災調査 ・消防署から提出された火災報告の確認、国・県へ報告	E						
	危険物製造所等設置事業							
	・危険物製造所等の変更許可、仮貯蔵及び仮取扱いの申請に関する手続き ・危険物製造所等の変更許可に係る完成検査に関する手続き	B						
中央消防署	なし							
西消防署	なし							

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
【教育委員会事務局】								
教育総務課	教育行政事業							
	・教育委員会公印の適正管理及び保管	C						
	小中学校維持改修事業							
	・突発的な工事を伴う比較的大掛かりな設備維持補修及び大規模改修	E						
	小中学校施設管理事業							
	・学校施設を維持管理していく法定点検及び簡易な修繕	E						
学校教育課	教育委員会職員給与等管理事業							
	・システム環境の起動等確認	F						
	・会計年度任用職員の例月給与の支給	F						
	小中学校教職員人事管理事業							
	・児童生徒数実態調査、把握	E						
	・教職員の公務災害補償に関する各種手続き	F						
学務課	・教職員校務用パソコン運用管理	F						
	生き方支援事業							
	・生徒指導	D						
	学習支援事業							
	・教科書・指導書・指導用教材の整備	F						
	「特別支援教育」充実事業							
社会教育課・青少年教育センター	・発達障害に関する支援	D						
	・外国人児童生徒に関する調査・支援等							
	・就学支援専門相談員、特別支援学級・特別支援教育サポート員、特別支援教育学習相談員の人事管理	E						
	児童・生徒・教職員健康対策事業							
	・飲料水の水質検査	E						
	・災害共済給付制度に基づく医療費等の給付	F						
青少年相談センター	学校給食運営事業							
	・給食備品の修繕	E						
	・調理員の保菌検査、施設の衛生管理害虫の駆除	F						
	学校区管理事業							
	・児童生徒の転退学事務	E						
	・区域外通学の許可事務							
青少年相談センター	なし							
	青少年相談事業							
	・悩みや不安を持つ青少年・保護者、不登校や問題行動の児童生徒を持つ保護者の面接相談	D						
	・悩みや不安を持つ青少年の電話相談							
子ども・若者育成支援事業	・不登校児童生徒の適応指導教室を開所し目標達成を支援							
	・若者相談窓口の運営	D						

部課名	業務内容	業務開始時期・期間						
		区分	A 3時間 以内	B 1日 以内	C 3日 以内	D 1週間 以内	E 2週間 以内	F 1か月 以内
文化財課	文化財保護調査事業							
	・指定文化財等の被害状況確認	E						
博物館	なし							
中央図書館	なし							
富士市立高等学校	高等学校教育推進事業							
	・パソコン等ICT機器の保守	F						
	高等学校運営管理事業							
	・入学式、卒業式、入学者選抜試験等学校行事	F						
	・既卒・在校生の諸証明の交付							
	・教職員の庶務及び厚生業務							
	高等学校施設管理事業							
	・施設設備の維持管理	F						
【行政委員会等】								
議会事務局	議会総務事務事業							
	・議長公印の適正管理及び保管	C						
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会総務事務事業							
	・委員会を開催し、告示すべき議案等の審議、決定	C						
	・委員長印、委員会の印、富士市長選挙・富士市議会議員選挙の選挙長印等の適正管理及び保管							
	・選挙及び選挙人名簿の登録、抹消に係る告示	F						
	選挙人名簿調製事業							
会計室	・選挙時及び定められた期日で選挙人名簿を調製	F						
	歳計・歳計外現金出納保管事業							
	・歳計・歳計外現金に係る支出命令等の集計、執行、整理、保管並びに調定、調定命令等の執行、整理、保管	D						
	・会計管理者印の適正管理及び保管	C						
	収入支出事務審査事業							
	・支出負担行為として、適正、必要な書類が作成されているか確認	D						
	・収入に際して、適正、必要な書類が作成されているか確認							
	・支出に際して、適正、必要な書類が作成されているか確認							
農業委員会事務局	なし							
監査委員事務局	なし							

7.5 非常時優先業務のチェックリストの作成

本計画で非常時優先業務として位置づけられた、各業務についてチェックリストを作成する。これは、業務を実施するために、何をやる必要があるかを洗い出し、平時に講じておくべきことや、災害対応のフェーズ（時系列）ごとに、どのような段取りで業務を進めれば、達成できるかを洗い出しリスト化するものである。

○非常時優先業務チェックリストのイメージ

業務内容	いつ					開始 要件	主語 （～が）	経過 業務手順（～する）	情報の入手 ・伝達先	協働先・ツール （ヒト・モノ）	終了 要件	コメント （備考）
	平日 時	3 h	24 h	72 h	1w 2w	1m						
1 災害情報の受付、整理及び分析に関すること												
1-1 災害情報の受付												
	1-1-1	○	○	○	○	電話受付開始後 を付けたら	班員7～9	電話で寄せられる災害情報を受け付け、情報連絡表を作成する	市民、地区班	地区支援班、電話、FAX、メール等	情報が入らなくなったら	
	1-1-3	○	○	○	○	情報受付番号を 受け取る	＃	連絡表に地図を添付し、情報整理トレイへ		ゼンリン、コピー機	＃	
	1-1-4	○	○	○	○	地図付き連絡表 を受け取る	班員1,2	対応情報トレイに入った情報を掲示板及び大きな地図に記入		壁地図、マーカー、凡例	対応がすべて完了したら	
	1-1-5	○	○	○	○	1-1-6まで終了 したら	＃	情報連絡表をPC入力トレイへ入れる			すべての連絡事項PC入力トレイへ入れたら	

(1)災害応急業務

災害応急業務は、チェックリストで明らかとなった業務について、タイムラインで整理し、班→部→全体の業務の見える化を図る。これにより、部を超えた連携をとりやすくし、災害時に必要に応じて、避難所運営支援、要配慮者支援、生活再建支援等のプロジェクトチームを設置し、連携させながら推進することにより、被災者支援の充実を図る。
また、各部班で作成済みの災害対応マニュアルと整合を図り、随時改定を行う。

(2)非常時優先通常業務

非常時優先通常業務は、チェックリストに合わせて、業務の実施手順等を別途取りまとめ、所属内で共有を図る。非常時優先通常業務の再開にどうしても必要な人員を地区班から引き上げる時期について明確にする。また、これまでに作成した危機管理マニュアルとの整合を図る。

第 8 章 業務継続計画の継続的な改善と今後の取り組み

8.1 本計画の活用・訓練の実施

業務継続計画を実効性のあるものとしていくため、職員を対象とした研修や訓練等を着実に実施する。特に首長をはじめとする幹部職員は、発災時には、組織の指揮を執らなければならないことから、自ら果たすべき役割について平時から認識し、想定しておくことができるように防災知識の習得機会を設ける。各職員においては、本人及び家族の生命・身体 の安全確保対策について平時から取り組み、非常時優先業務が遂行できる体制を整えるよう努めるとともに、本計画について十分理解し、災害時の役割を明確にする。
また、国内で大規模災害が発生した場合、応援側として被災地を支援するためにも、応援、支援の役割を理解し、積極的に派遣体制を検討することも重要である。

○研修・訓練計画

研修・訓練等の種類	内 容	対 象	頻度（時期）
BCP 研修会	・業務継続計画の趣旨、各部署の非常時優先業務やチェックリストによる業務の確認	全職員	毎年 1 回程度
災害対策本部運営訓練	・各班マニュアルの実施手順の確認 ・チェックリストを活用した状況付与型図上訓練	全職員	毎年 1 回程度
避難消防訓練	・避難誘導訓練（職員、来庁者）及び消防訓練（消火設備確認、通報）	本庁舎、消防防災庁舎の職員	毎年 1 回程度
情報伝達訓練	・事前に日時を公表せず職員防災メールを用いた安否確認の実施 ・災害時の情報伝達手段の再確認 ・各班における初動対応の確認	全職員	毎年 1 回程度
無線通信訓練	・MCA 無線設置施設との定期的な通信訓練 ・各地区班と避難所及び救護所設置予定施設との通信訓練	MCA 無線及び行政無線設置施設	月 2 回＋防災訓練時
非常用発電機の立上げ訓練	・非常用発電機を立ち上げて、起動や電力供給の状態を確認	庁舎管理担当	毎年 1 回程度
県との連携訓練	・他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練	他組織と連携する業務に係る職員	毎年 1 回程度

8.2 本計画の引継ぎ

発災時に的確に業務継続を図るためには、業務継続計画の内容等を職員等に周知・浸透させ、さらに各所属が発災時に自律的に行動できるよう防災に対する当事者意識の喚起と対応能力の向上を図ることが重要である。非常時優先業務は間断なく対応能力を維持することが求められるため、人事異動に際しても、通常業務とは区分し、非常時優先業務に関する事前引継ぎを実施する。

8.3 本計画の改善

本計画は、策定して終わりというものではない。PDCA サイクルの実効性を高めていくためには、研修や訓練による点検・検証の実施、計画の見直し・改定を繰り返していくことが重要である。(図 8-1)

点検・検証の結果は速やかに幹部職員に報告し、組織全体として改善を検討すること、幹部職員が継続的改善に主導的に関与し、継続的改善を組織として確実に継続させることが重要である。

訓練では、非常時優先業務のチェックリストを活用するなどして、問題点や不備を抽出・検証する。訓練等を通じて明らかになった課題や改善点を元に、本計画を点検し、計画の改定・見直しを確実に反映させる。このようなサイクルを定着させ、継続的な計画の改善を行うものとする。



図 8-1 PDCAサイクルによる継続的改善

(出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成 28 年 2 月内閣府(防災担当))

8.4 今後の取り組み

(1)関係機関等との連携について

非常時優先業務を実施するために必要な関係機関、事業者等との連携体制の強化に向けて次のような取り組みを行う。

- ①指定管理者に対し、業務継続計画の策定を要請する。
- ②本計画で定めた非常時優先通常業務の実施にあたり、必要となるサービス等を業者に発注している場合、非常時においても当該サービス等の提供を中断しない対策を働きかける。
- ③本計画で定めた非常時優先業務の実施にあたり、災害発生後に新たに発生する応急業務に必要な資源の確保のため、民間事業者等との協定の締結を推進する。

(2)市民に対する啓発

本計画の内容について、市民に対して情報提供を行うことで、災害時の市の業務執行体制について理解を求める。併せて、市が非常時優先業務を迅速に遂行することにより、災害からの早期復旧へつながることを啓発する。

富士市業務継続計画 沿革

平成 29 年 4 月	富士市業務継続計画	作成
平成 30 年 7 月	富士市業務継続計画	修正
平成 31 年 4 月	富士市災害時受援計画	作成
令和 元年 7 月	富士市業務継続計画	修正
令和 2 年 7 月	富士市業務継続計画	修正
令和 3 年 7 月	富士市業務継続計画	修正
令和 4 年 7 月	富士市業務継続計画	修正
令和 5 年 7 月	富士市業務継続計画	修正
令和 6 年 8 月	富士市業務継続計画	修正

目 次

第1章 災害時受援計画の概要-----	1
1 本計画策定の目的	1
2 本計画の位置づけ	1
3 本計画の適用	1
4 本市の受援体制	2
第2章 人的支援-----	3
1 人的支援の種類	3
2 受援が必要と予想される業務	5
3 受援に関する役割	6
4 人的支援の受援の手順	7
5 応援職員等の受け入れ	10
第3章 物的支援-----	11
1 物資の調達及び物流に係る受援の概要	11
2 物資の調達先ごとの対応等	12
第4章 本計画の継続的な改善と今後の取り組み-----	13
1 本計画の活用・訓練等	14
2 本計画の改善	14
3 今後の取り組み	14

富士市災害時受援計画

富士市

第1章 災害時受援計画の概要

1 本計画策定の目的

東日本大震災、熊本地震などの過去の大規模災害における自治体の災害対応においては、「被災地外の自治体や防災関係機関をはじめ民間事業者、NPO やボランティア等」による応援は多岐に渡り、特に復旧期において大きな役割を果たした。

一方で、広域的な応援に対しての受入窓口や各班（課）の受入体制などの運用方法・役割分担が確立されていなかったことから、応援職員等の力を活用するまでに時間を要した。

本市においても、職員だけでは全ての非常時優先業務を実施することができないことは明白であり、災害時相互応援協定都市をはじめとする「被災地外の自治体や防災関係機関をはじめ民間事業者、NPO やボランティア等」の応援を幅広く受け入れるためには、事前に準備しておくことが必要である。

このため、本市において「富士市業務継続計画」（以下、「業務継続計画」という。）で想定するような大規模災害発生時に、迅速かつ効率的に広域的な応援を受けるために「富士市災害時受援計画」を策定する。

本計画では、「受援」と「応援」を、次のように位置づける。

受援	災害時に、他の自治体や指定行政機関、指定公共機関、民間事業者、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること。
応援	災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などにに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援・提供すること。

2 本計画の位置づけ

本計画は、業務継続計画の実効性を確保するため、その下位計画として位置づけ、業務継続計画で特定された非常時優先業務の実施のため必要な「受援」について規定する。



3 本計画の適用

本計画の適用は、業務継続計画「2.2 業務継続計画の発動」に準ずるものとする。

4 本市の受援体制

(1) 基本的な考え方

大規模災害時には、災害対策本部各班において非常時優先業務やその後の復興業務について必要な人員や物資を確保する必要がある。応援を受け入れる業務に関しては、平時から各班で業務の内容を明確にするとともに、受入体制について主体的に検討する。

(2) 受援窓口を担当する組織及び各班の受援担当者の設置

受援に係る指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、災害対策本部に次のとおり、受援窓口を担当する組織及び各班の受援担当者を設置する。

① 受援班

災害対策本部に、受援班を設置する。受援班は、受援調整会議を所掌し、受援に関する全体調整を担当する。

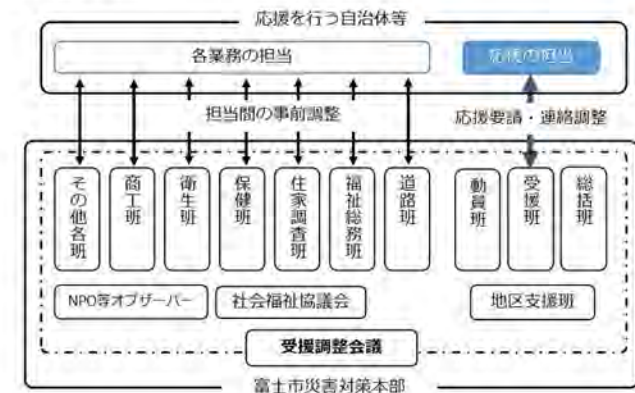
② 応援を受け入れる各班

ア 指揮命令者

応援職員等に対して、業務に関する指揮命令を行う者。班長・副班長を想定する。

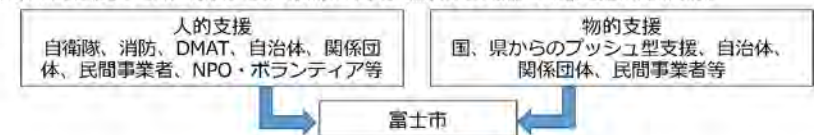
イ 受援担当者

平時から応援職員等に依頼する業務の内容を明確にするため、業務マニュアルの更新等を中心的に行う者。災害時には、受援に関して、情報共有や執務環境の確保に努める実務責任者。主幹相当職以上を想定する。



(3) 受援の区分

受援は、災害時相互応援協定を締結している自治体や関係団体等から人員の応援や派遣を受ける人的支援と、水、食料、生活用品、車両、燃料などの物的支援に区分される。



第2章 人的支援

1 人的支援の種類

(1) 行政による支援

初動期・応急期・復旧期【初期】	種類及び根拠	想定業務
	○災害対策基本法に基づく応援 ・災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 ・応援期間は短期間であり、応援職員等は身分の異動は伴わない。なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではない。 【根拠】 災害対策基本法に基づく市町村長等の間(67条)、市町村長等と都道府県知事等の間(68条)	避難所運営 支援 物資集積場 所支援 住家被害認 定調査 など
	○相互応援協定に基づく応援 ・本市との災害時相互応援協定に基づく派遣。 ・応援期間は基本的に短期間であり、応援職員の身分の異動は伴わない。 【根拠】本市が締結している災害時相互応援協定書	協定に規定 されている 業務

復旧期【中期以降】・復興期

(2) ボランティアによる支援と連携

「地方公共団体は災害時に住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務がある」と災害対策基本法に規定されているとおり、被災者支援は行政の責務である。また、同法では、国、都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関には、各々、防災に関する計画を作成し、それを実施するとともに、相互に協力する等の責務があることが規定されている。

◆災害対策基本法

第5条（市町村の責務）

市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

ただし、被災者支援は必ずしも直接行うことを意味するものではない。被災自治体の業務量は膨大なものとなるため、避難所運営や災害ボランティアセンター（以下、「VC」という。）の運営など、市民（市民団体等）の手助けを得て、任せるべき部分を任せることが大切である。これにより、行政にしか出来ない業務に職員を集中させることが可能となる。

こうした観点から、本市が被災者支援の責務を果たすためには、自治体間や公共機関のみならず、町内会、自主防災会、さらには NPO やボランティア等との連携も重要であり、災害対策基本法に規定されている。

◆災害対策基本法

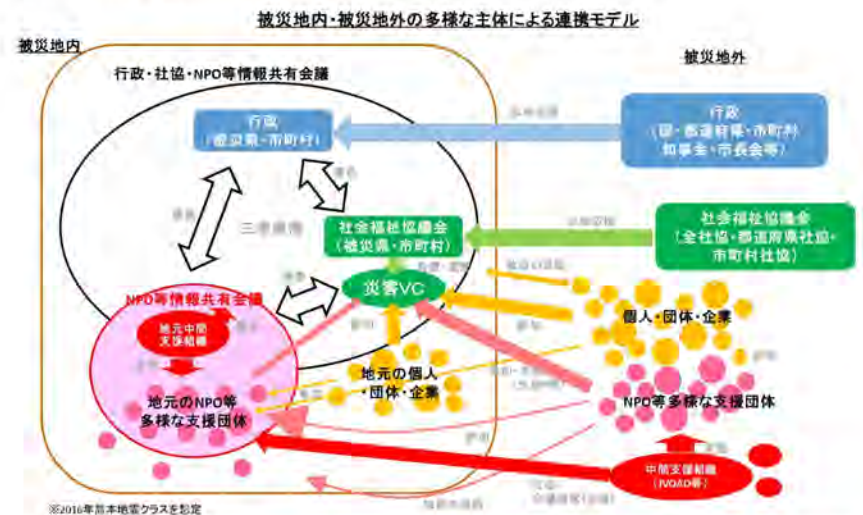
第5条の2（地方公共団体相互の協力）

地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

第5条の3（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

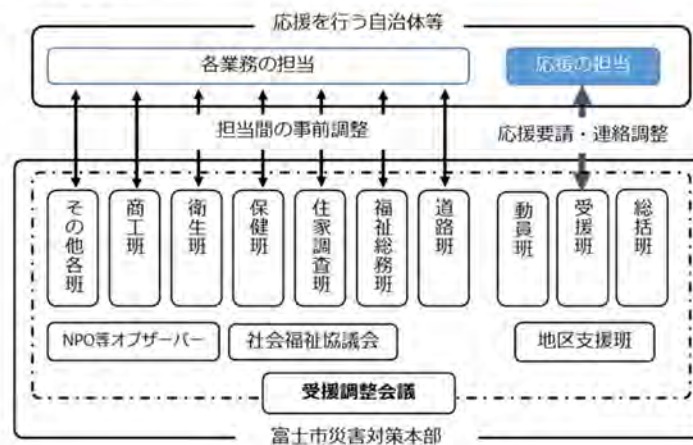
このため、平時から富士市社会福祉協議会と協力し、VC の運営体制を確立するとともに、NPO やボランティア等多様な主体が行う支援活動との連携・調整を担えるよう受援体制の確立を図るものとする。



※特定非営利法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク「JVOAD」とは東日本大震災で明らかとなったボランティアや支援団体と政府・行政や企業などのコーディネーションの課題に基づき、災害時の被災者支援活動が効果的に行われるよう、地域、分野セクターを越えた関係者同士の「連携の促進」及び「支援環境の整備」を図ることを目的に設立された。

災害時の多様な主体による被災者支援（出典：防災における行政のNPO・ボランティア等との連携協働ガイドブック内図例）

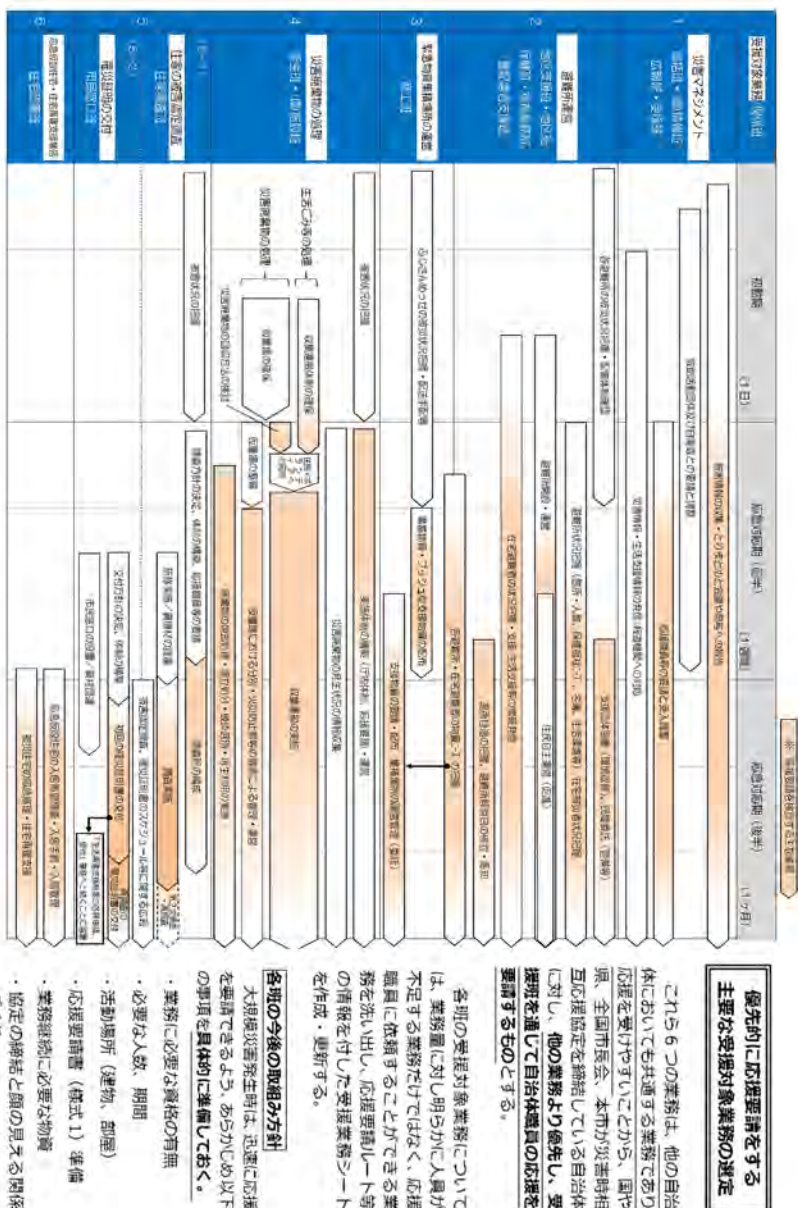
3 受援に関する役割



(1) 受援班の役割

受援窓口	➤ 応援の申し入れがあった場合、最初の窓口となる。
応援要請	➤ 市内で不足する職員数（人的ニーズ）をとりまとめる（誰を、いつまで、どのくらいの数、応援が必要か）。 ➤ 協定締結自治体等に対し、人的・物的支援を要請する。物的支援のニーズのとりまとめは商工班で行うが、要請は受援班が一括して行う。
受援調整会議の開催	➤ 各班/課の応援を必要とする業務と必要人数を把握する。 ➤ 受入状況を共有し、必要に応じて応援職員等の差異を調整する。
受援の準備	➤ 応援受援管理帳票を作成して、資源管理を行う。 ➤ 応援職員等の待機（ミーティング）スペースを確保する。 ➤ 受け入れに必要な資機材の準備をする。 ➤ 宿泊施設の紹介、あつ旋。 ➤ 応援職員等の食料等の確保を行う。 ➤ 必要に応じて応援職員等の執務場所の調整を行う。 ➤ 各班/課の受援担当者が、適切な執務環境を提供しているか把握する。
応援職員等の受け入れ	➤ 応援職員等名簿を作成し、受け入れ後の状況を一元管理する。
応援職員等による業務の実施	➤ 業務実施内容や進捗状況のとりまとめを随時行う。
受援の終了	➤ 各班による受援終了の状況把握を行う。 ➤ 市全体の受援終了を判断する。

主要な受援対象業務 全体タイムライン



2 受援が必要とされる業務

**優先的に応援要請をする
主要な受援対象業務の選定**

これら6つの業務は、他の自治体においても共通する業務であり、応援を受けやすいことから、国や県、全国市長会、本市が災害時相互協定を締結している自治体に対し、他の業務より優先し、受援を通じて自治体職員の応援を要請するものとする。

各班の受援対象業務について、業務量に対し明らかに人員が不足する業務だけでなく、応援職員に依頼することができ、業務を洗い出し、応援要請シート等を作成、更新する。

各班の今後の取組み方針

大規模災害発生時は、迅速に応援を要請できるよう、あらかじめ以下の事項を具体的に準備しておく。

- ・業務に必要な資格の有無
- ・必要の人数・期間
- ・活動場所（建物、部屋）
- ・応援要請書（様式1）準備
- ・業務継続に必要な物資
- ・協定の締結と顔の見える関係づくり

(2)各班（課）の役割

応援要請	➤ 各班の業務の実施に必要な人的・物的ニーズをとりまとめる（誰/何を、いつまで、どのくらいの数/量、応援が必要か）。 ➤ 個別の協定締結自治体等に対し、人的・物的支援を要請する。
受援調整会議への参加	➤ 受援班が実施する調整会議に参加する。 ➤ 受入状況の共有・情報交換を行う。
受援の準備	➤ 応援機関との連絡調整を行う。 ➤ 業務に必要な場所、待機場所、資機材等の執務環境を確保する。 ➤ 市職員と応援職員等の業務分担を明らかにする。 ➤ 応援受援管理帳票を作成して、資源管理を行う。 ➤ 受援班と連携し、応援職員等の待機場所、執務場所の確保調整を行う。
応援職員等の受け入れ	➤ 応援職員等の受付を行う。 ➤ 業務内容の説明を行う。 ➤ 応援職員等名簿を作成・管理し、受援班へ報告する。
受援による業務の実施	➤ 原則として毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援職員等に対して、業務内容の指示や情報共有を行う。 ➤ 応援職員等の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう配慮する。 ➤ 受援班に業務実施状況を報告する。
受援の終了	➤ 受援終了の判断・受援班へ報告する。

4 人的支援の受援の手順

(1)受援班による要請

①対象となる団体等

- ・国・県・災害時相互応援協定を締結した自治体
- ・応援の申し出のあった自治体
- ・全国市長会などの団体

(2)総括班等による要請

①対象となる団体

自衛隊、緊急消防援助隊（消防庁）、警察災害派遣隊（警察庁）TEC-FORCE（国土交通省）、

②応援要請の流れ

災害対策基本法または個別に定められた方法による

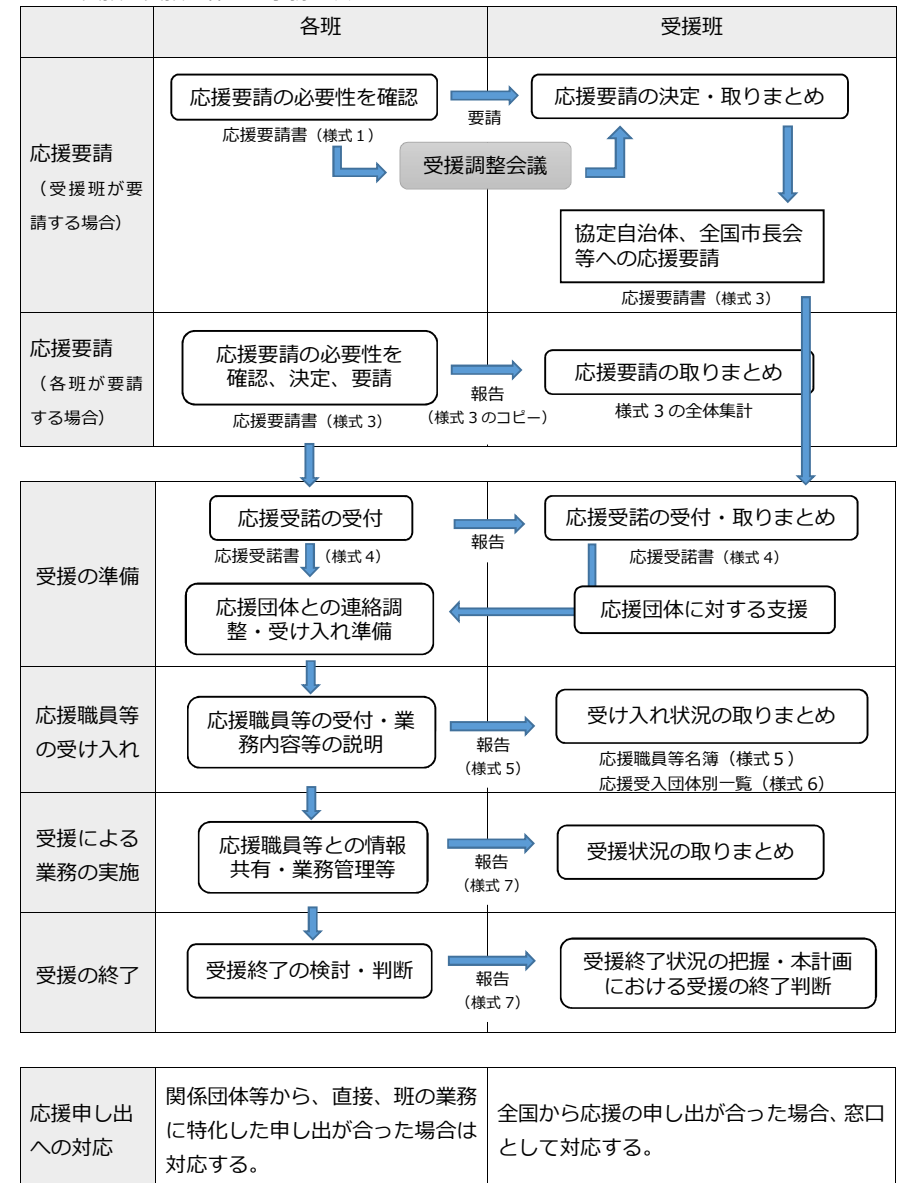
(3)各班/課による要請

①対象となる団体

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、建設事業関係、日本下水道協会、日本水道協会 他
- ・各班/課が所掌する業務に関する災害時応援協定を締結した団体等
- ・各班/課の業務に特定した応援の申し出があった団体等

(4)人的支援の受援フロー

人的支援の受援に係る、事務は次のとおりである。



(5) ボランティアの要請

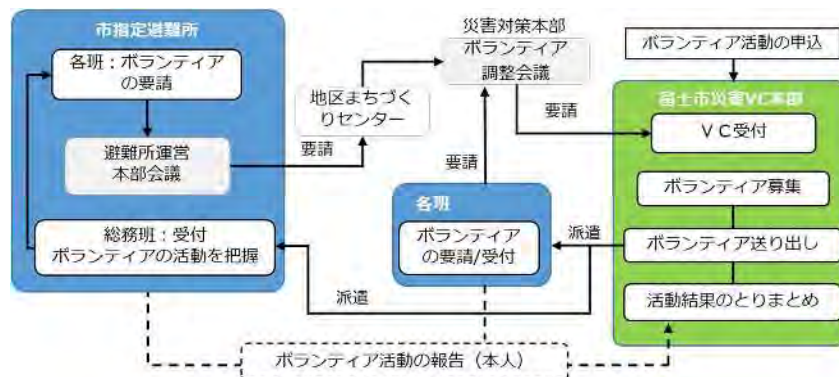
① 一般ボランティアへの要請が想定される業務

- ・ 屋内・屋外片付け（被災住民宅の片付け、家具の移動、がれきやゴミの片づけ手伝い）
 - ・ 物資の仕分け・配布（避難所や救援物資集積所などでの救援物資の仕分け・配布）
 - ・ 避難所運営支援（炊き出し、洗濯等）
 - ・ 被災者の話し相手（避難所や福祉施設の「要配慮者」の傾聴・心理ケア）
 - ・ 被災住民の安否確認（被災地で安否が確認されていない家庭への訪問と安否確認）
 - ・ 情報提供支援（生活関連・福祉・医療・保健等各情報発信のチラシ・ニュースレター作成）
 - ・ 買い物（在宅避難者、避難所生活者のための買い物代行）
 - ・ 仮設住宅への引越手伝い
 - ・ 復興期の支援（復興期における地域おこしの手伝い）
- （出典：社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動センター資料）
- ・ VC の運営支援
 - ・ その他、人手が必要な業務など

② 想定される専門ボランティア

- ・ 医療従事者、福祉従事者
- ・ 応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、土地家屋調査士
- ・ 外国語の通訳
- ・ 弁護士、行政書士
- ・ 被災住宅支援（建築士による住宅再建相談、家屋のブルーシート張り、重機による支援）

③ 応援要請の流れ



5 応援職員等の受け入れ

(1) 応援職員等への携行要請物資

本市の被災状況によっては応援職員等に対し物資等の支給が困難な状況も想定される。特に災害発生直後は、応援職員等に対し相当日数の物資等の携行を要請する。

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 食料・飲料水・携帯トイレ | ☐ パソコン |
| ☐ 寝袋等 | ☐ デジタルカメラ |
| ☐ 携帯電話、無線等通信機器 | ☐ 車両等移動手段及び燃料 |
| ☐ ライト等照明器具 | ☐ カーナビゲーション、地図 |

(2) 応援職員等の受け入れに関する支援内容

応援職員等の受け入れにあたり、業務や活動を実施するためのスペースや資機材を確保し提供する。応援職員等の多くは、短期派遣であるが数日間は滞在することになるため、宿泊場所の情報提供など、必要最小限の便宜供与を行う。

応援職員等への支援内容

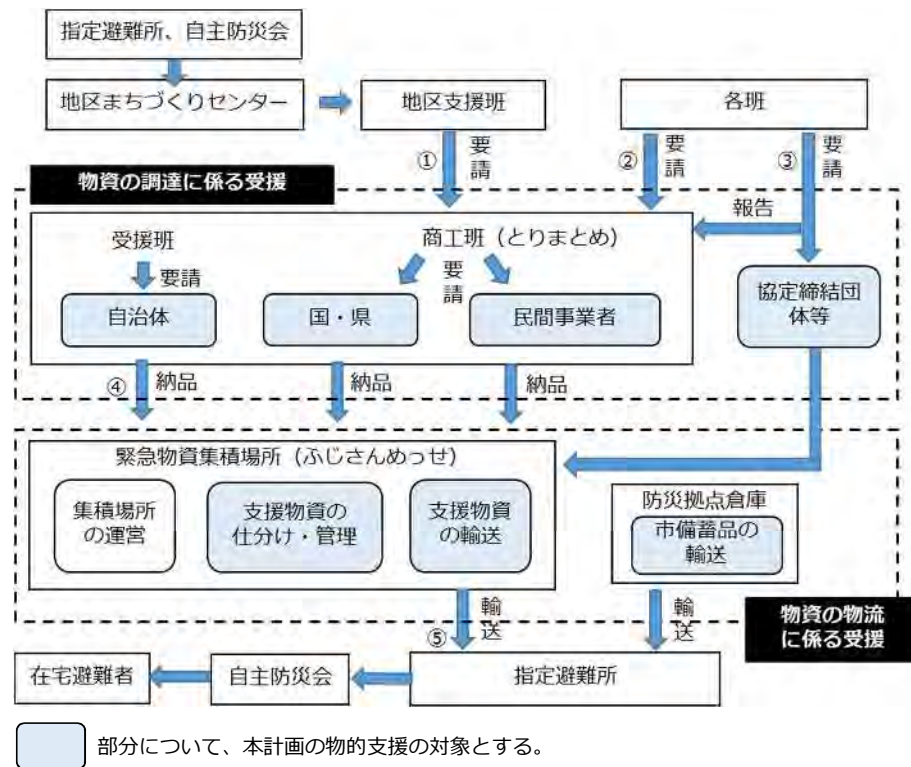
項目	内容
宿泊場所の提供	市内の宿泊施設の確保を基本とするが、不足する場合公共施設を一時的に宿泊場所として提供する。市内での確保が困難な場合は、近隣市町を含めてあつ旋を検討する。 （宿泊施設）富士市ホテル旅館業組合、その他宿泊施設 （公共施設）富士市文化会館ロゼシアター、地区まちづくりセンター
スペースの確保	応援側の現地本部として執務できるスペースや、待機・休憩スペースを可能な範囲で提供する。 （現地本部）富士市文化会館ロゼシアター、地区まちづくりセンター
資機材等の提供	執務を行う上で必要な事務用品や資機材を可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	執務できる環境として、机、椅子、電話、インターネット回線を可能な範囲で用意する。

第3章 物の支援

1 物資の調達及び物流に係る受援の概要

本計画の対象とする物的支援の概要は、次のとおりである。

- ①避難所や在宅避難者の物資ニーズは、地区まちづくりセンターで集約し、市民部地区支援班に報告する。地区支援班は、地区班からの報告をとりまとめ商工班に要請する。
- ②各班で必要な物資をとりまとめ、商工班に要請する。
- ③各班で個別の協定先に支援を要請し調達する場合、支援を要請し回答を得た時点で、納品される物資名、数量、納期等について商工班に報告する。
- ④商工班や受援班により、民間事業者、国、県、自治体に要請した物資は、応援側の手配により緊急物資集積場所（ふじさんめっせ）に納品される。
- ⑤緊急物資集積場所は商工班が運営するが、物資の仕分け・管理・輸送は民間輸送業者等に支援を要請する。



2 物資の調達先ごとの対応等

区分	説明
市備蓄品	市指定避難所や地区まちづくりセンターにある物資については、地区班、施設管理者等の判断により避難者等に配付する。 ★輸送の受援 防災拠点倉庫（五貫島、八代町）にある物資については、災害発生後概ね 4 日目を目安とし、民間輸送業者等に輸送を手配する。
民間事業者・団体	原則として商工班が各班の要請に基づき、協定を締結した民間事業者や団体等へ物資の納品を要請し調達する。 ★物資在庫管理・輸送の受援 要請した物資は市が指定した緊急物資集積場所に届くため、緊急物資集積場所での在庫管理や指定避難所までの輸送について民間輸送業者等に手配する。
自治体	災害時相互応援協定自治体、全国市長会、申し出のあった自治体等に支援を要請し調達する。 自治体への要請は、商工班がとりまとめた数字を基に、受援班が要請窓口となり調整を行う。
国、県	概ね 4 日目を目安として、国が実施するプッシュ型支援物資の品目（食料、毛布、紙おむつ（小児用・大人用）、育児調整粉乳、携帯/簡易トイレ）を、緊急物資集積場所で受け入れる。 商工班は、プッシュ型支援に含まれないものや民間事業者等での調達が困難な物資について、FUJISAN システム等により調達の要請を行う。
個人・団体	不特定多数からの小口の支援申し出については、仕分け、保管等に多大な労力や時間を要するため、原則として受け入れないこととし、ウェブサイト等で周知する。
その他	各班が個別の協定先に支援を要請し調達する場合、支援を要請し回答を得た時点で、納品される納品場所、物資名、数量、納期等について商工班に報告する。

第4章 本計画の継続的な改善と今後の取り組み

1 本計画の活用・訓練の実施（業務継続計画より抜粋）

業務継続計画及び本計画を実効性のあるものとしていくため、職員を対象とした研修や訓練等を着実に実施する。各職員においては、本人及び家族の生命・身体・安全確保対策について平時から取り組み、非常時優先業務が遂行できる体制を整えるよう努めるとともに、本計画について十分理解し、災害時の役割を明確にする。

また、国内で大規模災害が発生した場合、応援側として被災地を支援するためにも、応援、受援の役割を理解し、積極的に派遣体制を検討することも重要である。

○研修・訓練計画

研修・訓練等の種類	内 容	対 象	頻度 (時期)
BCP 研修会	・業務継続計画の趣旨、各部署の非常時優先業務やチェックリストによる業務の確認	全職員	毎年1回程度
災害対策本部運営訓練	・各班マニュアルの実施手順の確認 ・チェックリストを活用した状況付与型図上訓練	全職員	毎年1回程度
避難消防訓練	・避難誘導訓練（職員、来庁者）及び消防訓練（消火設備確認、通報）	本庁舎、消防防災庁舎の職員	毎年1回程度
情報伝達訓練	・事前に日時を公表せず職員防災メールを用いた安否確認の実施 ・災害時の情報伝達手段の再確認 ・各班における初動対応の確認	全職員	毎年1回程度
無線通信訓練	・MCA 無線設置施設との定期的な通信訓練 ・各地区班と避難所及び救護所設置予定施設との通信訓練	MCA 無線及び行政無線設置施設	月2回＋防災訓練時
非常用発電機の立上げ訓練	・非常用発電機を立ち上げて、起動や電力供給の状態を確認	庁舎管理担当	毎年1回程度
県との連携訓練	・他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練	他組織と連携する業務に係る職員	毎年1回程度

2 本計画の改善（業務継続計画より抜粋）

本計画は、策定して終わりというものではない。PDCA サイクルの実効性を高めていくためには、研修や訓練による点検・検証の実施、計画の見直し・改定を繰り返していくことが重要である。（図 8-1）

訓練では、非常時優先業務のチェックリストを活用するなどして、問題点や不備を抽出・検証する。訓練等を通じて明らかになった課題や改善点を元に、本計画を点検し、計画の改定・見直しを確実に反映させる。このようなサイクルを定着させ、継続的な計画の改善を行うものとする。



図 8-1 PDCA サイクルによる継続的改善

（出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」平成 28 年 2 月内閣府(防災担当)）

3 今後の取り組み

(1)関係機関等との連携について

非常時優先業務を実施するために必要な関係機関、事業者等との連携体制の強化に向けて次のような取り組みを行う。

- ①指定管理者に対し、業務継続計画の策定を要請する。
- ②本計画で定めた非常時優先通常業務の実施にあたり、必要となるサービス等を業者に発注している場合、非常時においても当該サービス等の提供を中断しない対策を働きかける。
- ③本計画で定めた非常時優先業務の実施にあたり、災害発生後に新たに発生する応急業務に必要な資源の確保のため、民間事業者等との協定の締結を推進する。

(2)市民に対する啓発

本計画の内容について、市民に対して情報提供を行うことで、災害時の市の業務執行体制について理解を求める。併せて、市が非常時優先業務を迅速に遂行することにより、災害からの早期復旧へつながることを啓発する。

沿 革

平成 31 年 4 月	富士市災害時受援計画	作成
令和 5 年 6 月	富士市災害時受援計画	修正

2. 災害の危険度

富士市の災害史

① 富士の災害史 ～過去に学ぶ～

編集・発行 富士市市民部文化振興課
行政資料番号 28-44



富士の災害史（左）、概要版（右）

富士市ウェブサイト概要版を掲載

（富士市ウェブサイト）トップページ >
教育・文化・スポーツ > 文化財の紹介 >
文化財関係の資料

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kyouiku/c0403/fmervo000000rbkh.html>

目次

- 第1章 地震・津波
 - 1 安政東海地震
 - 2 関東大震災
 - 3 昭和19年の東南海地震
 - 4 東日本大震災と静岡東部地震
 - 5 津波
 - 6 その他の主な地震と津波
- 第2章 水害
 - 1 富士川の洪水
 - 2 浮島沼の増水
 - 3 潤井川を中心とした河川の洪水
- 第3章 台風・高潮
 - 1 吉原宿の被害と宿の移転
 - 2 田子浦の海嘯
 - 3 台風
 - 4 風水害被害一覧
- 第4章 富士山の噴火
 - 1 宝永の噴火
 - 2 宝永地震
 - 3 富士山噴火の歴史
- 第5章 火災
 - 1 江戸時代の火災
 - 2 近現代の火災

② 静岡県地域災害史(静岡県地理情報システム)

<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mc=19&mp=1900>

災害救助法の適用を受けた災害

年・月・日	災害 種類	原 因	死 傷 者			家 屋 の 被 害				備 考
			死 者	行方 不明	負傷 者	全 壊	半 壊	床上 浸水	床下 浸水	
S27. 3. 19	水害	低気圧による大雨						700	2, 300	小潤井川の決壊
S30. 8. 30	水害	寒冷前線による大雨	1		4	6	26	559		
S31. 6. 23	水害	低気圧・寒冷前線による大雨				1		368	2, 814	小潤井川の溢水
S34. 8. 14	風水害	台風 7 号		1	118	56	319			
S41. 9. 25	風水害	台風 26 号	15	1	134	149	700	23	66	高波が防潮堤を越波し 元吉原地区に死者を出す
S49. 7. 7	水害	台風 8 号及び梅雨前線	1				2	1, 055	2, 551	集中豪雨による低地の 浸水、山崩れ、崖崩れ
S51. 8. 9	水害	低気圧の通過に伴う集中豪雨			4	2	17	679	2, 027	「昭和 51 年 8 月 9 日の 静岡県東部を中心とする 大雨」と称す
R 5. 9. 23	水害	台風第 15 号							2	

災害危険箇所一覽表

災害要因	地 区 名		該 当 町 内 会 ・ 区 名
火災延焼予想危険区域	伝 法		吉原上中町、伝法町 3
	広 見		石坂 1 ・ 2
	今 泉		駿河台 3
	元 吉 原		今井本町、今井毘沙門町、今井東町
			西田中町、檜町
	吉 永		富士岡町 1 ・ 2、富士岡本花守町、富士岡渋脇町
	須 津		中里町 1 ・ 3
	田 子 浦		前田新田、鮫島、田子、小須、中丸浜、新浜
	丘		厚原中、厚原東 2
	鷹 岡		厚原西
	富 士 南		三四軒屋
	富 士 川		中之郷本通 1 ・ 3、中之郷新町、岩淵旭町、相生町の一部、岩淵上町、舟山町、坂下
津想定浸水域	今 泉		依田橋
	元 吉 原		鈴川本町、鈴川町 3 ・ 4 ・ 5
	田 子 浦		前田、前田新田、鮫島、田子、小須、中丸浜、中丸丘、江川
河川被害予想地域	富士川	富士南	森島、宮下、西宮島、上五貫島、下五貫島、千鳥町、富士見ヶ丘、自由ヶ丘、三四軒屋、靖国町、浜添
		田子浦	小須、田子、鮫島、江川、前田新田、前田、中丸丘、柳島、柳島日東、川成島、東宮島、新浜、中丸浜、宮島新田、助六、下川成
		富士駅南	上横割、十兵衛南町、下横割南、下横割北、水戸島中、水戸島下、水戸島南町、四丁河原南、水戸島上南
		富士駅北	本市場 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4、国久、藤間、蓼原 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5、銀座町、富士本町、十兵衛北、千寿町、塔の木、塔の木 2、川原宿、柚木、平垣町、平垣町 2 ・ 3、富士町、水戸島上、平垣八幡町、平垣北町、松岡東
		富士北	青葉町、浅間町、くすの木町、本市場新田、松本、中島新道町、富士中島下、富士中島上
		岩松	橋下、浦町、林町、新町、四丁河原上、四丁河原下、水神
		岩松北	四ツ家、東田、上町、瀬戸河原、滝戸、富士緑ヶ丘、富士上中、旭町、富士下中
		富士川	舟山町、坂下、岩淵上町、相生町、木島、東町 1 ・ 2、岩淵旭町、中之郷日の出町、中之郷幸町、中之郷本通 1 ・ 3 ・ 4
		松野	南松野 1 ・ 2、松野八幡町、中野台、富士松野、清水町、大北町、俣下町

災害要因	地 区 名		該 当 町 内 会 ・ 区 名
河川被害予想地域	潤井川	吉原	錦町1、永田町、青島、高島、荒田島1・2、緑町、津田、新迫町、中央町壺番館、日吉町1・2・3、エンゼル町、八代町、依田原1・2・3・4、西本通り、伝馬町、住吉町、宮町、東本通1・2・3、弥生町、西国久保、東国久保、吉原本町1・2・3・4、南町、西仲町、大和町、幸町、昭和通り、新青島町、新通り
		田子浦	前田、柳島日東、前田新田、鮫島、田子、小須、江川、中丸浜、柳島、下川成、中丸丘、助六、新浜
		富士駅北	本市場3・4、塔の木、塔の木2、川原宿、藤間、蓼原1・2・3・4・5、千寿町、国久
		富士北	松本、本市場新田、青葉町、浅間町、中島新道町、富士中島下、富士中島上、くすの木町
		伝法	中桁、田端町、日乃出町、富士日乃出町、千代田町、中村町、瓜島、三日市、宮川町、宮の上、サーパス永田町、永田町壺番館
		岩松北	滝戸、旭町、四ッ家、東田
		丘	厚原南
		鷹岡	久沢南、入山瀬西、鷹岡本町2
		天間	天間南、天間田代
		今泉	上和田町、北仲町、南仲町、和田町1・2、鍛冶町1、市場、栄町、富士見町、仲町、泉町、水の上、新橋、依田橋、田宿、御殿、新富士見町
	沼川	原田	宇東川町1・3
		吉永	富士岡渋脇町、富士岡花守町、西比奈町2・3
		吉原	東本通1・2・3、津田、荒田島1・2、八代町、南町、依田原1・2・3・4
		須津	江尾町1・2、増川町3、川尻町2、中里町2
		浮島	浮島町1・2・3
		元吉原	今井本町、今井東町、大野町、檜町、田中町、西田中町、柏原町1・2・3、鈴川本町、鈴川3・4・5
		今泉	田宿、御殿、市場、栄町、富士見町、新富士見町、仲町、北仲町、南仲町、泉町、和田町1・2、新橋、依田橋、水の上
	小潤井川	伝法	宮川町、宮の上、三日市、中桁、田端町、中村町、千代田町、瓜島、日乃出町、富士日乃出町、永田町壺番館、サーパス永田町
		吉原	錦町1、永田町、青島、高島、荒田島1・2、緑町、津田、新迫町、中央町壺番館、日吉町1・2・3、エンゼル町、八代町、依田原1・2・3・4、西本通り、伝馬町、住吉町、宮町、東本通1・2・3、弥生町、西国久保、東国久保、吉原本町1・2・3・4、南町、西仲町、大和町、幸町、昭和通り、新青島町、新通り
		今泉	田宿、御殿、市場、栄町、富士見町、新富士見町、仲町、北仲町、南仲町、泉町、和田町1・2、鍛冶町1、新橋、依田橋、水の上、上和田町
		原田	宇東川町1・3

災害要因	地 区 名		該 当 町 内 会 ・ 区 名
河川被害予想地域	赤淵川	吉原	東本通 1・2・3、津田、荒田島 1・2、八代町、南町、依田原 1・2・3・4
		今泉	田宿、御殿、市場、栄町、富士見町、新富士見町、仲町、北仲町、南仲町、泉町、和田町 2、新橋、依田橋、水の上
		吉永	富士岡入町、富士岡町 1・2・3、富士岡本花守町、富士岡渋脇町、富士岡花守町、東比奈町 1・2・3、中比奈町 1・2、西比奈町 2・3
		元吉原	今井本町、今井東町、大野町、檜町、田中町、西田中町、柏原町 1・2・3、鈴川本町、鈴川 3・4・5
		須津	中里町 1・2、川尻町 2、江尾町 1、中里寿町、中里曙町
		浮島	浮島町 1
		原田	宇東川町 1・3
		吉永北	間門町、桑崎町、鶴無ヶ淵町 1、鶴無ヶ淵町 2、陽光台西、陽光台南
	高橋川	元吉原	今井本町、今井東町、大野町、檜町、田中町、西田中町、柏原町 1・2・3
		須津	川尻町 2、増川町 3、江尾町 1・2
		浮島	浮島町 1・2・3
	富士早川	富士駅北	本市場 1・2・3・4、国久、藤間、蓼原 1・2・3・4・5、銀座町、富士本町、十兵衛北、千寿町、塔の木、塔の木 2、川原宿、柚木、平垣町、平垣町 2・3、富士町、平垣八幡町、平垣北町、松岡東
		富士北	青葉町、浅間町、くすの木町、本市場新田、松本、中島新道町、富士中島下、富士中島上
		富士駅南	下横割南、下横割北、水戸島下、水戸島南町、水戸島上南
		田子浦	柳島、川成島、東宮島、新浜、中丸浜、小須、田子、鮫島、江川、前田新田、前田、中丸丘
		富士南	西宮島、千鳥町、富士見ヶ丘、上五貫島、下五貫島
		岩松	浦町
		岩松北	四ッ家、滝戸
	田子江川	田子	新浜、中丸浜、小須、田子、鮫島、江川、前田新田、前田、中丸丘
	田宿川	吉原	東本通 1・2・3、宮町、吉原本町 1・2、八代町、依田原 1・2・3・4、大和町、幸町、昭和通り、住吉町
		今泉	春日町、田宿、御殿、市場、栄町、富士見町、新富士見町、仲町、北仲町、南仲町、泉町、和田町 1・2、鍛冶町 1、新橋、依田橋
		吉永	富士岡花守町、西比奈町 3
		元吉原	鈴川町 3・4、今井本町、大野町、鈴川本町
		原田	宇東川 1・3
	江尾江川	須津	江尾町 1・2
		浮島	浮島町 1・2
	滝川	吉原	東本通 1・2・3、宮町、吉原本町 3、津田、荒田島 1、八代町、南町、依田原 1・2・3・4、大和町、幸町、昭和通り、住吉町、日吉町 3、東国久保、西国久保
		今泉	春日町、田宿、御殿、吹上、寺市場、市場、一の宮町 1・2・3、立小路、栄町、富士見町、水の上、仲町、北仲町、泉町、鍛冶町 1・2・3、新富士見町、上和田町、吉原緑ヶ丘、和田町 1・2、新橋、依田橋、南仲町、駿河台 1・2・3・4

災害要因	地 区 名		該 当 町 内 会 ・ 区 名
河川被害予想地域	滝川	青葉台	木の宮町、一色、東木の宮、青葉台南、西木の宮町
		吉永	富士岡本花守町、西比奈町 2・3
		原田	宇東川 1・2・3、宇東川本町、西滝川町、南滝川町、東滝川町、北滝川町、原田町 1・2・3・4、原田本町、吉原中島 1・2、三ッ沢町 1・2・3
		富士見台	富士見台 1・2 北・2 南・6・7・8
		神戸	神戸 1・2、今宮
		広見	源太坂
	和田川	吉原	東本通 1・2・3、宮町、吉原本町 1・2・3・4、西本通り、伝馬町、西仲町、新迫町、津田、荒田島 1、八代町、南町、依田原 1・2・3・4、大和町、幸町、昭和通り、住吉町、日吉町 1・2・3、東国久保、西国久保、永田町、エンゼル町、弥生町
		伝法	宮川町、宮の上、三日市、瓜島
		今泉	春日町、田宿、寺市場、市場、栄町、富士見町、新富士見町、仲町、北仲町、南仲町、泉町、和田町 1・2、鍛冶町 1、新橋、依田橋、水の上、上和田町
		吉永	富士岡花守町、西比奈町 3
		元吉原	鈴川町 3・4、今井本町、鈴川本町
		原田	宇東川 1
	須津川	吉永	富士岡町 1、富士岡本花守町、富士岡渋脇町、西比奈町 2
		元吉原	大野町、檜町、田中町、西田中町、柏原町 1・2・3
		須津	中里町 1・2・3・4、中里新富町、中里八幡町、川尻町 1・2、神谷町 1・2・3、増川町 1・2・3、江尾町 1・2、中里寿町、中里曙町
		浮島	浮島町 1・2・3
	春山川	元吉原	柏原町 1
		浮島	浮島町 1・2・3
	昭和放水路	元吉原	大野町、檜町、田中町、西田中町、柏原町 3
	駒瀬川	浮島	浮島町 3
	沼津大沢川	浮島	浮島町 3
山・崖崩れ危険箇所（土砂災害警戒区域等）	吉 原		東国久保
	伝 法		伝法町 2
	今 泉		御殿、吉原緑ヶ丘、水の上、泉町、鍛冶町 3
	元 吉 原		鈴川町 3・4、今井本町、今井東町、今井毘沙門町、大野町
	広 見		源太坂、広見町 6・7、桜ヶ丘、美原町、百合ヶ丘、久保町、若松町 2、三ッ倉南
	青 葉 台		若松町 1・3
	神 戸		神戸 1、今宮
	原 田		吉原中島町 1・2、三ッ沢 3、原田町 2・3、宇東川町 1
	吉 永		中比奈町 2、東比奈町 2・3、富士岡入町

災害要因	地 区 名	該 当 町 内 会 ・ 区 名
山・崖崩れ危険箇所（土砂災害警戒区域等）	須 津	神谷町 2・3、神谷緑町、増川町 1・2・3、江尾町 2
	浮 島	浮島町 3
	富士見台	富士見台 8
	吉 永 北	間門町、鶴無ヶ淵町 1、陽光台西、陽光台東、陽光台南、桑崎町
	大 淵	片倉町、落合町、中野町 1・2、八王子町 2、八王子本町、城山町、大淵町 3、富士本中町、次郎長町、三ツ倉町
	岩 松 北	上町、富士上中、富士下中、旭町、湯沢平 1・2、滝戸
	鷹 岡	鷹岡本町 1・2
	天 間	天間東
	丘	傘木
	富 士 川	木島、小山、室野、相生町、岩淵上町、吉津、舟山町、坂下、岩淵旭町、中之郷堺町、中之郷川坂、新町本町、大楽窪、中之郷本通 1・3・4、中之郷新町、四十九町、中之郷宮町、小池、中之郷幸町、かぎあな
	松 野	南松野 1・2、松野富士見町、松野八幡町、大北町、俣下町、清水町

地すべり防止区域一覧表

事業所名	国土交通省所管		林野庁所管	
	面積（ha）	箇所名	面 積 （ ha ）	箇所名
富士土木 富士農林	5.93	中之郷（赤岩）	31.2	木島
富士土木	14.90	木島		

土砂災害(特別)警戒区域等一覧表

番号	種別	危険箇所番号	指定年月日	区域名	箇所名	地区	対象自主防災会					保全家屋数		警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地(法4号)
												警戒区域	特別警戒区域	
1	急傾斜	104-Ⅰ-2800	平成21年3月31日	今宮印之A	今宮1	神戸		今宮				6	0	
2	急傾斜	104-Ⅱ-0921	平成21年3月31日	今宮東村A	今宮-Ⅰ	神戸		今宮				4	0	
3	急傾斜	104-Ⅱ-0922	平成21年3月31日	今宮沢久保A	今宮-Ⅱ	神戸		今宮				0	0	
4	急傾斜	104-Ⅰ-2796	平成22年1月29日	富士岡片宿	富士岡入町	吉永		富士岡入町				14	0	
5	急傾斜	104-Ⅰ-3552	平成22年1月29日	鵜無ヶ淵猿棚A	鵜無ヶ淵-Ⅰ	吉永北		鵜無ヶ淵町1				3	0	
6	急傾斜	104-Ⅰ-3553	平成22年1月29日	鵜無ヶ淵新兵衛通	鵜無ヶ淵-Ⅱ	吉永北		鵜無ヶ淵町1				3	0	
7	急傾斜	104-Ⅱ-0927	平成22年1月29日	鵜無ヶ淵猿棚B	鵜無ヶ淵-Ⅲ	吉永北		鵜無ヶ淵町1				0	0	
8	急傾斜	104-Ⅰ-2797	平成22年1月29日	間門峯山	間門町2	吉永北		間門町	鵜無ヶ淵町1			18	5	
9	急傾斜	104-Ⅰ-2798	平成22年1月29日	桑崎中山A	陽光台2	吉永北		陽光台東	陽光台西	陽光台南		34	5	
10	急傾斜	104-Ⅰ-2799	平成22年1月29日	桑崎中山B	陽光台1	吉永北		陽光台東	桑崎町			16	0	
11	急傾斜	104-Ⅰ-3551	平成22年1月29日	大淵靴窪	若松町1-Ⅰ	青葉台		若松町1				8	6	
12	急傾斜	104-Ⅰ-2803	平成22年1月29日	大淵ハヶ久保A	若松町	広見		若松町2				16	0	
13	急傾斜	104-Ⅰ-3548	平成22年1月29日	大淵荻ノ原C	大淵-Ⅱ	広見	青葉台	若松町2	若松町1			2	0	
14	急傾斜	104-Ⅱ-0891	平成22年1月29日	大淵荻ノ原A	久保町-Ⅰ	広見		若松町2				4	0	
15	急傾斜	104-Ⅱ-0909	平成22年1月29日	大淵荻ノ原B	大淵-Ⅲ	青葉台		若松町3	若松町1			11	1	
16	急傾斜	104-Ⅱ-0926	平成22年1月29日	大淵高山	若松町1-Ⅱ	青葉台		若松町3	若松町1			9	4	
17	急傾斜	104-Ⅰ-3550	平成22年1月29日	大淵ハヶ久保B	大淵-Ⅳ	広見		久保町	百合ヶ丘			15	5	
18	急傾斜	104-Ⅰ-2802	平成22年1月29日	広見西本町A	広見町7	広見		広見6	広見7			6	0	
19	急傾斜	104-Ⅲ-0239	平成22年1月29日	桑崎宮ノ上A	桑崎-Ⅰ	吉永北		桑崎町				0	0	
20	急傾斜	104-Ⅱ-0908	平成22年1月29日	大淵ハヶ久保C	大淵-Ⅴ	広見		百合ヶ丘				0	0	
21	急傾斜	104-Ⅱ-0933	平成22年3月30日	中野東三ツ倉	百合ヶ丘	広見	大淵	百合ヶ丘	久保町	三ツ倉町		24	0	
22	急傾斜	104-Ⅱ-0892	平成22年3月30日	大淵岩倉A	砂沢-Ⅰ	大淵		富士本中町				0	0	
23	急傾斜	104-Ⅱ-0896	平成22年3月30日	大淵岩倉B	吉原富士本中町-Ⅰ	大淵		富士本中町				1	0	
24	急傾斜	104-Ⅱ-0897	平成22年3月30日	大淵岩倉C	吉原富士本中町-Ⅱ	大淵		富士本中町				0	1	
25	急傾斜	104-Ⅱ-0898	平成22年3月30日	大淵岩倉D	吉原富士本中町-Ⅲ	大淵		富士本中町				0	0	
26	急傾斜	104-Ⅱ-0899	平成22年3月30日	大淵曾比奈	八王子本町-Ⅰ	大淵		八王子本町				4	0	
27	急傾斜	104-Ⅱ-0906	平成22年3月30日	大淵丸火東	大淵町3丁目-Ⅰ	大淵		大淵町3				1	0	
28	急傾斜	104-Ⅱ-0907	平成22年3月30日	大淵笹場	大淵町3丁目-Ⅱ	大淵		大淵町3				0	0	
29	急傾斜	104-Ⅱ-0915	平成22年3月30日	大淵東下原A	中野-Ⅰ	大淵		八王子町2	中野町2			2	0	
30	急傾斜	104-Ⅰ-2804	平成22年3月30日	中野西落合	片倉町	大淵		片倉町	落合町			4	0	
31	急傾斜	104-Ⅱ-0918	平成22年3月30日	中野東片倉	片倉町-Ⅰ	大淵		片倉町				4	0	
32	急傾斜	104-Ⅱ-0919	平成22年3月30日	中野西片倉	片倉町-Ⅱ	大淵		片倉町				1	0	
33	急傾斜	104-Ⅰ-0924	平成22年3月30日	神谷天ヶ沢東	神谷	須津		神谷町2				11	3	
34	急傾斜	104-Ⅲ-0237	平成22年3月30日	神谷大塚	神谷-Ⅰ	須津		神谷町3				0	0	
35	急傾斜	104-Ⅰ-3554	平成22年3月30日	中里中塚	神谷-Ⅱ	須津		神谷緑町	神谷町3			42	6	
36	急傾斜	104-Ⅰ-0925	平成22年3月30日	増川西村	増川b	須津		増川町1	神谷町2			11	1	
37	急傾斜	104-Ⅰ-0923	平成22年3月30日	増川宮添	増川a	須津		増川町2				0	0	
38	急傾斜	104-Ⅰ-2795	平成22年3月30日	江尾谷田沢A	増川東	須津		増川町2	増川町3			5	0	
39	急傾斜	104-Ⅱ-0868	平成22年3月30日	増川谷田沢	増川町3	須津		増川町3				6	0	
40	急傾斜	104-Ⅱ-0869	平成22年3月30日	江尾谷田沢B	江尾-Ⅰ	須津		増川町3				2	1	
41	急傾斜	104-Ⅱ-0870	平成22年3月30日	江尾谷田沢C	江尾-Ⅱ	須津		増川町3	増川町1			1	1	
42	急傾斜	104-Ⅲ-0235	平成22年3月30日	江尾竹ヶ沢	谷田沢入-Ⅰ	須津		江尾町2				1	0	
43	急傾斜	104-Ⅰ-0921	平成22年3月30日	江尾日陰林	江尾a	須津		江尾町2				18	0	
44	急傾斜	104-Ⅰ-0922	平成22年3月30日	江尾万騎沢入	江尾b	須津		江尾町2				14	0	
45	急傾斜	104-Ⅰ-0936	平成23年3月29日	岩本坂西A	谷田沢	岩松北		富士下中				4	0	

番号	種別	危険箇所番号	指定年月日	区域名	箇所名	地区	対象自主防災会					保全家屋数		警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地(法4号)
												警戒区域	特別警戒区域	
46	急傾斜	104-Ⅰ-3545	平成23年3月29日	岩本白金山A	岩本一	岩松北		富士下中				1	0	特別養護老人ホーム 岩本園、デイサービスセンターふれあいの家(岩本1184-1)
47	急傾斜	104-Ⅰ-3546	平成23年3月29日	伝法中原A	伝法一ハ	広見		美原町				3	0	
48	急傾斜	104-Ⅰ-3549	平成23年3月29日	岩本山内A	富士下中一ト	岩松北		富士下中				3	0	
49	急傾斜	104-Ⅱ-0871	平成23年3月29日	岩本片平山A	滝戸一イ	岩松北		滝戸				0	0	
50	急傾斜	104-Ⅱ-0872	平成23年3月29日	岩本片平山B	岩本一口	岩松北		滝戸				1	1	
51	急傾斜	104-Ⅱ-0873	平成23年3月29日	岩本高德坊添	岩本一リ	岩松北		湯沢平1				1	0	
52	急傾斜	104-Ⅱ-0874	平成23年3月29日	岩本亀割沢	岩本一ヘ	岩松北		湯沢平2				1	0	
53	急傾斜	104-Ⅱ-0875	平成23年3月29日	岩本坂西B	旭町一イ	岩松北		旭町	富士下中			1	1	
54	急傾斜	104-Ⅱ-0876	平成23年3月29日	伝法傘木	傘木一イ	丘		傘木				3	0	
55	急傾斜	104-Ⅱ-0877	平成23年3月29日	伝法中原B	伝法町2丁目一イ	伝法		伝法町2				2	0	
56	急傾斜	104-Ⅱ-0878	平成23年3月29日	伝法傘木上A	伝法一イ	丘		傘木				8	0	
57	急傾斜	104-Ⅱ-0879	平成23年3月29日	伝法傘木上B	伝法一イ(1)	丘		傘木				1	0	
58	急傾斜	104-Ⅱ-0882	平成23年3月29日	三ツ沢越地	三ツ沢一イ	富士見台	原田	富士見台8	三ツ沢町3			0	0	
59	急傾斜	104-Ⅱ-0883	平成23年3月29日	三ツ沢中島	三ツ沢一口	富士見台		富士見台8				1	0	
60	急傾斜	104-Ⅱ-0884	平成23年3月29日	三ツ沢三度蒔	富士見台1丁目一イ	原田		三ツ沢町3				1	0	
61	急傾斜	104-Ⅱ-0886	平成23年3月29日	岩本山内B	岩本一イ	岩松北		上町				1	0	
62	急傾斜	104-Ⅱ-0887	平成23年3月29日	岩本万野	上町一口	岩松北		上町				0	0	
63	急傾斜	104-Ⅱ-0888	平成23年3月29日	岩本山内C	岩本一ホ	岩松北		上町				1	0	
64	急傾斜	104-Ⅱ-0889	平成23年3月29日	岩本山内D	岩本一ハ	岩松北		上町				1	1	
65	急傾斜	104-Ⅱ-0890	平成23年3月29日	岩本万野上山	岩本一ト	岩松北		上町				0	0	
66	急傾斜	104-Ⅱ-0923	平成23年3月29日	神戸垣外	神戸一イ	神戸		神戸1				1	1	
67	急傾斜	104-Ⅱ-0924	平成23年3月29日	神戸丸山	神戸一ロ	神戸		神戸1				1	0	
68	急傾斜	104-Ⅱ-0925	平成23年3月29日	神戸沢添	神戸一イ	神戸		神戸1				2	2	
69	急傾斜	104-Ⅲ-0238	平成23年3月29日	岩本白金山B	上町一い	岩松北		-				0	0	
70	急傾斜	104-Ⅱ-0894	平成24年3月30日	大淵覆盆子平	次郎長町一イ	大淵		次郎長町				1	0	
71	急傾斜	104-Ⅱ-0895	平成24年3月30日	大淵高塚	次郎長町一口	大淵		次郎長町				2	1	
72	急傾斜	104-Ⅱ-0900	平成24年3月30日	大淵城山A	城山町一ハ	大淵		城山町				4	0	
73	急傾斜	104-Ⅱ-0901	平成24年3月30日	大淵城山B	城山町一ト	大淵		城山町				5	1	
74	急傾斜	104-Ⅱ-0902	平成24年3月30日	大淵城山C	城山町一ホ	大淵		城山町				1	1	
75	急傾斜	104-Ⅱ-0903	平成24年3月30日	大淵城山D	城山町一ニ	大淵		城山町				0	0	
76	急傾斜	104-Ⅱ-0904	平成24年3月30日	大淵城山E	城山町一ヘ	大淵		城山町				7	5	
77	急傾斜	104-Ⅱ-0929	平成24年3月30日	比奈泉A	中比奈町2一イ	吉永		中比奈町2				2	1	
78	急傾斜	104-Ⅱ-0930	平成24年3月30日	比奈山ノ根	東比奈町3一口	吉永		東比奈町3	中比奈町2			2	2	
79	急傾斜	104-Ⅱ-0931	平成24年3月30日	比奈泉B	東比奈町3一イ	吉永		東比奈町3	中比奈町2			8	3	誠信会少年少女の家 (比奈1354)
80	急傾斜	104-Ⅱ-0932	平成24年3月30日	比奈祢宣ノ前	東比奈町2一イ	吉永		東比奈町2				1	0	
81	急傾斜	104-Ⅰ-0934	平成24年3月30日	久沢沢東	久沢沢東	鷹岡		鷹岡本町1				7	0	鷹岡保育園(久沢256-1)
82	急傾斜	104-Ⅱ-0867	平成24年3月30日	鷹岡本町	久沢沢西	鷹岡		鷹岡本町2	鷹岡本町1			1	0	

番号	種別	危険箇所番号	指定年月日	区域名	箇所名	地区	対象自主防災会					保全家屋数		警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地(法4号)
												警戒区域	特別警戒区域	
83	急傾斜	105-Ⅰ-3708	平成24年3月30日	岩淵沢上	相生町-口	富士川		相生町				14	5	グループホームあいの街富士川、小規模多機能型居宅介護施設あいの街富士川(岩淵131-1) 富士川第一幼稚園、富士川第一小学校(岩淵107)
84	急傾斜	105-Ⅱ-1839	平成24年3月30日	岩淵会下	相生町-イ	富士川		相生町				9	2	
85	急傾斜	105-Ⅰ-1485	平成24年3月30日	岩淵谷津A	上町	富士川		岩淵上町				23	0	
86	急傾斜	105-Ⅰ-2912	平成24年3月30日	岩淵谷津B	八津	富士川		岩淵上町				14	6	
87	急傾斜	105-Ⅱ-1838	平成24年3月30日	岩淵谷津C	上町-イ	富士川		岩淵上町				0	0	
88	急傾斜	105-Ⅰ-1486	平成24年3月30日	岩淵下屋敷	坂下	富士川		坂下区	岩淵上町			24	3	
89	急傾斜	105-Ⅰ-2910	平成24年3月30日	岩淵舟山	舟山町北	富士川		舟山町				6	0	
90	急傾斜	105-Ⅰ-1484	平成24年3月30日	岩淵湯坂	舟山町	富士川		舟山町	岩淵上町			35	0	
91	急傾斜	105-Ⅰ-1489	平成24年3月30日	中之郷新町A	赤岩	富士川		新町本町	中之郷幸町	中之郷本通4		18	0	ケアセンターオアシス中之郷(中之郷1283-1)
92	急傾斜	105-Ⅰ-2914	平成24年3月30日	中之郷新町B	赤岩	富士川		新町本町				13	7	
93	急傾斜	105-Ⅰ-1493	平成24年3月30日	中之郷大楽窪A	幸町-2	富士川		中之郷幸町	大楽窪			5	2	
94	急傾斜	105-Ⅰ-1494	平成24年3月30日	中之郷大楽窪B	幸町-1	富士川		中之郷幸町				10	0	
95	急傾斜	105-Ⅰ-1495	平成24年3月30日	中之郷小池下	幸町東	富士川		中之郷幸町	大楽窪			12	0	
96	急傾斜	105-Ⅰ-1492	平成25年3月29日	中之郷小池	小池	富士川		小池				7	4	
97	急傾斜	105-Ⅰ-2911	平成25年3月29日	岩淵北吉野	南吉野	富士川		吉津				14	6	
98	急傾斜	105-Ⅱ-1841	平成25年3月29日	中之郷黒里	黒里-イ	富士川		中之郷宮町				5	2	
99	急傾斜	105-Ⅰ-1490	平成25年3月29日	中之郷櫛田B	四十九	富士川		四十九町	中之郷宮町			15	0	
100	急傾斜	105-Ⅰ-2913	平成25年3月29日	中之郷四十九	四十九	富士川		四十九町	中之郷宮町			8	0	
101	急傾斜	105-Ⅱ-1840	平成25年3月29日	中之郷四十九A	四十九-イ	富士川		四十九町				5	1	
102	急傾斜	104-Ⅰ-0932	平成25年3月29日	原田斉藤	斉藤	原田		吉原中島町1	原田町2			15	0	
103	急傾斜	104-Ⅰ-2801	平成25年3月29日	吉原中島町	斉藤	原田		吉原中島町2				4	0	
104	急傾斜	104-Ⅱ-0885	平成25年3月29日	原田高畑	原田-イ	原田		原田町3	原田町2			4	1	
105	急傾斜	104-Ⅱ-0920	平成25年3月29日	天間代山	天間-イ	天間		天間東				7	0	
106	急傾斜	105-Ⅰ-3707	平成26年3月11日	木島天王平A	室野-イ	富士川		室野				6	0	
107	急傾斜	105-Ⅱ-1835	平成26年3月11日	木島天王平B	室野-口	富士川		室野				2	0	
108	急傾斜	105-Ⅱ-1836	平成26年3月11日	木島木棒田	小山-イ	富士川		小山				2	1	
109	急傾斜	105-Ⅱ-1837	平成26年3月11日	木島南山	木島-イ	富士川		木島				0	0	
110	急傾斜	105-Ⅰ-1482	平成26年3月11日	南松野水口上	水の口	松野		松野富士見町	南松野1			13	6	
111	急傾斜	105-Ⅱ-1816	平成26年3月11日	南松野芦ヶ久保A	足ヶ久保	松野		松野富士見町				0	0	
112	急傾斜	105-Ⅱ-1828	平成26年3月11日	南松野稲荷	平清水-イ	松野		松野富士見町				1	0	
113	急傾斜	105-Ⅱ-1829	平成26年3月11日	南松野平清水	平清水-口	松野		松野富士見町				1	0	
114	急傾斜	105-Ⅱ-1830	平成26年3月11日	南松野新井	新井-イ	松野		松野富士見町				1	1	
115	急傾斜	105-Ⅱ-1832	平成26年3月11日	南松野漆野	漆野-イ	松野		松野富士見町				0	0	
116	急傾斜	105-Ⅱ-1833	平成26年3月11日	南松野鎧田	新井-口	松野		松野富士見町				1	0	
117	急傾斜	105-Ⅱ-1842	平成26年3月11日	南松野中山A	中山-イ	松野		松野富士見町				2	1	
118	急傾斜	105-Ⅱ-1843	平成26年3月11日	南松野中山B	中山-口	松野		松野富士見町				1	0	
119	急傾斜	105-Ⅱ-1846	平成26年3月11日	南松野芦ヶ久保B	足ヶ久保-イ	松野		松野富士見町				1	1	
120	急傾斜	105-Ⅱ-1844	平成26年3月11日	南松野寺前	南町-イ	松野		南松野1				1	1	
121	急傾斜	105-Ⅱ-1845	平成26年3月11日	南松野馬坂	根方-イ	松野		南松野1				5	0	

番号	種別	危険箇所番号	指定年月日	区域名	箇所名	地区	対象自主防災会				保全家屋数		警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地(法4号)
											警戒区域	特別警戒区域	
122	急傾斜	104-Ⅰ-0931	平成26年3月11日	宇東川瀬古	宇東川	原田 今泉	宇東川町1	御殿			21	0	
123	急傾斜	105-Ⅰ-1491	平成26年3月11日	中之郷棚田A	宮町	富士川	中之郷宮町				35	6	グループホームオアシス中之郷(中之郷3152-1)
124	急傾斜	104-Ⅱ-0910	平成27年3月6日	中野中古野	中野一ハ	大淵	中野町2				6	0	
125	急傾斜	104-Ⅱ-0911	平成27年3月6日	中野西古野A	中野一又	大淵	中野町1	中野町2	落合町		4	0	
126	急傾斜	104-Ⅱ-0912	平成27年3月6日	中野西古野B	中野一ト	大淵	中野町1	中野町2			2	0	
127	急傾斜	104-Ⅱ-0913	平成27年3月6日	中野西古野C	中野一ヘ	大淵	中野町2	中野町1			1	0	
128	急傾斜	104-Ⅱ-0914	平成27年3月6日	大淵南	中野一リ	大淵	中野町1	中野町2			0	0	
129	急傾斜	104-Ⅱ-0916	平成27年3月6日	大淵東下原	中野一ホ	大淵	八王子町2				8	0	
130	急傾斜	104-Ⅱ-0917	平成27年3月6日	中野舟窪	中野一二	大淵	中野町2				3	0	
131	急傾斜	104-Ⅰ-0926	平成27年3月6日	大野新田	大野新田	元吉原	大野町				18	0	
132	急傾斜	104-Ⅰ-0927	平成27年3月6日	今井A	今井	元吉原	今井東町				2	1	
133	急傾斜	104-Ⅰ-0928	平成27年3月6日	今井B	砂山b	元吉原	今井本町				21	1	
134	急傾斜	104-Ⅰ-0929	平成27年3月6日	鈴川砂山	砂山a	元吉原	鈴川町3	今井本町			16	0	
135	急傾斜	104-Ⅰ-0930	平成27年3月6日	鈴川	鈴川	元吉原	鈴川町4				10	0	
136	急傾斜	104-Ⅱ-0933	平成27年3月6日	今井C	砂山一イ	元吉原	今井東町	今井毘沙門町			6	0	
137	急傾斜	105-Ⅱ-1818	平成27年3月6日	南松野池野	池野一イ	松野	松野八幡町				1	1	
138	急傾斜	105-Ⅱ-1819	平成27年3月6日	南松野三十坂A	上三十一イ	松野	松野八幡町				6	0	
139	急傾斜	105-Ⅱ-1826	平成27年3月6日	南松野三十坂B	八幡町一イ	松野	松野八幡町				2	0	
140	急傾斜	105-Ⅰ-1481	平成27年3月6日	北松野城山B	城山	松野	俣下町				6	0	
141	急傾斜	105-Ⅱ-1831	平成27年3月6日	北松野下平	下平一イ	松野	俣下町				2	0	
142	急傾斜	105-Ⅲ-0438	平成27年3月6日	北松野馬入	沖田一イ	松野	松野八幡町				0	0	
143	急傾斜	105-Ⅲ-0440	平成27年3月6日	北松野北山B	大北町一い	松野	大北町				0	0	
144	急傾斜	105-Ⅰ-3706	平成27年3月6日	北松野北山A	大北町一ハ	松野	大北町				13	1	
145	急傾斜	105-Ⅱ-1817	平成27年3月6日	北松野泉水	泉水一イ	松野	大北町				4	2	
146	急傾斜	105-Ⅱ-1820	平成27年3月6日	北松野城山A	堀ノ内一イ	松野	俣下町				2	0	
147	急傾斜	105-Ⅱ-1821	平成27年3月6日	北松野上野D	大北町一口	松野	大北町				1	1	
148	急傾斜	105-Ⅱ-1822	平成27年3月6日	北松野上野C	大北町一二	松野	大北町				1	0	
149	急傾斜	105-Ⅱ-1823	平成27年3月6日	北松野上野A	大北町一ヘ	松野	大北町				2	0	
150	急傾斜	105-Ⅱ-1824	平成27年3月6日	北松野上野B	大北町一ト	松野	大北町				4	0	
151	急傾斜	105-Ⅱ-1825	平成27年3月6日	北松野城山C	下町一イ	松野	大北町	俣下町			0	0	
152	急傾斜	105-Ⅰ-1487	平成28年3月29日	古谿	旭町	富士川	相生町	岩淵旭町	中之郷堺町	中之郷本通1	69	0	
153	急傾斜	105-Ⅰ-1488	平成28年3月29日	中之郷堺町下	旭町一2	富士川	中之郷堺町	中之郷新町	中之郷本通1	中之郷本通3	33	0	
154	急傾斜	105-Ⅱ-1834	平成28年3月29日	大代	大代一イ	富士川	かぎあな				7	0	
155	急傾斜	104-Ⅰ-3547	平成29年3月31日	国久保一丁目	今泉9丁目一イ	今泉 吉原	吉原緑ヶ丘	東国久保			10	1	
156	急傾斜	104-Ⅱ-0880	平成29年3月31日	源太坂	伝法一口	広見 今泉	源太坂	吉原緑ヶ丘			2	0	児童養護施設ひまわり園、ふようデイサービスセンター(今泉2220)
157	急傾斜	105-Ⅰ-3705	平成29年3月31日	上野	大北町一イ	松野	大北町				0	0	
158	急傾斜	105-Ⅱ-1827	平成29年3月31日	寺沢	八幡町一口	松野	松野八幡町	俣下町			4	0	
159	急傾斜	104-S-0029	平成30年3月30日	北松野山田A	北松野山田A	松野	大北町				1	0	
160	急傾斜	104-S-0036	平成30年3月30日	中野三ツ倉町	中野三ツ倉町	大淵	三ツ倉町	片倉町			4	0	
161	急傾斜	104-S-0037	平成30年3月30日	中野落合町	中野落合町	大淵	落合町				1	0	
162	急傾斜	104-S-0038	平成30年3月30日	桑崎井戸向	桑崎井戸向	吉永北	桑崎町				3	0	
163	急傾斜	104-S-0039	平成30年3月30日	北松野山田B	北松野山田B	松野	大北町				1	0	
164	急傾斜	104-S-0040	平成30年3月30日	北松野清水ヶ原	北松野清水ヶ原	松野	清水町	俣下町			0	0	

番号	種別	危険箇所番号	指定年月日	区域名	箇所名	地区	対象自主防災会					保全家屋数		警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地(法4号)
												警戒区域	特別警戒区域	
165	急傾斜	104-S-0041	平成30年3月30日	南松野原方	南松野原方	松野		松野八幡町				1	0	
166	急傾斜	104-S-0028	平成31年3月30日	今泉今泉7丁目	今泉今泉7丁目	今泉		鍛冶町3	水の上	泉町		21	6	
167	急傾斜	104-S-0030	平成31年3月30日	中之郷新町A	中之郷新町A	富士川		中之郷新町	中之郷堺町	中之郷川坂		16	7	
168	急傾斜	104-S-0031	平成31年3月30日	中之郷新町B	中之郷新町B	富士川		四十九町				18	3	
169	急傾斜	104-S-0032	平成31年3月30日	木島北谷外	木島北谷外	富士川		木島				2	0	
170	急傾斜	104-S-0033	平成31年3月30日	木島植竹	木島植竹	富士川		木島				0	0	
171	急傾斜	104-S-0034	平成31年3月30日	岩本上町	岩本上町	岩松北		上町				3	0	
172	急傾斜	104-S-0042	平成31年3月30日	木島鳥語山	木島鳥語山	富士川		小山				3	0	
173	急傾斜	104-S-0043	平成31年3月30日	中之郷新町C	中之郷新町C	富士川		新町本町				12	0	
174	急傾斜	104-I-0062	平成31年3月30日	二タ子	二タ子	広見		美原町	三ツ倉南町	桜ヶ丘町		39	0	
1	土石流	210-I-001	平成23年3月29日	矢田沢	矢田沢	岩松北		富士下中				24	0	
2	土石流	210-I-002	平成23年3月29日	殿入沢	殿入沢	岩松北		富士上中	富士下中			98	0	
3	土石流	381-I-016	平成24年3月29日	八津沢	八津沢	富士川		相生町	岩淵上町			6	0	
4	土石流	381-I-017	平成24年3月29日	榎切沢	榎切沢	富士川		岩淵上町				0	0	
5	土石流	381-I-028	平成24年3月29日	川坂沢	川坂沢	富士川		相生町	中之郷川坂	中之郷堺町	吉津	101	0	岩淵保育園(岩淵58-16) 放課後等デイサービス ぼけっと、日中一時支援 ぼけっと(岩淵74-9)
6	土石流	381-I-013	平成25年3月29日	吉津川	吉津川	富士川		吉津				1	0	
7	土石流	381-I-014	平成25年3月29日	愛宕沢	愛宕沢	富士川		吉津				2	0	
8	土石流	381-I-015	平成25年3月29日	吉津沢	吉津沢	富士川		吉津	舟山町			26	0	
9	土石流	381-I-018	平成25年3月29日	四十九沢	四十九沢	富士川		四十九町				91	0	
10	土石流	381-I-019	平成25年3月29日	大獄沢	大獄沢	富士川		四十九町				92	0	
11	土石流	381-I-020	平成25年3月29日	矢久保沢	矢久保沢	富士川		中之郷川坂	中之郷新町			5	0	
12	土石流	381-I-021	平成25年3月29日	櫛田沢	櫛田沢	富士川		四十九町	中之郷宮町			92	0	
13	土石流	381-I-022	平成25年3月29日	櫛田沢支川	櫛田沢支川	富士川		四十九町	中之郷宮町			34	0	
14	土石流	381-I-023	平成25年3月29日	黒里沢	黒里沢	富士川		中之郷宮町	小池			97	0	
15	土石流	381-I-024	平成25年3月29日	宇多利下沢	宇多利下沢	富士川		中之郷宮町	小池			120	0	グループホームオアシ ス中之郷(中之郷3152-1)
16	土石流	381-I-025	平成25年3月29日	宇多利沢	宇多利沢	富士川		中之郷宮町	小池			61	0	
17	土石流	381-I-026	平成25年3月29日	小池沢	小池沢	富士川		小池	中之郷宮町			128	0	
18	土石流	381-I-027	平成25年3月29日	南小池沢	南小池沢	富士川		小池				63	0	
19	土石流	381-II-004	平成25年3月29日	中小池沢	中小池沢	富士川		小池				79	0	
20	土石流	381-I-010	平成26年3月11日	室野南沢	室野南沢	富士川		室野				20	0	
21	土石流	381-I-011	平成26年3月11日	室野中沢	室野中沢	富士川		室野				16	0	
22	土石流	381-I-012	平成26年3月11日	室野北沢	室野北沢	富士川		室野				18	0	
23	土石流	381-II-003	平成26年3月11日	松雲寺沢	松雲寺沢	富士川		小山				5	0	
24	土石流	381-I-009	平成26年3月11日	田中沢	田中沢	富士川		木島				63	0	
25	土石流	381-I-002	平成26年3月11日	血流川	血流川	松野		松野富士見町				4	0	
26	土石流	381-I-003	平成26年3月11日	不動沢	不動沢	松野		松野富士見町				5	0	
27	土石流	381-I-004	平成26年3月11日	矢所沢	矢所沢	松野		松野富士見町				5	0	
28	土石流	381-I-005	平成26年3月11日	稲荷沢	稲荷沢	松野		南松野1	松野富士見町			14	0	
29	土石流	381-I-006	平成26年3月11日	水の口北沢	水の口北沢	松野		南松野1				17	0	
30	土石流	381-I-007	平成26年3月11日	永精寺沢	永精寺沢	松野		松野富士見町	南松野1			18	0	
31	土石流	381-II-002	平成26年3月11日	水の口南沢	水の口南沢	松野		松野富士見町				3	0	
32	土石流	381-I-008	平成26年3月11日	中沢	中沢	松野		南松野1	南松野2	松野八幡町		32	0	
33	土石流	210-II-001	平成26年3月11日	トツラ沢	トツラ沢	浮島		浮島町3				0	0	

番号	種別	危険箇所番号	指定年月日	区域名	箇所名	地区	対象自主防災会			保全家屋数		警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地(法4号)
										警戒区域	特別警戒区域	
34	土石流	210・C-Ⅰ-021	平成29年3月31日	伝法沢	伝法沢	大淵		大淵町3		12	0	
35	土石流	210・C-Ⅰ-022	平成29年3月31日	伝法沢第1支溪	伝法沢第1支溪	大淵		大淵町3	吉原富士本中町	0	0	
36	土石流	210・C-Ⅰ-024	平成29年3月31日	赤淵川第1支溪	赤淵川第1支溪	吉永		富士岡入町		6	0	
37	土石流	210・C-Ⅰ-025	平成29年3月31日	赤淵川第2支溪	赤淵川第2支溪	吉永		富士岡入町		16	0	
38	土石流	210・C-Ⅰ-027	平成29年3月31日	赤淵川第4支溪	赤淵川第4支溪	吉永北		間門町	鵜無ヶ淵町1	1	0	
39	土石流	210・C-Ⅰ-028	平成29年3月31日	赤淵川第5支溪	赤淵川第5支溪	吉永北		間門町	鵜無ヶ淵町1	0	0	
40	土石流	210・C-Ⅰ-031	平成29年3月31日	赤淵川第8支溪	赤淵川第8支溪					1	0	
41	土石流	210・C-Ⅰ-034	平成29年3月31日	天ヶ沢	天ヶ沢	須津		神谷町2		3	0	
42	土石流	210・C-Ⅰ-035	平成29年3月31日	江尾江川	江尾江川	須津		増川町3	増川町1	2	0	
43	土石流	210・C-Ⅰ-037	平成29年3月31日	江尾江川第2支溪	江尾江川第2支溪	須津		江尾町2		1	0	
44	土石流	210・C-Ⅰ-040	平成29年3月31日	砂沢	砂沢	大淵		吉原富士本中町	吉原富士本西町	0	0	
45	土石流	210・C-Ⅱ-026	平成29年3月31日	赤淵川第3支溪	赤淵川第3支溪	吉永北		間門町	鵜無ヶ淵町1	18	0	
46	土石流	210・C-Ⅱ-032	平成29年3月31日	赤淵川第9支溪	赤淵川第9支溪	吉永北		間門町	鵜無ヶ淵町1	18	0	
47	土石流	210・C-Ⅰ-047	平成29年3月31日	凡夫川	凡夫川	大淵		吉原富士本中町		15	0	
48	土石流	381-Ⅱ-005	平成29年3月31日	中島沢A	中島沢	富士川		かぎあな		3	0	
49	土石流	381-Ⅱ-005-2	平成29年3月31日	中島沢B	中島沢	富士川		かぎあな		3	0	
50	土石流	210・C-Ⅲ-048	平成29年3月31日	赤淵川第10支溪	赤淵川第10支溪					0	0	
51	土石流	381-Ⅰ-001	平成29年3月31日	山田川	山田川	松野		大北町		43	0	
52	土石流	381-Ⅱ-001	平成29年3月31日	清水ヶ糸沢	清水ヶ糸沢	松野		清水町	俣下町	7	0	
53	土石流	381-S-0001	平成30年3月30日	いどり沢	いどり沢	富士川		かぎあな		5	0	
1	地すべり	210-Ⅱ-001	平成28年10月4日	中之郷	中之郷	富士川		新町本町	中之郷本通4	9	0	さくら台幼稚園 (中之郷3779)
2	地すべり	22-0020	令和2年3月6日	木島	木島	富士川		小山	室野 木島	54	0	

2708 139

※ この表は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)第8条」(以下、「法」という。)に基づく土砂災害警戒避難体制を記したものである。

- 法1項1号 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警戒の発令及び伝達については、富士市地域防災計画 共通対策編第3章第4節 通信情報計画のとおり。
- 法1項2号 避難場所は地区まちづくりセンター・知人宅・ホテル等の警戒区域外とし、避難路等については別に定める土砂災害ハザードマップによる。
- 法1項3号 自主防災組織が主体となり地域の実情に合った防災訓練を実施する。
- 法1項4号 警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地については、上記表による。
- 法2項 福祉施設に対しては、避難情報の発表に合わせ、必要に応じて避難すべきである旨を電話又はFAXにより伝達する。避難が間に合わない場合には、いっとき待避所での退避(垂直避難)により安全を確保することを伝達する。
- 法1項5号 救助に関する事項については、富士市地域防災計画 共通対策編第3章第7節 避難救出計画のとおり。
- 法1項6号 富士市避難情報の判断・伝達マニュアル(資料7-21)に記載した避難情報の判断基準による。

静岡県第 4 次地震被害想定

1. 被害想定 の 目的

東日本大震災等の教訓や蓄積された科学的知見を生かし、二つのレベルの地震・津波を想定している。今後の地震・津波対策の基礎資料として活用することを目的とする。

2. 対象とする地震・津波

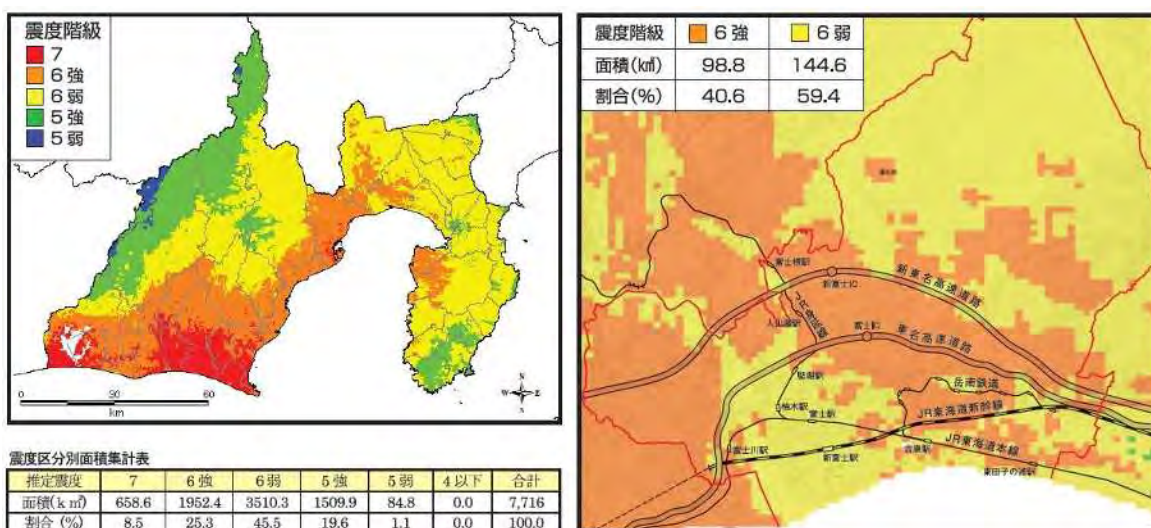
区分	南海トラフ（駿河トラフ）沿い	相模トラフ沿い
レベル 1 発生頻度が比較的高く（100 年～150 年に一度）、発生すれば大きな被害をもたらす	東海地震、東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震、安政東海型地震 5 地震総合モデル （マグニチュード 8.0～8.7 程度）	大正型関東地震 （マグニチュード 8.2 程度）
レベル 2 発生頻度は極めて低い（千年～数千年に一度）が、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラス	南海トラフ巨大地震（2012 内閣府） （マグニチュード 9.0 程度）	元禄型関東地震 相模トラフ沿いの最大クラス （マグニチュード 8.5 程度）

3. 地震動

① 揺れ方の特徴

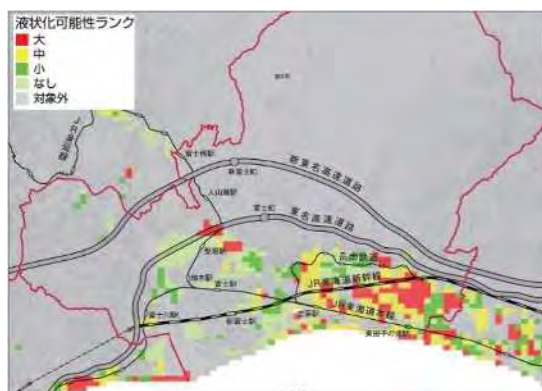
区 分	揺れ方の特徴	
レベル 1 発生頻度が比較的高く（100 年～150 年に一度）、発生すれば大きな被害をもたらす	● 静岡県においては、東海地震の震源域の破壊による影響が大きく、（遠くの震源域の影響は必然的に少ないため、）レベル 1 とレベル 2 で揺れの強さに本質的な違いはない	地盤の軟弱な地域を中心に大きな揺れが 1 ～ 2 分間 程度続く
レベル 2 発生頻度は極めて低い（千年～数千年に一度）が、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラス	● 地震発生直後、最初に強い縦揺れが起こり、続いて大きく激しい横揺れとなる	東日本大震災で経験したように強弱を繰り返しながら強く大きな揺れが 3 ～ 4 分間 （地盤が軟弱であればそれ以上）継続する可能性が高い

② 震度分布…富士市の最大震度：6 強



（＊富士市防災マップにカラーで掲載）

4. 液状化可能性ランク分布図



（＊富士市防災マップにカラーで掲載）

5. 津波

① 津波高

	第 4 次被害 想定		宝永型地震		安政東海型 地震		5 地震総合 モデル	
	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大
レベル 1	3 m	3 m	2 m	3 m	3 m	4 m	3 m	4 m
レベル 2	5 m	6 m						

②津波到達時間

	50cm	1m	3m	最大津波
レベル 1	2 分	3 分	—	11 分
レベル 2	3 分	3 分	11 分	15 分

③浸水面積（平方キロメートル）

	1cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上
レベル 1	0.3	0.1	—	—
レベル 2	2.4	0.7	0.3	—

④浸水域・浸水深



（＊富士市防災マップ、富士市津波避難マップにカラーで掲載）

大規模地震発生時の 富士市の被害イメージ ～静岡県第4次地震被害想定から～

南海トラフ地震の発生により最大で次のような甚大な被害が想定されています。しかし、これは、何も防災対策をしなかった場合の最悪のケースを示すものであり、この想定を受けとめる上で最も重要なことは、**事前の備えにより被害を軽減することができる**ということです。

犠牲者	軽傷	重傷	死者
津波	40人	20人	90人
家屋の倒壊	2000人	450人	40人
屋内落下物	300人	50人	10人
合計	2340人	520人	140人

→ 家具の転倒等でケガをしない方法については P24 ※

電柱被害
電気 400 本
電話 100 本

→ 地域の要配慮者対策
(災害支援キット)については P26 ※



→ 避難時の非常持ち出し品、非常用備蓄品については P29 ※

ライフライン機能支障率	直後	1 日後	7 日後	1 ヶ月後
上水道	100%	96%	59%	0%
下水道 (管路の状況が確認されるまで使えません)	6%	5%	3%	0%
都市ガス	100%	100%	85%	17%
LP ガス	21%	—	—	—
固定電話	89%	79%	4%	0%

ライフライン機能支障率	直後	1 日後	4 日後	7 日後
電力	89%	78%	3%	2%

全壊家屋
6,180 棟

→ 木造住宅の耐震対策については P23 ※

エレベーター
閉じ込め
100 人

火災件数
2,300 棟

要搬送患者数
500 人

→ 大規模地震災害時の医療救護については P25 ※

避難生活者数	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
避難所	14,144	26,666	6,773
避難所外	9,321	26,502	15,804

→ 避難や避難場所については P21・22 ※



大規模地震災害発生後のライフラインの使用制限や復旧の状況はラジオエフ等でお知らせします。

砂防指定地 一覧表

No.	告示番号	水系名	溪流名	大字(地区)	指 定 年 月 日	指定面積 (ha)
1	97	富士川	小池川 (中ノ郷)	中之郷	昭 和 3 年 4 月 17 日	0.40
2	401		凡夫川	久沢	昭 和 22 年 12 月 29 日	4.80
3	401		伝法沢川	伝法	昭 和 22 年 12 月 29 日	1.10
4	401		須津川	神谷、中里、川尻	昭 和 22 年 12 月 29 日	3.84
5	401		春山川	船津、西船津、境	昭 和 22 年 12 月 29 日	3.18
6	943		小池川	中之郷	昭 和 27 年 7 月 12 日	1.66
7	943		須津川	中里	昭 和 27 年 7 月 12 日	1.90
8	1263		須津川	中里	昭 和 30 年 11 月 7 日	14.54
9	1586		小池川	中之郷	昭 和 30 年 12 月 27 日	2.62
10	1898		須津川	中里	昭 和 31 年 12 月 5 日	0.16
11	6		血流川	南松野	昭 和 34 年 1 月 8 日	2.96
12	6		有無瀬川	北松野	昭 和 34 年 1 月 8 日	1.27
13	1356		由比川	入山	昭 和 34 年 7 月 22 日	3.42
14	1647		血流川	南松野	昭 和 34 年 9 月 4 日	0.81
15	1647		有無瀬川	北松野	昭 和 34 年 9 月 4 日	1.50
16	1245		中島沢	南松野、中之郷	昭 和 35 年 7 月 7 日	6.79
17	1245		西川	南松野	昭 和 35 年 7 月 7 日	5.16
18	912		有無瀬川	南松野、北松野	昭 和 36 年 3 月 31 日	1.89
19	912		由比川	北松野	昭 和 36 年 3 月 31 日	0.85
20	2994		赤渕川	比奈	昭 和 37 年 12 月 6 日	3.64
21	128		中河原沢	南松野	昭 和 39 年 1 月 28 日	2.00
22	2765		大嶽沢	中之郷	昭 和 41 年 8 月 16 日	1.75
23	4611		西野沢	北松野	昭 和 42 年 12 月 28 日	3.25
24	4611		大倉川	南松野	昭 和 42 年 12 月 28 日	3.71
25	1276		赤渕川	鵜無ヶ淵	昭 和 45 年 8 月 18 日	3.25
26	1657		凡夫川	厚原	昭 和 46 年 10 月 2 日	2.28
27	265		伝法沢川	伝法	昭 和 47 年 2 月 24 日	1.56
28	1306		有無瀬川	北松野	昭 和 48 年 6 月 9 日	1.05
29	1306		天間沢	天間	昭 和 48 年 6 月 9 日	1.95
30	955		中河原沢	南松野	昭 和 50 年 6 月 17 日	3.09
31	690		矢田沢	岩本	昭 和 55 年 3 月 29 日	2.08
32	933		赤淵川	比奈、間門	昭 和 56 年 4 月 24 日	3.99
33	790		須津川	江尾	昭 和 59 年 3 月 30 日	2.22
34	1727		吉津川	岩渕	昭 和 59 年 12 月 24 日	2.16
35	1366		赤淵川	桑崎	昭 和 60 年 10 月 12 日	3.82
36	1366		千束川	桑崎	昭 和 60 年 10 月 12 日	2.76
37	1891		木島沢	木島	昭 和 61 年 12 月 3 日	0.80

No.	告示番号	水系名	溪流名	大字(地区)	指 定 年 月 日	指定面積 (ha)
38	1891	富士川	天間沢	天間、富士宮市杉田	昭 和 61 年 12 月 3 日	3.24
39	1571		須津川	中里	昭 和 62 年 9 月 4 日	0.69
40	194		伝法沢川及び小山沢	中野	昭 和 63 年 2 月 15 日	2.17
41	2152		小山沢川	大渚	昭 和 63 年 11 月 8 日	1.22
42	2152		東沢右支川	鵜無ヶ淵	昭 和 63 年 11 月 8 日	2.18
43	1699		天沢	江尾	平 成 1 年 10 月 6 日	1.32
44	1699		砂沢川	大渚	平 成 1 年 10 月 6 日	0.94
45	10		円照寺川	増川、江尾	平 成 3 年 1 月 7 日	11.43
46	673		赤渚川	桑崎	平 成 4 年 3 月 17 日	28.00
47	1064		千束川	桑崎、比奈	平 成 4 年 4 月 23 日	6.72
48	943		円照寺川	江尾	平 成 5 年 3 月 25 日	5.20
49	943		花沢川	鵜無ヶ渚	平 成 5 年 3 月 25 日	0.64
50	943		小山沢	中野	平 成 5 年 3 月 25 日	1.40
51	943		不動沢	大渚	平 成 5 年 3 月 25 日	0.97
52	2070		凡夫川	大渚	平 成 5 年 10 月 29 日	3.23
53	2121		山田川	北松野	平 成 5 年 11 月 9 日	0.39
54	2228		伝法沢川	中野	平 成 6 年 11 月 21 日	0.86
55	84		須津川	中里、江尾	平 成 7 年 1 月 19 日	2.09
56	550		万騎沢	江尾、境	平 成 8 年 3 月 12 日	0.86
57	1324		春山川	船津	平 成 8 年 5 月 13 日	1.28
58	294		砂沢川	大渚	平 成 9 年 2 月 27 日	2.52
59	327		須津川	江尾	平 成 9 年 3 月 3 日	2.94
60	2129		東沢	鵜無ヶ渚、間門、江尾	平 成 10 年 12 月 14 日	37.52
61	2240		東沢	間門	平 成 12 年 11 月 28 日	0.42
62	10		須津川	江尾	平 成 15 年 1 月 9 日	3.93
63	10		虚無僧川	江尾	平 成 15 年 1 月 9 日	1.50
64	60		凡夫川	大渚	平 成 20 年 1 月 24 日	4.52
65	60		千束川	桑崎	平 成 20 年 1 月 24 日	3.84
66	7		砂沢	大渚	平 成 21 年 1 月 6 日	2.72
67	973		血流川	南松野	平 成 23 年 9 月 27 日	0.67
68	1475		千束川	桑崎	平 成 24 年 12 月 21 日	2.06
69	519		小池川	中之郷	平 成 25 年 5 月 23 日	0.03
70	1302		砂沢	大渚	平 成 25 年 12 月 25 日	5.89
71	118		川坂沢	岩淵	平 成 26 年 2 月 10 日	0.58
72	1149		不動沢	大渚	平 成 26 年 12 月 15 日	1.19
73	950		千束川	比奈	平 成 28 年 8 月 23 日	11.09
74	235		不動沢	比奈	平 成 29 年 3 月 27 日	10.39
75	202		田中沢	木島	平 成 30 年 2 月 2 日	0.13
76	283		久遠寺川	大渚	令 和 2 年 3 月 13 日	6.22
77	641		不動沢	大渚	令 和 2 年 6 月 4 日	3.57

急傾斜地崩壊危険区域 一覽表

No.	箇所番号	区域名	大字 (地区)	指 定 年 月 日	指定面積	保全人家
1	105- I -1487	旭 町	岩 淵	昭 和 45 年 3 月 31 日	20,908	79
2	104- I -931	宇東川	今 泉	昭 和 46 年 4 月 13 日	3,100	29
3	104- I -926	大野新田	大野新田	昭 和 47 年 2 月 15 日	3,300	20
4	105- I -1495	幸 町	中之郷	昭 和 47 年 4 月 11 日	9,821	16
5	104- I -927	今 井	今 井	昭 和 48 年 2 月 2 日	6,180	27
6	105- I -1494	幸町東	中之郷	昭 和 50 年 4 月 1 日	13,790	27
7	105- I -1491	宮 町	中之郷	昭 和 50 年 12 月 16 日	7,371	6
		宮町No. 2		平 成 15 年 6 月 6 日	891	1
8	104- I -936	矢田沢	岩 本	昭 和 51 年 12 月 7 日	2,200	13
9	105- I -1488	旭町No. 2	中之郷	昭 和 53 年 3 月 28 日	3,200	49
10	104- I -928	鈴川砂山	鈴 川	昭 和 56 年 3 月 31 日	5,400	19
11	104- I -934	久沢沢東	久 沢	昭 和 58 年 4 月 5 日	2,640	6
		久沢沢東No. 2		昭 和 60 年 11 月 12 日	1,420	4
12	105- I -1485	上 町	岩 淵	昭 和 59 年 3 月 21 日	8,175	21
13	105- I -1481	城 山	北松野	昭 和 59 年 4 月 6 日	3,240	7
14	105- I -1484	舟山町	岩 淵	昭 和 60 年 1 月 25 日	7,478	21
15	104- I -930	鈴 川	鈴 川	昭 和 60 年 11 月 12 日	1,600	8
16	105- I -1489	赤 岩	中之郷	昭 和 61 年 3 月 7 日	5,292	19
17	104- I -922	江 尾	江 尾	昭 和 63 年 1 月 5 日	3,819	13
18	104- I -925	増川西	増 川	昭 和 63 年 7 月 12 日	3,557	7
19	104- I -932	斉 藤	原 田	昭 和 63 年 7 月 12 日	705	5
20	104- I -2795	増川東	増 川	昭 和 63 年 7 月 12 日	1,235	7
21	104- I -923	増川北	増 川	平 成 元 年 7 月 14 日	1,559	7
22	105- I -2910	舟山町北	岩 淵	平 成 元 年 8 月 22 日	954	11
23	104- I -933	富士岡	富士岡	平 成 4 年 6 月 16 日	5,232	12
24	105- I -1489	四十九	中之郷	平 成 5 年 3 月 30 日	524	7
25	104- I -2803	若松町	大 淵	平 成 6 年 3 月 1 日	5,455	21
26	104- I -924	神 谷	神 谷	平 成 12 年 12 月 26 日	3,056	7
27	104- I -1375	中之郷新町	中之郷	平 成 14 年 3 月 12 日	4,437	16
28	104- I -921	江尾No. 2	江 尾	平 成 18 年 11 月 6 日	12,287	16
29	105- I -1486	坂 下	岩 淵	平 成 17 年 1 月 25 日	2,102	12
30	104- I -932	吉原中島	原 田	平 成 19 年 3 月 23 日	1,855	7
31	104- I -2800	今宮印之	今 宮	平 成 23 年 12 月 26 日	7,547	7
32	104- I -3551	大淵糝窪	大 淵	平 成 27 年 3 月 13 日	2,572	9
33	104- I -2797	間 門	間 門	令 和 2 年 9 月 15 日	21,468	23
34	105- I -1482	水 口	南松野	令 和 4 年 1 月 14 日	12169	10

3. 気象情報

富士市の気象

(令和4年～令和6年)

区 分		天気概況			風 向		風 速		湿度	気 温			降雨量			気 圧	
		晴	曇	雨	最多頻度		最大	平均	平均	最高	最低	平均	時間最大	日最大	月積算	最高	最低
		年	月		方位	%	m/s	m/s	%	℃	℃	℃	mm	mm	mm	hPa	hPa
R4	1	21	8	2	NNW	42.6	19.8	3.0	59.2	15.1	-1.5	6.0	4.0	14.5	21.0	1022.7	992.9
R5		25	5	1	NNW	43.0	27.7	3.1	62.9	15.0	-2.8	6.8	2.0	5.0	14.0	1022.4	988.6
R6		25	4	2	NNW	41.2	27.4	3.4	60.7	18.0	-0.4	8.2	6.0	43.5	62.5	1025.9	996.6
R4	2	24	2	2	NNW	34.8	18.1	3.1	56.4	16.8	-1.0	6.4	3.0	20.5	50.5	1023.3	993.1
R5		16	7	5	NNW	28.2	18.4	3.1	66.7	18.7	1.3	8.7	3.5	26.0	49.0	1029.1	996.9
R6		12	10	7	NNW	26.5	23.6	3.4	62.6	20.3	2.3	9.5	16.0	60.0	204.0	1028.8	999.4
R4	3	13	14	4	NNW	21.3	19.3	2.9	70.1	26.1	2.8	12.6	8.5	43.5	110.0	1027.3	989.0
R5		17	10	4	NNW	27.6	16.9	2.8	77.3	24.4	5.2	13.8	10.0	47.0	169.0	1024.9	997.8
R6		18	9	4	NNW	28.4	30.2	3.4	54.8	27.1	1.9	10.6	18.5	83.5	308.0	1023.4	987.9
R4	4	10	13	7	NNW	17.7	21.7	2.9	84.1	27.2	6.3	16.0	16.5	62.5	283.0	1026.5	994.7
R5		15	12	3	NNW	19.4	16.9	3.0	74.1	27.0	6.4	16.5	13.5	59.0	189.5	1022.9	989.7
R6		14	14	2	NNW	16.9	19.9	2.3	66.7	26.8	8.3	17.7	14.0	85.0	161.0	1027.1	997.0
R4	5	16	9	6	NNW	19.9	20.9	2.4	80.9	28.9	9.5	19.5	30.5	92.5	239.5	1020.9	992.5
R5		16	10	5	NNW	18.1	18.0	2.7	82.9	27.7	10.7	19.3	27.0	78.5	303.5	1024.3	993.4
R6		15	11	5	NNW	12.6	20.8	2.4	69.9	27.6	10.2	19.9	25.0	112.5	375.0	1021.5	993.0
R4	6	10	14	6	S	19.1	16.1	2.3	88.4	31.4	16.0	22.9	16.5	47.5	144.0	1014.4	989.0
R5		8	15	7	S	18.5	23.5	2.1	89.6	30.2	16.2	23.1	36.0	331.0	527.0	1012.8	993.0
R6		7	20	3	NNW	17.0	13.3	2.3	74.2	32.3	15.8	23.1	51.0	179.0	494.5	1017.3	994.4
R4	7	15	8	8	S	20.6	10.5	1.8	91.7	34.0	21.0	26.9	26.0	93.0	294.5	1014.4	994.7
R5		18	12	1	S	22.9	14.7	2.3	88.7	34.3	20.8	27.4	24.5	55.5	77.0	1015.3	996.7
R6		15	15	1	S	19.8	15.4	2.2	77.7	36.5	22.2	28.4	26.5	63.5	121.5	1015.7	995.9
R4	8	7	21	3	S	19.2	19.3	2.2	91.6	34.7	21.7	27.7	23.5	158.5	356.5	1015.2	997.8
R5		11	15	5	NNW	17.9	16.2	2.6	87.7	36.8	23.2	28.9	51.0	258.0	411.5	1014.9	998.2
R6		13	15	3	SSW	17.5	14.7	2.3	76.2	35.5	23.1	29.1	49.0	102.5	603.5	1012.8	995.5
R4	9	14	12	4	SSE	16.8	19.6	2.4	85.3	33.7	19.1	25.7	58.0	144.0	424.0	1016.5	991.7
R5		15	13	2	NNW	16.0	23.2	2.5	86.3	36.5	19.2	27.2	38.5	54.0	220.5	1017.2	1001.3
R6		13	14	3	SSW	16.0	18.1	2.5	73.6	35.3	19.0	27.5	10.5	17.5	77.5	1016.4	999.5
R4	10	16	13	2	NNW	30.3	16.6	2.7	79.5	29.9	8.8	18.7	10.0	39.0	100.5	1025.5	1003.1
R5		24	6	1	NNW	34.6	15.1	3.0	75.4	30.5	12.0	19.4	10.0	34.0	134.5	1022.8	993.3
R6		14	13	4	NNW	22.0	17.7	2.4	73.8	30.4	12.2	21.8	28.5	54.5	278.0	1029.3	1001.4
R4	11	21	5	4	NNW	39.3	19.4	3.1	78.1	25.5	8.9	15.8	30.0	123.5	186.0	1024.2	999.9
R5		23	6	1	NNW	36.2	21.8	3.4	73.2	26.5	4.3	15.1	10.5	42.0	91.0	1023.9	994.7
R6		18	9	3	NNW	33.7	18.4	3.0	65.2	25.0	5.5	15.2	61.5	132.0	255.5	1027.0	995.3
R4	12	24	7	0	NNW	41.7	22.4	3.3	66.8	17.8	-1.2	8.4	5.5	20.5	35.0	1023.7	985.4
R5		26	4	1	NNW	42.8	20.5	3.4	69.2	21.6	-0.6	10.1	5.0	35.0	71.5	1026.5	997.3
R6		28	3	0	NNW	47.3	18.5	3.4	49.4	20.5	0.7	8.5	0.0	0.0	0.0	1023.7	996.6
年間統計	R4	191	126	48	NNW	24.3	22.4	2.7	77.7	34.7	-1.5	17.2	58.0	158.5	2244.5	1027.3	985.4
	R5	214	115	36	NNW	25.6	27.7	2.8	77.8	36.8	-2.8	18.0	51.0	331.0	2258.0	1029.1	988.6
	R6	192	137	37	NNW	23.3	30.2	2.8	67.1	36.5	-0.4	18.3	61.5	179.0	2941.0	1029.3	987.9

※天気概況は、15時のデータを使用しています。（富士市消防本部調べ）

気象等の予報及び警報の種類と発表基準

1 気象等の予報及び警報等の種類

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨、洪水、高潮などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合には「特別警報」が、県内の市町ごと※に発表される。また、警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いて、警戒が必要な地域を発表する場合がある。

※ 静岡市及び浜松市では、さらに南部と北部に分割し発表される。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に、最大級の警戒を呼びかけるもの
警 報	重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報
注意報	災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

種 類	概 要
特 別 警 報	大雨特別警報 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。 災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
	暴風特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	暴風雪特別警報 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	波浪特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。
	高潮特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル4」に相当する。

警 報	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。 大雨警報（土砂災害）においては、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当する。
	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当する。
	大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が

		発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪警報が発表される。
	波浪警報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル 4」に相当する。
注 意 報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。 避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル 2」である。
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。 避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル 2」である。
	大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意が呼びかけられる。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
	波浪注意報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル 2」である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル 3」に相当する。
	雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気乾燥により火災・延焼等が発生する危険の大きい気象条件が予想された場合に発表される。
	なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温 0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表される。

(2) 水防活動用の気象等の警報及び注意報

水防活動の利用に適合する予報で、重大な災害の起こるおそれがある場合は「警報」、災害の起こるおそれがある場合は「注意報」が発表される。警報及び注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報	一般の利用に適合する警報	水防活動の利用に適合する注意報	一般の利用に適合する注意報
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨特別 警報	水防活動用 気象注意報	大雨注意報
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波特別 警報	水防活動用 津波注意報	津波注意報
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮特別 警報	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報
水防活動用 洪水警報	洪水警報	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報

(3) 大雨警報・洪水の危険度分布等

警報の危険度分布等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で 1 km 四方の領域（メッシュ）ごとに 5 段階に色分けして示す情報。常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを把握することができる。 ・「災害切迫」（黒）：災害が発生又は切迫していることを示す「警戒レベル 5」に相当する。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル 4」に相当する。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる「警

	戒レベル 3」に相当する。 ・「注意」(黄)：避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル 2」である。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 常時 10 分毎に更新しており、雨が強まってきたときや大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	大雨による中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水災害発生の危険度の高まりを、5 段階に色分けして地図上に示したものの。危険度の判定には 3 時間先までの流域雨量指数の予測値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができる。また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：災害が発生又は切迫していることを示す「警戒レベル 5」に相当する。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル 4」に相当する。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル 3」に相当する。 ・「注意」(黄)：避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル 2」である。
流域雨量指数の予測値	河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。全国の約 20,000 河川を対象に、河川流域を 1 km 四方の格子(メッシュ)に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもので、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いられている。

(4) 早期注意情報(警報級の可能性)

5 日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県東部など)で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県など)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

(5) 全般気象情報、東海地方気象情報、静岡県気象情報

ア 警報や注意報に先立つ注意の喚起

「警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」役割があり、24 時間から 2 ～ 3 日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表される。また、線状降水帯による大雨発生の可能性が高い場合に、府県単位を基本に、その可能性を半日程度前から気象情報において呼びかけられる。

イ 現象の経過、予想、防災上の留意点等の解説

「警報や注意報の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説する」役割があり、警報や注意報を発表している間に、その利用価値を高め、防災対応への支援をより効果的にするために、現象の経過、予想、防災上の留意点等を具体的に知らせることが必要であるときに発表される。「警報」「注意報」「気象情報」は一体のものとして発表される。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（※）を特定して警戒を呼びかける情報で、静岡県では県と静岡地方気象台から共同で発表される。危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル 4」に相当する。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

※ 静岡市及び浜松市では、さらに南部と北部に分割し発表される。

(7) 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに発表される。この情報は、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表されるもので、大雨を観測した観測点名や市町村等を明記している。雨量基準は、1 時間雨量歴代 1 位または 2 位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決めている。

この情報が発表されたときは、当該地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味している。実際にどこで災害発生危険度が高まっているかを、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(8) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報であり、警戒レベル 4 相当以上の状況で発表される。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風（以下「竜巻等」という。）に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表される。対象地域内で竜巻等の発生する可能性が高まっている領域については、竜巻発生確度ナウキャストで確認する必要がある。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度 2 が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断された場合にも発表されており、有効期間は発表から約 1 時間となる。発表後すみやかに防災機関や報道機関へ伝達される。

(10) 富士川（釜無川を含む）洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行っており、これを「指定河川洪水予報」と呼んでいる。

指定河川洪水予報の標題には、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の 4 つがあり、河川名を付して「〇〇川氾濫注意情報」「△△川氾濫警戒情報」のように発表される。

指定河川洪水予報は、関係行政機関、都道府県や市町村へ伝達され水防活動等に利用されるほか、市町村や報道機関を通じて地域住民の方々へ伝えられる。気象庁ウェブサイトや各関係機関・自治体のウェブサイトからも閲覧することができる。

富士川（釜無川を含む）については、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が、共同で同洪水予報を発表する（「資料 10-7 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置」参照）。警戒レベル 2 から 5 に相当する。

(11) 火災気象通報

消防法第 22 条第 1 項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに都道府県知事に対して行われる通報で、市町村長が発令する火災警報の基礎となる。実効湿度、風速などにより通報基準を定めている。

（共通対策編第 2 章 第 3 節 火災等予防計画参照）

(12) 災害時気象支援資料

静岡地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の

提供に努める。

2 特別警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在

富士市	府県予報区		静岡県		
	一次細分区域		東部		
	市町村等をまとめた地域		富士山南西		
特別 警報	大 雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
	暴 風		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	高 潮		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合		
	波 浪		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯的気圧により高波になると予想される場合		
	暴風雪		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大 雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警報	大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	22	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	182	
	洪 水	流域雨量指数基準	富士早川流域=6.1, 潤井川流域=39.3, 沼川流域=32.1, 小潤井川流域=10.9, 滝川流域=8.7, 赤淵川流域=14.6		
		複合基準	富士早川流域= (20, 6)		
		指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む） [南部]		
	暴 風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大 雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm	
			山地	12時間降雪の深さ20cm	
	波 浪	有義波高	6.0m		
	高 潮	潮位	1.5m		
注意報	大 雨	表面雨量指数基準	13		
		土壌雨量指数基準	120		
	洪 水	流域雨量指数基準	富士早川流域=4.8, 潤井川流域=31.4, 沼川流域=25.6, 小潤井川流域=8.7, 滝川流域=6.9, 赤淵川流域=11.6		
		複合基準	富士早川流域= (10, 4.8) , 沼川流域= (6, 25.7) , 小潤井川流域= (6, 8.4) , 滝川流域= (10, 6.8)		
		指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む） [南部]		
	強 風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風 雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大 雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm	
			山地	12時間降雪の深さ10cm	
	波 浪	有義波高	3.0m		
	高 潮	標高	1.1m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融 雪				
	濃 霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾 燥	最小湿度30%で、実効湿度50%			

	なだれ	1. 降雪の深さが30cm以上あった場合 2. 積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合	
	低 温	冬期：最低気温-4℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110mm
顕著な大雨に関する気象情報		現在、10分先、20分先、30分先のいずれかにおいて、以下の基準をすべて満たす場合に発表。 1 前3時間積算降水量（5 kmメッシュ）が100mm以上の分布域の面積が500 km²以上 2 1. の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上） 3 1. の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上 4 1. の領域内の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を超過	

3 警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表される。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (4) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (5) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域

内における基準の最低値を示している。

- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「富士川〔南部〕」は、洪水警報においては「指定河川である富士川に発表された洪水予報において、南部基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「南部基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

4 気象等の注意報、警報及び特別警報の発表・切り替え・解除

- (1) 気象等の注意報・警報及び気象情報等の発表
静岡地方気象台が必要に応じて発表する。
- (2) 気象等の注意報、警報及び特別警報の切り替え・解除
注意報、警報及び特別警報は、その種類にかかわらず、これらの新たな注意報、警報または特別警報が行われたときに切り替えられるものとし、または解除されるときまで継続されるものとする。

津波警報等の種類

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア. 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだ流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に

				入ったり海岸に近付いたりしない。
--	--	--	--	------------------

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ. 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

ア. 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(注4)

(注1)「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m 超	数値で発表
	1 m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(注 4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第 1 波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第 1 波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注)）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ. 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第 1 波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以

上かかることがある。

- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（3）津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41) で発表される。

緊急地震速報、地震情報等について

緊急地震速報は、平成19年12月1日から、地震動に関する予報及び警報に位置づけられました。

（１）地震動警報：緊急地震速報（警報）又は緊急地震速報

最大震度 5 弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度 4 以上の強い揺れが予想される地域または長周期地震動階級3以上を予想した地域（静岡県では静岡県西部・中部・東部・伊豆）に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注：緊急地震速報を発表してから強い揺れが到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒ときわめて短く、震源に近いところでは速報が間に合わないことがある。

（２）地震動予報：緊急地震速報（予報）

気象庁の多機能型地震計設置のいずれかの観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合。地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上である場合。

（３）地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。

遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

（４）地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び静岡地方気象台が静岡県及び報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

・地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度 4 以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

・静岡県の地震活動（月間地震概況）

地震及び津波に関わる災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するための地震活動を取りまとめた資料。静岡地方気象台では毎月に「静岡県の地震活動」を作成し発表している。

（５）東海地震に関連する情報

平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しました。これに伴い現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

（６）「南海トラフ地震に関連する情報」

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の 2 種類の情報名で発表。
 - 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
 - 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。
- 詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある
---------------	---

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等 から 5～30 分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^(注1)でマグニチュード 6.8 以上^(注2)の地震^(注3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化^(注4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^(注4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^(注5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等 から最短で 2 時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(注6) 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震^(注3)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

（注2） モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

（注3） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4） 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを 1～3 とし、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

(注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(注6) p.30～31の(参考)中の注釈を参照

噴火警報・予報及び噴火警戒レベル等について

(1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」または「噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」または「火口周辺警報」、海底火山については「噴火警報（周辺海域）」として発表する。「噴火警報（居住地域）」または「噴火警報」は、特別警報に位置付けられる。

(2) 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される。

(3) 噴火警戒レベルについて

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火警報・予報に付して発表される。富士山の噴火警戒レベルは、平成19年12月1日から運用されている。

<噴火警報と噴火警戒レベル>

名称	対象範囲	噴火警戒レベル	説明		
			火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者等への対応
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）	
		レベル4 （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）	
（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域の近くまで	レベル3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等	登山禁止や入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）

	火口周辺	レベル 2 (火口周 辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ) 噴火 が発生、あるいは発生する と予想される。	通常の生活	火口周辺への立 入規制等 (状況に応じて 火口周辺の規制 範囲を判断)
噴 火 予 報	火口内等	レベル 1 (活火山 であるこ とに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、 火口内で火山灰の噴出等が 見られる (この範囲に入っ た場合には生命に危険が及 ぶ)。		特になし (状況 に応じて火口内 への立入規制 等)。

なお、富士山では、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、噴火前の火山活動が高まる段階においてはレベル 2 は発表されない。

(4) その他の火山現象に関する予報

●降灰予報

名称	種類	発表基準と内容	発表時期
降灰予報	降灰予報 (定 時)	・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に発表 ・ 18 時間先 (3 時間区切り) までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供	定期的 (3 時 間ごと) に発 表
	降灰予報 (速 報)	・ 噴火が発生した火山^(注1) に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して発表 ・ 噴火発生から 1 時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供 (注 1) 降灰予報 (定時) を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報 (定時) が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。	噴火発生後、 5～10 分程度 で発表
	降灰予報 (詳 細)	・ 噴火が発生した火山^(注2) に対して、降灰予測計算 (数値シミュレーション計算) を行い発表 ・ 噴火発生から 6 時間先まで (1 時間ごと) に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供 (注 2) 降灰予報 (定時) を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報 (定時) が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報 (速報) を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報 (詳細) も発表。	噴火発生後、 20～30 分程度 で発表

●降灰量の階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

●火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる地域を発表する予報。

(5) 火山現象に関する情報等

●噴火速報

登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

●火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

●火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

●月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

●噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れの方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、概ね 30 分以上継続して噴火している場合には「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、概ね 30 分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。

異常現象と発見者の通報義務

災害対策基本法第54条によって、災害が発生する恐れのある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は遅滞なく市町村長、警察官または海上保安官に通報するものとする。

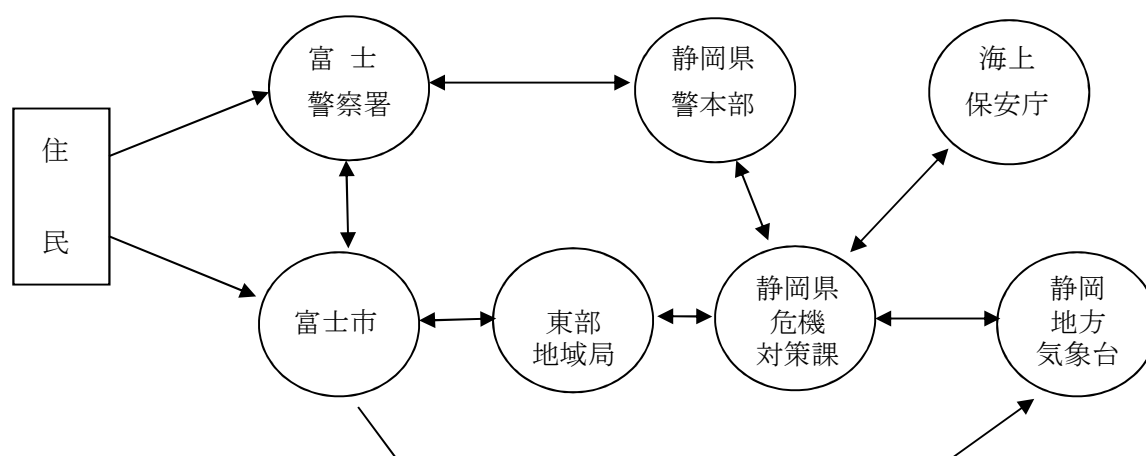
市がその通報を受けた場合は、静岡地方気象台及び、東部地域局を通じて、県危機対策課へ遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した場合は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

火山関係の異常気象現象とは次のものをいう。

- 1) 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等
- 2) 火山地域での火映、鳴動の発生
- 3) 火山地域での地震群発
- 4) 火山地域での山くずれ、地割れ、土地上昇、沈下、陥没等の顕著な地形変化
- 5) 噴気孔の新生拡大、異常及び噴気の噴煙の量、色、温度、昇華物等顕著な異常変化
- 6) 火山地域での湧泉の新生、枯渇、または量、味、臭、色、濁度、湿度の異常等顕著な変化
- 7) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大或いは移動及び草木の立ち枯れ等
- 8) 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等浮上、発泡、温度の上昇等

資料 3 - 4 - 2

異常現象の伝達経路



気象庁震度階級関連解説表

資料 3 - 5

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物(住宅)の状況、鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

●地面・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では、震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

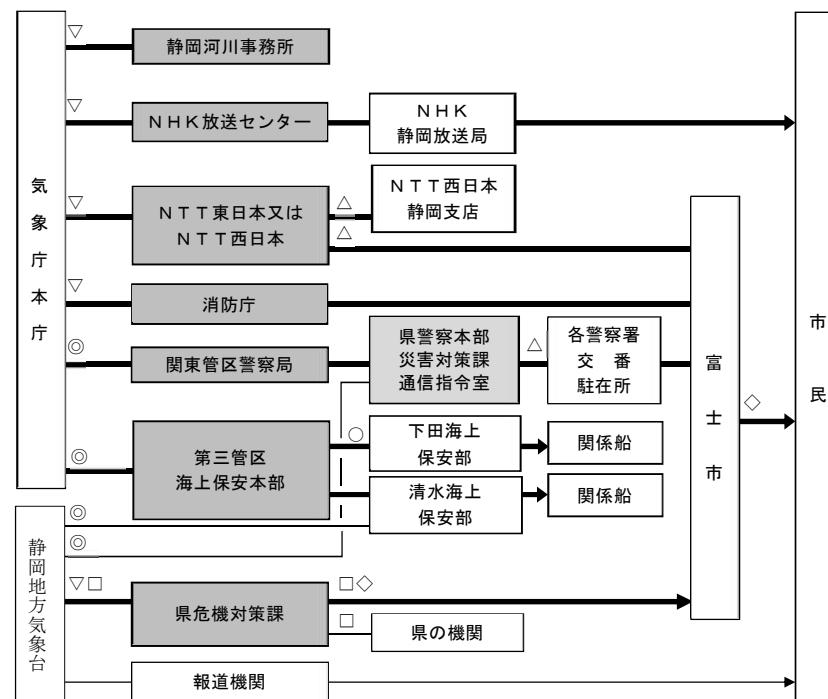
●使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度を決定するものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずかに 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量の・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

4. 情報・広報活動

津波警報時の伝達系統図

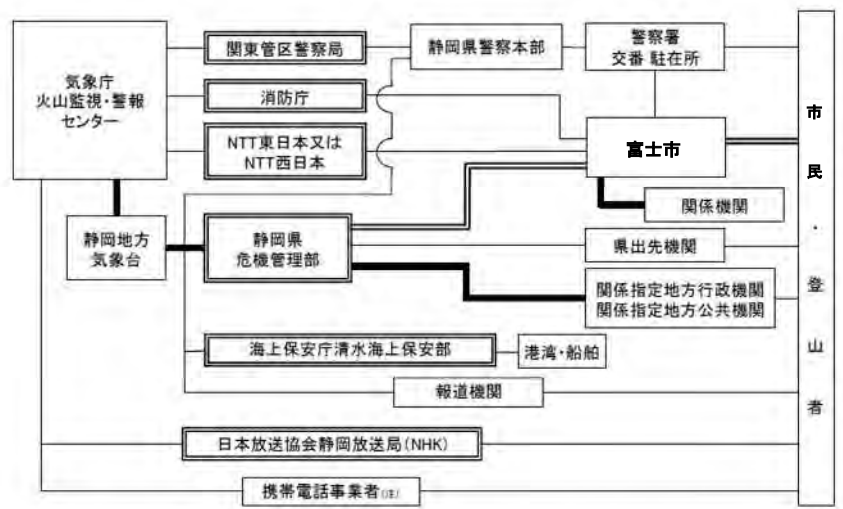


 法令（気象業務法等）による通知系統
 地域防災計画、行政協定による伝達系統
 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関

注) 特別警報が発表された際に、県から市への通知、及び市から市民への周知の措置が義務づけられている

- ◎： 防災情報提供システム
- ： 専用電話・FAX
- △： 加入電話・FAX
- ▽： オンライン（アデス経由）
- ： 県防災行政無線
- ◇： 市防災行政無線

噴火警報・予報等の伝達系統図



〔注〕緊急通報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

- （二重枠）で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9号の規定に基づく法定伝達先
- （太線）は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報若しくは要請等義務付けられている伝達経路
- （二重線）は、
- 上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」の通報若しくは要請等
 - 特別警報に位置付けられている噴火警報（居住地域）について、気象業務法第15条の2による通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

富士市防災行政無線固定系一覧表

I 基地局

設置場所	富士市永田町1-100 富士市消防防災庁舎		
識別信号	こうほうふじ	出力	5W
	こうほうふじ	出力	デジタル5W
		周波数	69.180MHz
		周波数	65.315MHz
沿革	昭和33年11月21日	開局（よしわらしやくしよ）	
	昭和41年11月1日	識別信号変更（ふじしやくしよ）	
	昭和45年4月14日	設置場所変更 消防署（津田52-2）から市庁舎	
	昭和56年4月17日	周波数及び識別信号変更	
	平成2年3月9日	設備改良工事（デジタルアナログ併用方式採用）	
	平成13年3月27日	設置場所変更（市庁舎から消防防災庁舎）	
	平成19年2月20日	出力変更（2W→5W）	
	平成21年3月31日	デジタル電波出力開始（5W）	

II 屋外受信局 403局（うち 簡易受信局3局）

選局1	グループ1			
選局2	F11（F101）			
地区名	浮島			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	1	浮島1	294	浮島1東
2	2	浮島2	168	浮島東
3	3	浮島3		
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
計	3		2	

選局2	F21（F121）			
地区名	須津			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	5	江尾2	10	江尾1
2	9	神谷	169	江尾2東
3	224	神谷1	246	神谷3北
4	8	川尻町	6	中里町3
5	11	中里2	4	中里八幡町
6	212	中里4	306	中里八幡南
7	335	江尾2北	7	増川町
8	319	増川町1	342	江尾公園
9				
10				
11				
計	8		8	

選局2	F31（F131）			
地区名				
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
計				

選局1	グループ2			
選局2	F12（F102）			
地区名	吉永南			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	21	西比奈	170	中比奈
2	12	東比奈	171	中比奈東
3	189	東比奈2丁目	184	富士岡洪脇
4	269	東比奈北		
5	20	富士岡入町		
6	257	富士岡洪脇西		
7	19	富士岡花守		
8	13	富士岡本花守		
9				
10				
11				
12				
13				
計	8		3	

選局2	F22（F122）			
地区名	吉永北			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	18	石井町	248	陽光台町
2	14	鶴無ヶ淵	318	鶴無ヶ淵2
3	16	桑崎		
4	15	勢子辻		
5	17	間門		
6				
7				
8				
9				
10				
11				
計	5		2	

選局2	F32（F132）			
地区名	原田			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	23	宇東川	22	原田
2	28	宇東川会館	24	吉原中島
3	27	北滝川	225	宇東川本町
4	25	三ッ沢		
5	26	南滝川		
6	194	原田2		
7	220	原田2北		
8	305	東滝川		
9				
10				
11				
計	8		3	

資料４－２

選局１	グループ３			
選局２	F 13 (F 103)			
地区名	広見			
コール	Ａコール		Ｂコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	55	木の宮	251	石坂 4
2	86	久保町	262	茶の木平
3	236	桜ヶ丘町	263	広見町 6
4	250	広見新町	320	美原町 2
5	46	広見町	340	若松 1 北
6	177	美原		
7	252	若松町 1		
8	253	若松町 2		
9	254	若松町 3		
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	9		5	

選局２	F 23 (F 123)			
地区名	富士見台			
コール	Ａコール		Ｂコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	51	一色町	258	一色東
2	48	今宮	234	神戸 1
3	233	今宮北	205	神戸 2
4	52	萩の原	158	富士見台
5	255	神戸 1 北	178	富士見台南
6	43	神戸町	303	一色西
7	265	富士見台北	196	富士見台市営住宅
8	309	富士見台西		
9	264	富士見台東		
10	322	富士見台 4		
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	10		7	

選局２	F 33 (F 133)			
地区名	津波			
コール	Ａコール		Ｂコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計				

選局１	グループ４			
選局２	F 14 (F 104)			
地区名	今泉			
コール	Ａコール		Ｂコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	44	石坂	314	石坂町 3
2	49	一の宮	54	今泉 1
3	247	一の宮 2	45	鍛冶町
4	50	今泉 7	299	上和田
5	270	新橋東	41	栄町
6	53	駿河台	47	新橋
7	160	富士見町	211	駿河台 4
8	188	依田橋南	298	田宿
9	42	依田橋	200	吹上
10			313	吉原緑ヶ丘
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	9		10	

選局２	F 24 (F 124)			
地区名	吉原			
コール	Ａコール		Ｂコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	61	荒田島	302	青島
2	273	国久保北	67	国久保
3	56	市役所 (8)	268	新通町
4	210	高嶺町	199	住吉町
5	58	南町公園	60	津田
6	312	八代町南	62	東国久保
7	57	吉原 5	278	南町
8	63	吉原公園	323	宮町
9	59	依田原	159	八代町
10	348	荒田島東		
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	10		9	

選局２	F 34 (F 134)			
地区名	伝法			
コール	Ａコール		Ｂコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	65	上田端	70	田端町
2	66	伝法町 1	180	長者町
3	72	伝法町 2	73	千代田町
4	230	日乃出町	186	伝法 1 東
5	68	三田市	213	伝法 2 北
6	261	宮の上	279	伝法 3
7	64	吉原上中	138	中桁
8			324	中桁 2
9			277	弥生町
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	7		9	

選局１	グループ５			
選局２	F 15 (F 105)			
地区名	大淵南			
コール	Ａコール		Ｂコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	231	穴原町 1	90	穴原町
2	232	穴原町 2	83	境町
3	84	大久保	242	城山北
4	79	大淵 2	267	城山南
5	237	大淵町 1	201	中野町 2
6	222	大峯	280	中野町西
7	82	落合町	307	八王子 2 南
8	172	片倉	274	八王子本町北
9	190	希望ヶ丘	286	大久保南
10	87	城山町	325	総合運動公園
11	74	中野町	285	三ッ倉南
12	235	中野町 1		
13	85	八王子 1		
14	223	八王子 2		
15	80	八王子本町		
16	75	三ッ倉		
計	16		11	

選局２	F 25 (F 125)			
地区名	大淵北			
コール	Ａコール		Ｂコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	243	岩倉誠信会	256	富士本西 2
2	77	大富町	317	丸火
3	78	大淵 3		
4	89	大淵 3 南		
5	81	次郎長		
6	88	富士本中		
7	76	富士本西		
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
計	7		2	

選局２	F 35 (F 135)			
地区名	田子浦北			
コール	Ａコール		Ｂコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計				

選局１	グループ６			
選局２	F 16 (F 106)			
地区名	元吉原			
コール	Ａコール		Ｂコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	34	今井毘沙門町	266	今井
2	281	大野町西	29	今井東町
3	296	柏原 1 東	185	今井本町
4	249	柏原町 3	40	大野町
5	30	鈴川 3	37	柏原 1
6	297	鈴川 5 北	32	柏原町 2
7	33	鈴川浜町	35	鈴川 1
8	38	田中町	36	鈴川 5
9	39	西田中	31	桧町
10	276	東田子の浦	330	元吉原南
11	329	柏原 2 北	331	鈴川西
12	337	マリンプール		
13				
14				
15				
16				
計	12		11	

選局２	F 26 (F 126)			
地区名	田子浦南			
コール	Ａコール		Ｂコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	101	小須	106	旭化成
2	92	鮫島	98	五軒屋
3	94	三四軒屋	315	下川成
4	107	自由ヶ丘	300	自由ヶ丘西
5	215	新浜北	97	新浜西
6	287	田子の浦港	105	田子
7	102	千鳥町	275	中丸南
8	104	中丸	100	前田新田
9	93	平松団地	260	宮島新田西
10	291	富士川河口	226	靖国
11	292	富士川緑地公園	338	田子の浦港 2
12	95	前田	339	自由ヶ丘団地
13	99	宮島新田	341	富士川河口 2 (一)
14	293	靖国南		
15	334	入道樋門		
16	343	田子浦中央ふ頭		
17	803	新浜北 2		
計	17		13	

選局２	F 36 (F 136)			
地区名	田子浦北			
コール	Ａコール		Ｂコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	91	川成島	176	上五貫島
2	96	五貫島	271	東宮島 2
3	103	西宮島	295	東宮島 3
4	207	東宮島	290	柳島日東東
5	216	柳島	801	宮島簡易
6	165	柳島日東		
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	6		5	

資料４－２

選局 1	グループ 7			
選局 2	F 17 (F 107)			
地区名	駅南			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	111	上横割	115	下横割北
2	113	水戸島 2	183	十兵衛
3	221	水戸島下 2	110	水戸島本町
4	109	森島	114	宮下
5	116	森島西	272	森島東
6	289	森島西 2		
7	182	森島南		
8	108	横割 2		
9	327	宮下南		
10	301	水戸島中		
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	10		5	

選局 2	F 27 (F 127)			
地区名	駅北 1			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	229	高島南	129	川原宿
2	132	蓼原	118	市民センター (8)
3	124	藤間	218	蓼原 2
4	336	富士交流プラザ	120	本市場 1
5	347	富士本町	310	本市場 2 南
6			121	柚木
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	5		6	

選局 2	F 37 (F 137)			
地区名	駅北 2			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	202	国久	130	五味島
2	204	高島	127	浅間町
3	119	塔の木	283	長通町
4	282	中島新道町	126	富士中島上
5	208	富士中島下 2	117	富士中島下
6	125	平垣八幡町	217	平垣北
7	228	松本東	122	松本本町
8	173	松本	131	本市場新田
9	123	本市場 2		
10	128	柚木北		
11	191	柚木西		
12				
13				
14				
15				
16				
計	11		8	

選局 1	グループ 8			
選局 2	F 18 (F 108)			
地区名	岩松南			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	241	四丁河原下 2	181	四丁河原下
2	203	橋下 2	174	四丁河原南
3			164	橋下
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	2		3	

選局 2	F 28 (F 128)			
地区名	岩松北			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	133	岩松	135	旭町
2	136	岩本山団地	162	浦町
3	134	四丁河原上	175	新町
4	259	水神	316	滝戸
5	245	羽淵	209	富士上中
6	161	林町	195	湯沢平
7	244	万野	163	四ッ家
8	288	四ッ家北	214	四ッ家 2
9	326	岩本山公園	227	四丁河原東
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	9		9	

選局 2	F 38 (F 138)			
地区名	一括無効			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	332	十里木		
2	333	こどもの国		
3	345	富士川左岸堤防1		
4	346	富士川左岸堤防2		
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	4			

選局 1	グループ 9			
選局 2	F 19 (F 109)			
地区名	丘			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	143	厚原北	197	厚原北 2
2	137	厚原中	308	厚原東 2
3	140	厚原西	304	片宿西
4	240	厚原西 2	328	厚原北 3
5	139	厚原東		
6	142	厚原南		
7	166	丘		
8	71	片宿町		
9	69	傘木		
10	239	傘木北		
11	187	末広		
12	141	横道下		
13				
14				
15				
16				
計	12		4	

選局 2	F 29 (F 129)			
地区名	鷹岡			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	206	入山瀬西 2	151	入山瀬天王町
2	148	久沢北	152	入山瀬西
3	144	久沢新田	321	久沢北 2
4	146	久沢西	147	久沢東
5	198	久沢西 2	238	久沢東 2
6	145	久沢南	219	久沢南 2
7	150	鷹岡本町 1	284	鷹岡中学校
8	179	鷹岡本町 3	149	鷹岡本町
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	8		8	

選局 2	F 39 (F 139)			
地区名	天間			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	156	天間川坂	154	天間北
2	192	天間北 2	157	天間沢上
3	153	天間田代	155	天間南
4	193	天間東	344	天間北 2
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
計	4		4	

選局 1	グループ 1 0			
選局 2	F 110			
地区名	富士川			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	501	大楽窪	505	東町 2
2	502	幸町 1	507	東町 1－2
3	503	小池	509	本通 4
4	504	中之郷日の出町	510	本通 1
5	506	東町 1－1	511	中之郷宮町 1
6	508	幸町 2	513	新町本町
7	512	中之郷宮町 2	516	川坂
8	514	四十九町	517	岩淵旭町
9	515	中之郷新町	519	相生町
10	518	坂下	521	舟山町
11	520	上町	527	相生町 2
12	522	吉津	528	吉津 2
13	523	小山		
14	524	室野		
15	525	木島		
16	526	岩淵旭町 2		
17	529	本通 3		
18	555	富士川まちづくりセンター		
計	18		12	

選局 2	F 130			
地区名	松野			
コール	Aコール		Bコール	
	No.	受信局名	No.	受信局名
1	531	水の口	530	根方
2	533	南松野	532	吉添
3	534	中山	540	八幡町 1
4	535	矢所	542	清水町
5	536	平清水	544	富士松野
6	537	粒良野	546	北松野 2
7	538	池野	547	山田
8	539	三十坂	553	大北 2
9	541	八幡町 2		
10	543	中野台 1		
11	545	北松野 1		
12	548	大北		
13	549	大北口和		
14	550	鍵穴		
15	551	大代		
16	552	南松野 2		
17	554	中野台 2		
計	17		8	

資料４－２

富士市防災行政無線移動系一覧表

I 基地局

常置場所	富士市永田町1－100 富士市消防防災庁舎				
識別信号	ぎょうせいふじ	出力	5W	周波数	268.29375MHz
沿革	1	昭和50年10月31日	開局（識別信号 ぎょうせいふじ・周波数 153.49MHz）		
	2	昭和60年2月21日	識別信号、周波数変更(466.812MHz)		
	3	平成13年3月27日	基地局常置場所変更（市役所本庁から消防防災庁舎）		
	4	平成17年5月	各支部・地区班の系統を整理し、機器を更新		
	5	平成20年11月	西部地区に富士川・松野地区追加		
	6	令和元年9月	デジタル変調方式へ移行		

II 移動局

部班名		可搬型	5W	電話	常置場所
中部ブロック	吉原地区班	ふじ	102	53－1580	吉原まちづくりセンター
	伝法地区班	ふじ	103	51－4091	伝法まちづくりセンター
	今泉地区班	ふじ	104	51－4200	今泉まちづくりセンター
	青葉台地区班	ふじ	105	22－0600	青葉台まちづくりセンター
東部ブロック	吉永原地区班	ふじ	106	34－1014	吉永まちづくりセンター
	元吉原地区班	ふじ	107	33－0170	元吉原まちづくりセンター
	須津地区班	ふじ	108	34－0004	須津まちづくりセンター
	浮島地区班	ふじ	109	38－0930	浮島まちづくりセンター
	原田地区班	ふじ	110	52－0124	原田まちづくりセンター
	富士見台地区班	ふじ	111	21－7102	富士見台まちづくりセンター
北部ブロック	神戸地区班	ふじ	112	21－2203	神戸まちづくりセンター
	吉永北地区班	ふじ	113	21－3559	吉永北まちづくりセンター
	大淵地区班	ふじ	114	35－0002	大淵まちづくりセンター
	富士駅北地区班	ふじ	115	63－5211	富士駅北まちづくりセンター
南部ブロック	富士北地区班	ふじ	116	64－0099	富士北まちづくりセンター
	富士駅南地区班	ふじ	117	63－2625	富士駅南まちづくりセンター
	田子浦地区班	ふじ	118	63－5209	田子浦まちづくりセンター
	富士南地区班	ふじ	119	64－3632	富士南まちづくりセンター
	岩松地区班	ふじ	120	63－5210	岩松まちづくりセンター
西部ブロック	岩松北地区班	ふじ	121	60－8008	岩松北まちづくりセンター
	富士川地区班	ふじ	122	81－1111	富士川まちづくりセンター
	松野地区班	ふじ	123	56－1055	松野まちづくりセンター
	鷹岡地区班	ふじ	124	71－3215	鷹岡まちづくりセンター
北西ブロック	広見地区班	ふじ	125	21－3444	広見まちづくりセンター
	天間地区班	ふじ	126	71－4007	天間まちづくりセンター
	丘地区班	ふじ	127	71－3961	丘まちづくりセンター
	地区支援班	ふじ	128	55－2715	防災危機管理課

富士市デジタル防災無線（MCA無線）局番号一覧表

I 管理移動局

No.	個別番号	常置場所	登録名称	種別	グループ
1	001	防災危機管理課（災害対策本部用）		指令局	※複数待受なし

II 移動局

No.	個別信号	常置場所	登録名称	種別	グループ			
2	002	防災危機管理課（災害対策本部用2）	災対本2	携帯局	全てのグループ(24)に登録			
3	003	防災危機管理課（災害対策本部用3）	災対本3	携帯局	全てのグループ(24)に登録			
4	004	防災危機管理課（災害対策本部用4）	災対本4	携帯局	G 災対本部			
5	005	防災危機管理課（災害対策本部用5）	災対本5	携帯局	G 災対本部	4市協定		
6	006	防災危機管理課（災害対策本部用6）	災対本6	携帯局	G 災対本部	4市協定		
7	007	防災危機管理課（災害対策本部用7）（地区支援班用 中部）	災対本7	携帯局	G 災対本部	G 地区拠点	G 中部	
8	008	防災危機管理課（災害対策本部用8）（地区支援班用 東部）	災対本8	携帯局	G 災対本部	G 地区拠点	G 東部	
9	009	防災危機管理課（災害対策本部用9）（地区支援班用 北部）	災対本9	携帯局	G 災対本部	G 地区拠点	G 北部	
10	010	防災危機管理課（災害対策本部用10）（地区支援班用 南部）	災対本10	携帯局	G 災対本部	G 地区拠点	G 南部	
11	011	防災危機管理課（災害対策本部用11）（地区支援班用 北西部）	災対本11	携帯局	G 災対本部	G 地区拠点	G 北西部	
12	012	防災危機管理課（災害対策本部用12）	災対本12	携帯局	G 災対本部			
13	013	防災危機管理課（災害対策本部用13）	災対本13	携帯局	G 災対本部			
14	014	防災危機管理課（災害対策本部用14）	災対本14	携帯局	G 災対本部			
15	015	防災危機管理課（災害対策本部用15）（河川班用）	災対本15	携帯局	G 災対本部	G 河川班		
16	016	防災危機管理課（災害対策本部用16）（河川班用）	災対本16	携帯局	G 災対本部	G 河川班		
17	017	防災危機管理課（災害対策本部用17）（河川班用）	災対本17	携帯局	G 災対本部	G 河川班		
18	018	防災危機管理課（災害対策本部用18）（河川班用）	災対本18	携帯局	G 災対本部	G 河川班		
19	019	防災危機管理課（災害対策本部用19）（河川班用）	災対本19	携帯局	G 災対本部	G 河川班		
20	020	防災車	防災車	車載局	G 災対本部			
21	021	要配慮者支援班	福祉総務課	携帯局	G 福祉部	G 福祉避難		
22	022	道路維持課	車載局	G 道路班				
23	023	道路維持課	道路維持2	携帯局	G 道路班			
24	024	河川課	河川課1	車載局	G 河川班			
25	025	河川課	河川課2	車載局	G 河川班			
26	026	河川課	河川課3	携帯局	G 河川班			
27	027	上下水道経営課	上下水経営	携帯局	G 下水道			
28	028	上下水道営業課	上下水営業	携帯局	G 透析			
29	029	下水道施設維持課	下水維持	携帯局	G 下水道			
30	030	東部浄化センター	東部浄化C	携帯局	G 下水道			
31	031	西部浄化センター	西部浄化C	携帯局	G 下水道			
32	032	教育総務課	教育総務課	携帯局	G 避難所	G 小学校	G 中学校	G 教育施設
33	033	富士市立中央病院	中央病院	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
34	034	共立蒲原総合病院	蒲原病院	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
35	035	ふじさんめっせ	富士山M	携帯局				
36	036	まちづくり課	まちづくり	携帯局	G 地区拠点			
37	037	富士駅北まちづくりセンター	富士駅北セ	携帯局	G 地区拠点	G 南部		
38	038	富士北まちづくりセンター	富士北セ	携帯局	G 地区拠点	G 南部		
39	039	富士駅南まちづくりセンター	富士駅南セ	携帯局	G 地区拠点	G 南部		
40	040	田子浦まちづくりセンター	田子浦セ	携帯局	G 地区拠点	G 南部		
41	041	富士南まちづくりセンター	富士南セ	携帯局	G 地区拠点	G 南部		
42	042	岩松まちづくりセンター	岩松セ	携帯局	G 地区拠点	G 西部		
43	043	岩松北まちづくりセンター	岩松北セ	携帯局	G 地区拠点	G 西部		
44	044	富士川まちづくりセンター	富士川セ	携帯局	G 地区拠点	G 西部		
45	045	松野まちづくりセンター	松野セ	半固定局	G 地区拠点	G 西部		
46	046	鷹岡まちづくりセンター	鷹岡セ	携帯局	G 地区拠点	G 北西部		

資料 4 - 4

No.	個別信号	常 置 場 所	登録名称	種別	グループ			
47	047	広見まちづくりセンター	広見セ	携帯局	G地区拠点	G北西部		
48	048	天間まちづくりセンター	天間セ	携帯局	G地区拠点	G北西部		
49	049	丘まちづくりセンター	丘セ	携帯局	G地区拠点	G北西部		
50	050	吉原まちづくりセンター	吉原セ	携帯局	G地区拠点	G中部		
51	051	伝法まちづくりセンター	伝法セ	携帯局	G地区拠点	G中部		
52	052	今泉まちづくりセンター	今泉セ	携帯局	G地区拠点	G中部		
53	053	青葉台まちづくりセンター	青葉台セ	携帯局	G地区拠点	G中部		
54	054	吉永まちづくりセンター	吉永セ	携帯局	G地区拠点	G中部		
55	055	元吉原まちづくりセンター	元吉原セ	携帯局	G地区拠点	G東部		
56	056	須津まちづくりセンター	須津セ	携帯局	G地区拠点	G東部		
57	057	浮島まちづくりセンター	浮島セ	携帯局	G地区拠点	G東部		
58	058	原田まちづくりセンター	原田セ	携帯局	G地区拠点	G東部		
59	059	富士見台まちづくりセンター	富士見台セ	携帯局	G地区拠点	G北部		
60	060	神戸まちづくりセンター	神戸セ	携帯局	G地区拠点	G北部		
61	061	吉永北まちづくりセンター	吉永北セ	携帯局	G地区拠点	G北部		
62	062	大淵まちづくりセンター	大淵セ	携帯局	G地区拠点	G北部		
63	063	富士第一小学校	富士一小	携帯局	G避難所	G小学校	G南部	G教育施設
64	064	富士中央小学校	中央小	携帯局	G避難所	G小学校	G南部	G教育施設
65	065	富士第二小学校	富士二小	携帯局	G避難所	G小学校	G南部	G教育施設
66	066	田子浦小学校	田子浦小	携帯局	G避難所	G小学校	G南部	G教育施設
67	067	富士南小学校	富士南小	携帯局	G避難所	G小学校	G南部	G教育施設
68	068	岩松小学校	岩松小	携帯局	G避難所	G小学校	G西部	G教育施設
69	069	岩松北小学校	岩松北小	携帯局	G避難所	G小学校	G西部	G教育施設
70	070	富士川第一小学校	富士川一小	携帯局	G避難所	G小学校	G西部	G教育施設
71	071	防災危機管理課（災害対策本部用 4 5）	災対本 4 5	半固定局	G災対本部			
72	072	鷹岡小学校	鷹岡小	携帯局	G避難所	G小学校	G北西部	G教育施設
73	073	広見小学校	広見小	携帯局	G避難所	G小学校	G北西部	G教育施設
74	074	天間小学校	天間小	携帯局	G避難所	G小学校	G北西部	G教育施設
75	075	丘小学校	丘小	携帯局	G避難所	G小学校	G北西部	G教育施設
76	076	吉原小学校	吉原小	携帯局	G避難所	G小学校	G中部	G教育施設
77	077	伝法小学校	伝法小	携帯局	G避難所	G小学校	G中部	G教育施設
78	078	今泉小学校	今泉小	携帯局	G避難所	G小学校	G中部	G教育施設
79	079	青葉台小学校	青葉台小	携帯局	G避難所	G小学校	G中部	G教育施設
80	080	吉永第一小学校	吉永一小	携帯局	G避難所	G小学校	G東部	G教育施設
81	081	元吉原小学校	元吉原小	携帯局	G避難所	G小学校	G東部	G教育施設
82	082	須津小学校	須津小	携帯局	G避難所	G小学校	G東部	G教育施設
83	083	東小学校	東小	携帯局	G避難所	G小学校	G東部	G教育施設
84	084	原田小学校	原田小	携帯局	G避難所	G小学校	G東部	G教育施設
85	085	富士見台小学校	富士見台小	携帯局	G避難所	G小学校	G北部	G教育施設
86	086	神戸小学校	神戸小	携帯局	G避難所	G小学校	G北部	G教育施設
87	087	吉永第二小学校	吉永二小	携帯局	G避難所	G小学校	G北部	G教育施設
88	088	大淵第一小学校	大淵一小	携帯局	G避難所	G小学校	G北部	G教育施設
89	089	大淵第二小学校	大淵二小	携帯局	G避難所	G小学校	G北部	G教育施設
90	090	富士中学校	富士中	携帯局	G避難所	G中学校	G南部	G教育施設
91	091	富士南中学校	富士南中	携帯局	G避難所	G中学校	G南部	G教育施設
92	092	田子浦中学校	田子浦中	携帯局	G避難所	G中学校	G南部	G教育施設
93	093	岩松中学校	岩松中	携帯局	G避難所	G中学校	G西部	G教育施設
94	094	富士川第一中学校	富士川一中	携帯局	G避難所	G中学校	G西部	G教育施設
95	095	松野学園	松野学園	半固定局	G避難所	G中学校	G西部	G教育施設
96	096	鷹岡中学校	鷹岡中	携帯局	G避難所	G中学校	G北西部	G教育施設
97	097	岳陽中学校	岳陽中	携帯局	G避難所	G中学校	G北西部	G教育施設
98	098	吉原第一中学校	吉原一中	携帯局	G避難所	G中学校	G中部	G教育施設
99	099	吉原第二中学校	吉原二中	携帯局	G避難所	G中学校	G中部	G教育施設
100	100	吉原第三中学校	吉原三中	携帯局	G避難所	G中学校	G東部	G教育施設

資料 4 - 4

No.	個別信号	常 置 場 所	登録名称	種別	グループ			
101	101	元吉原中学校	元吉原中	携帯局	G避難所	G中学校	G東部	G教育施設
102	102	須津中学校	須津中	携帯局	G避難所	G中学校	G東部	G教育施設
103	103	吉原東中学校	東中	携帯局	G避難所	G中学校	G東部	G教育施設
104	104	吉原北中学校	吉原北中	携帯局	G避難所	G中学校	G北部	G教育施設
105	105	大淵中学校	大淵中	携帯局	G避難所	G中学校	G北部	G教育施設
106	106	富士市立高等学校	市立高校	携帯局	G避難所	G東部	G教育施設	
107	107	県立富士高等学校	富士高	携帯局	G避難所	G南部		
108	108	県立吉原高等学校	吉高	携帯局	G避難所	G中部		
109	109	県立富士東高等学校	富士東高	携帯局	G避難所	G東部		
110	110	私立富士見高等学校	富士見高	携帯局	G避難所	G南部		
111	111	市立天間幼稚園	天間幼稚園	携帯局	G避難所	G北西部	G幼稚園	G福祉部
112	112	市立岩本保育園	岩本保育園	携帯局	G避難所	G西部	G保育園	G福祉部
113	113	市立柏原保育園	柏原保育園	携帯局	G避難所	G東部	G保育園	G福祉部
114	114	富士川体育館	富士川体育	携帯局	G避難所	G西部		
115	115	フィランセ	フィランセ	携帯局	G医療機関	G救護所	G災害医療	
116	116	医師会	医師会	携帯局	G医療機関	G救護所	G災害医療	
117	117	芦川病院	芦川病院	携帯局	G医療機関	G災害医療		
118	118	川村病院	川村病院	携帯局	G医療機関	G災害医療		
119	119	聖隷富士病院	聖隷病院	携帯局	G医療機関	G災害医療		
120	120	富士市立看護専門学校	看護専門学校	携帯局	G医療機関	G災害医療		
121	121	大富士病院	大富士病院	携帯局	G医療機関	G災害医療		
122	122	富士整形外科病院	富士整形	携帯局	G医療機関	G災害医療		
123	123	湖山リハビリテーション病院	湖山病院	携帯局	G医療機関	G災害医療		
124	124	新富士病院	新富士病院	携帯局	G医療機関	G災害医療		
125	125	富士いきいき病院	いきりハ病	携帯局	G医療機関	G災害医療		
126	126	鷹岡病院	鷹岡病院	携帯局	G医療機関	G災害医療		
127	127	聖明病院	聖明病院	携帯局	G医療機関	G災害医療		
128	128	伝法まちづくりセンター（救護所用）	吉原一中救	携帯局	G救護所	G中部	G災害医療	
129	129	丘まちづくりセンター（救護所用）	岳陽中救	携帯局	G救護所	G北西部	G災害医療	
130	130	元吉原まちづくりセンター（救護所用）	元吉原中救	携帯局	G救護所	G東部	G災害医療	
131	131	須津まちづくりセンター（救護所用）	須津中救	携帯局	G救護所	G東部	G災害医療	
132	132	吉永まちづくりセンター（救護所用）	市立高校救	携帯局	G救護所	G東部	G災害医療	
133	133	原田まちづくりセンター（救護所用）	吉原三中救	携帯局	G救護所	G東部	G災害医療	
134	134	大淵まちづくりセンター（救護所用）	大淵中救	携帯局	G救護所	G北部	G災害医療	
135	135	富士南まちづくりセンター（救護所用）	富士南中救	携帯局	G救護所	G南部	G災害医療	
136	136	田子浦まちづくりセンター（救護所用）	田子浦中救	携帯局	G救護所	G南部	G災害医療	
137	137	岩松北まちづくりセンター（救護所用）	岩松中救	携帯局	G救護所	G西部	G災害医療	
138	138	鷹岡まちづくりセンター（救護所用）	鷹岡中救	携帯局	G救護所	G北西部	G災害医療	
139	139	富士川まちづくりセンター（救護所用）	ふじかわ救	携帯局	G救護所	G西部	G災害医療	
140	140	富士北まちづくりセンター（救護所用）	富士中救	携帯局	G救護所	G南部	G災害医療	
141	141	松野まちづくりセンター（救護所用）	松野セ救	携帯局	G救護所	G西部	G災害医療	
142	142	保健医療課	保健医療課	携帯局	G救護所	G医療機関	G災害医療	G透析
143	143	今泉まちづくりセンター（救護所用）	吉原二中救	携帯局	G救護所	G中部	G災害医療	
144	144	富士見台まちづくりセンター（救護所用）	吉原北中救	携帯局	G救護所	G北部	G災害医療	
145	145	防災危機管理課（災害対策本部用 2 0）（下水道班用）	災対本 2 0	携帯局	G災対本部	G下水道		
146	146	防災危機管理課（災害対策本部用 2 1）（下水道班用）	災対本 2 1	携帯局	G災対本部	G下水道		
147	147	防災危機管理課（災害対策本部用 2 2）（下水道班用）	災対本 2 2	携帯局	G災対本部	G下水道		
148	148	防災危機管理課（災害対策本部用 2 3）（下水道班用）	災対本 2 3	携帯局	G災対本部	G下水道		
149	149	防災危機管理課（災害対策本部用 2 4）（下水道班用）	災対本 2 4	携帯局	G災対本部	G下水道		
150	150	防災危機管理課（災害対策本部用 2 5）（下水道班用）	災対本 2 5	携帯局	G災対本部	G下水道		

No.	個別信号	常 置 場 所	登録名称	種別	グループ			
151	151	防災危機管理課（災害対策本部用 2 6）（下水道班用）	災対本 2 6	携帯局	G 災対本部	G 下水道		
152	152	防災危機管理課（災害対策本部用 2 7）（下水道班用）	災対本 2 7	携帯局	G 災対本部	G 下水道		
153	153	防災危機管理課（災害対策本部用 2 8）（道路班用）	災対本 2 8	携帯局	G 災対本部	G 道路班		
154	154	防災危機管理課（災害対策本部用 2 9）（道路班用）	災対本 2 9	携帯局	G 災対本部	G 道路班		
155	155	防災危機管理課（災害対策本部用 3 0）（道路班用）	災対本 3 0	携帯局	G 災対本部	G 道路班		
156	156	防災危機管理課（災害対策本部用 3 1）（道路班用）	災対本 3 1	携帯局	G 災対本部	G 道路班		
157	157	防災危機管理課（災害対策本部用 3 2）（道路班用）	災対本 3 2	携帯局	G 災対本部	G 道路班		
158	158	建設総務課	建設総務課	携帯局	G 災対本部	G 道路班		
159	159	富士土木事務所	富士土木	携帯局				
160	160	防災危機管理課（災害対策本部用 3 5）（地区支援班用 西部）	災対本 3 5	半固定局	G 災対本部	G 地区拠点	G 西部	
161	161	松野こども園	松野こども	半固定局	G 福祉部			
162	162	社会福祉協議会	社協	可搬局	G 福祉避難			
163	163	東部市民プラザ	東部市民プ	可搬局	G 福祉避難			
164	164	鷹岡市民プラザ	鷹岡市民プ	可搬局	G 福祉避難			
165	165	広見荘	広見荘	可搬局	G 福祉避難			
166	166	田子浦荘	田子浦荘	可搬局	G 福祉避難			
167	167	シャローム富士川	シャローム	可搬局	G 福祉避難			
168	168	防災危機管理課（災害対策本部用 3 6）	災対本 3 6	可搬局	G 災対本部			
169	169	防災危機管理課（災害対策本部用 3 7）	災対本 3 7	可搬局	G 災対本部			
170	170	防災危機管理課（災害対策本部用 3 8）	災対本 3 8	可搬局	G 災対本部			
171	171	防災危機管理課（再送信用 1）	再送信 1	半固定局				
172	172	防災危機管理課（再送信用 2）	再送信 2	半固定局				
173	173	防災危機管理課（内線電話接続用 1）	S L T 1	半固定局				
174	174	防災危機管理課（内線電話接続用 2）	S L T 2	半固定局				
175	175	防災危機管理課（内線電話接続用 3）	S L T 3	半固定局				
176	176	防災危機管理課（内線電話接続用 4）	S L T 4	半固定局				
177	177	防災危機管理課（内線電話接続用 5）	S L T 5	半固定局				
178	178	教育プラザ	教育プラザ	携帯局	G 教育施設			
179	179	福祉キャンパス	福祉キャン	携帯局	G 福祉部			
180	180	こども発達センター	発達セ	携帯局	G 福祉部			
181	181	新環境クリーンセンター	新環クリ	携帯局				
182	182	畜場	畜場	携帯局				
183	183	少年自然の家	自然の家	携帯局	G 教育施設			
184	184	岳南排水路管理組合	岳排	携帯局	G 下水道			
185	185	防災危機管理課（災害対策本部用 3 9）（教育部施設班用）	災対本 3 9	携帯局	G 災対本部	G 教育施設		
186	186	ロゼシアター	ロゼ	携帯局				
187	187	振興公社総務課	公社総務	携帯局				
188	189	総合体育館	総合運動	携帯局				
189	190	富士警察署	富士警察	携帯局				
190	191	富士コミュニティFM放送局	ラジオFM	携帯局				
191	192	海上保安庁田子浦分室	海保田子浦	携帯局				
192	193	田子の浦港管理事務所	田子浦管理	携帯局				
193	194	東京電力パワーグリッド㈱富士支社	東電	携帯局				
194	195	加島の郷	加島の郷	携帯局	G 福祉避難			
195	196	静岡ガス㈱東部支社	静岡ガス	携帯局				
196	197	J R 東海㈱富士駅	J R 保線	携帯局				
197	198	J R 東海㈱新富士駅	J R 新富士	携帯局				
198	199	岳南電車㈱	岳南電車	携帯局				
199	200	第一保育園	第一保育園	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
200	201	第二保育園	第二保育園	携帯局	G 保育園	G 福祉部		

No.	個別信号	常 置 場 所	登録名称	種別	グループ			
201	202	第三保育園	第三保育園	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
202	203	防災危機管理課（災害対策本部用 4 6）	災対本 4 6	携帯局	G 災対本部			
203	204	広見保育園	広見保育園	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
204	205	中野保育園	中野保育園	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
205	206	蓼原保育園	蓼原保育園	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
206	207	南保育園	南保育園	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
207	208	防災危機管理課（災害対策本部用 4 7）	災対本 4 7	携帯局	G 災対本部			
208	209	なかじま保育園	なかじま保	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
209	210	防災危機管理課（災害対策本部用 4 8）	災対本 4 8	携帯局	G 災対本部			
210	211	鷹岡保育園	鷹岡保育園	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
211	212	防災危機管理課（災害対策本部用 4 9）	災対本 4 9	携帯局	G 災対本部			
212	213	浅間保育園	浅間保育園	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
213	214	てんま保育園	てんま保育	携帯局	G 保育園	G 福祉部		
214	215	防災危機管理課（災害対策本部用 4 0）	災対本 4 0	携帯局	G 災対本部			
215	216	防災危機管理課（災害対策本部用 5 0）	災対本 5 0	携帯局	G 災対本部			
216	217	防災危機管理課（災害対策本部用 4 1）	災対本 4 1	携帯局	G 災対本部			
217	218	昭和幼稚園	昭和幼稚園	携帯局	G 幼稚園	G 福祉部		
218	219	防災危機管理課（災害対策本部用 4 3）	災対本 4 3	携帯局	G 災対本部			
219	220	防災危機管理課（災害対策本部用 4 4）	災対本 4 4	携帯局	G 災対本部			
220	221	田子浦幼稚園	G 幼稚園	G 幼稚園	G 福祉部			
221	222	福祉総務課	災対本 4 2	携帯局	G 福祉部	G 福祉避難		
222	223	岩松幼稚園	岩松幼稚園	携帯局	G 幼稚園	G 福祉部		
223	224	みなみっこ	みなみっこ	携帯局	G 幼稚園	G 福祉部		
224	225	富士川一幼稚園	富士川一幼	携帯局	G 幼稚園	G 福祉部		
225	226	建設業組合	建設業組合	携帯局				
226	227	医師会長（渡辺クリニック）	医師会長	携帯局	G 医療機関	G 災害医療		
227	228	静岡県立富士特別支援学校	県特支学校	携帯局	G 福祉部			
228	229	保育幼稚園	保育幼稚園	携帯局	G 保育園	G 幼稚園	G 福祉部	
229	230	すどの杜	すどの杜	携帯局	G 福祉避難			
230	231	鑑石園	鑑石園	携帯局	G 福祉避難			
231	232	みぎわ園	みぎわ園	携帯局	G 福祉避難			
232	233	月のあかり	月のあかり	携帯局	G 福祉避難			
233	234	天間荘	天間荘	携帯局	G 福祉避難			
234	235	あおば	あおば	携帯局	G 福祉避難			
235	501	富士市立中央病院	中央病院	携帯局	G 透析			
236	502	富士第一クリニック	富士第一ク	携帯局	G 透析			
237	503	聖隷富士病院	聖隷富士	携帯局	G 透析			
238	504	新富士病院	新富士病院	携帯局	G 透析			
239	505	東名富士クリニック	東名富士ク	携帯局	G 透析			
240	506	加藤クリニック	加藤ク	携帯局	G 透析			
241	507	共立蒲原総合病院	蒲原病院	携帯局	G 透析			
242	508	もといちばクリニック	もといちばク	携帯局	G 透析			

グループ一覧

1	災害対策本部	9	南部	17	保育園
2	地区拠点	10	北部	18	幼稚園
3	避難所	11	北西部	19	教育施設
4	災害医療	12	中部	20	小学校
5	救護所	13	道路班	21	中学校
6	医療機関	14	河川班	22	画像
7	東部	15	下水道	23	透析
8	西部	16	福祉部	24	福祉避難

防災相互通信用無線局一覧表

No.	識別信号	局種	出力	周波数	常置場所
1	ふじぼうたい 1	移動局	5 w	158.35MHz	情報指令課
2	ふじぼうたい 2	移動局	5 w	158.35MHz	防災危機管理課
3	ふじ 1 0 1	移動局	5 w	466.775MHz	防災危機管理課

防災相互通信用無線局について

防災関係機関が持つ移動無線機により相互間の通信を行う場合の無線通信方法である。

(1) 開設の経緯

昭和 50 年 3 月に開催された中央非常無線通信協議会定期総会において、非常災害の場合に防災活動を実施する防災関係機関がそれぞれ相互に通信を行う事ができる専用の共通周波数の割当を郵政省に要望することが採択された。郵政省においては、この要望に基づき検討した結果、災害現地で警察、消防、海上保安等の防災関係機関が協力して円滑な防災活動を実施するためには、これらの機関相互間で被害の状況、防災活動の推進等に関する情報を迅速に交換する必要があることを認め、そのために全国共通の 150MH z 帯専用周波数を選定して、これを使用する無線局の開設を認めることとし、昭和 50 年 10 月 23 日付けで次のとおり「防災相互通信用無線局の免許方針」が決定され、同日付をもって地方電波管理局長あてに通達された。

(2) 防災相互通信用無線局の免許方針

防災(注)に係る行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会等の団体相互間で防災対策に関する通信（以下「防災相互通信」という。）を行う無線局の免許は、次により行うものとする。

(注) 災害対策基本法第 2 条の規定による「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること。」をいう。

ア、免許団体

防災相互通信を行う無線局の免許は、次の者に付与することができるものとする。

- a 防災関係機関（災害対策基本法第 2 条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。以下同じ。）
- b 地方公共団体
- c 地域防災関係団体（地域の防災対策を実施するため、防災関係機関の出先機関、地方公共団体、地方公共団体の出先機関、企業者等によって組織された団体をいう。以下同じ）

イ、無線局の種別

防災相互通信を行う無線局は、陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局とする。

ウ、周波数等

使用する周波数等は、次によるものとする。

・150MH z 帯

- a 電波の形式 F 3 E
- b 周 波 数 158.35MH z
- c 空中線電力

(ア) 航空機にとう載する携帯局及び地域防災関係団体の無線局……… 1 ワット以下

(イ) ア以外の無線局………10 ワット以下

・400MH z 帯

- a 電波の形式 F 3 E
- b 周 波 数 466.775MH z
- c 空中線電力

(ア) 航空機に搭載する携帯局及び地域防災関係団体の無線局……… 5 ワット以下

(イ) ア以外の無線局………25 ワット以下

エ、通信方式

通信方式は、単信方式とする。

オ、通信事項及び通信の相手方

防災相互通信用周波数を使用する通信は、地域の防災対策に関する事項について、次の無線局相互間で行うものに限る。

- a 防災関係機関所属の無線局の場合
他の防災関係機関所属の無線局並びに地方公共団体及び地域防災関係団体所属の無線局
- b 地方公共団体所属の無線局の場合
他の地方公共団体所属の無線局並びに防災関係機関及び地域防災関係団体所属の無線局
- c 地域防災関係団体所属の無線局の場合。
防災関係機関及び地方公共団体所属の無線局並びに当該団体所属の無線局

カ、移動範囲

移動する無線局の移動範囲は、当該無線局の開設の目的を達成するために必要な陸上、海上又は上空の区域とする。

キ、既設の無線局の取扱い

防災関係機関及び地方公共団体については、防災相互通信を行うための専用の無線局の開設を認めるほか、それぞれ業務用の無線局のうち、その無線設備が周波数の切替え可能なものについては、防災相互通信周波数の併用を認めることができるものとする。

(3) 取扱方法

防災相互無線の交信を行う場合には、防災相互通信チャンネルにあわせる。(防災相互通信チャンネルは無線機により異なる)

静岡県地域防災計画・資料編より転載。

防災相互通信用無線局（158.35MHz）（R3.4.1）

免許人	局名	局種	事務所所在地	事務所名	電話番号
警察庁	富士 2701～2702	移	富士市 八代町3-55	静岡県富士警察署	0545- 51-0110
国土交通省	建設沼津 114	移	富士市 鈴川町9-14	沼津河川国道事務所 富士海岸出張所	0545- 32-0568
	建設吉原 52～54	移	富士市	静岡国道事務所	0545-
	建設吉原 151～156	移	今泉337-1	富士国道維持出張所	52-5650
	建設富士 81～83	携	富士市 松岡官有無番地	甲府河川国道事務所 富士下流出張所	0545- 61-0078
東海道旅客鉄道株式会社 静岡支社 富士信号通信区	しずてつふじ 11・12	移・携	富士市 上横割字横堀南 19-4	東海旅客鉄道株式会社 静岡支社 富士電気区	0545- 64-1064
海上保安庁	海保移動 3538	移	静岡市清水区 日の出町9-1	清水海上保安部	054- 353-0118
	海保移動 3988・3971・ 3972	移		清水海上保安部	
	海保移動 310	移		巡視船おきつ	
	海保移動 3687・3688・ 3689・3690・3691・ 3692・3693	移		巡視船ふじかぜ	
	海保移動 3973	移		巡視船みほかぜ	
	海保移動 3683・3684	移			
	海保移動 308	移			
東京電力パワーグリッド	東電PG富士 22	移	富士市	東京電力パワーグリッド	0545-
	東電PG富士 201	移	吉原1-1-21	株式会社 富士支社	51-2843
	東電PG富士 8・21	移	富士市	東京電力パワーグリッド	0545-
	東電PG富士宮2・17	移	平垣本町10-10	株式会社 富士制御所	63-6105
静岡県	静岡県ヘリ3	携	静岡市葵区 諏訪8-10	静岡県消防防災航空隊	054- 261-4483
	静岡航空隊1	移			
	静岡航空隊 101～106	移			
	防災東部	基	沼津市 高島本町1-3	静岡県東部地域局	055- 920-2003
	静岡県防対富士	基	富士市 本市場441-1	静岡県富士財務事務所	0545- 65-2112
富士宮市	富士宮防対1	移	富士宮市	富士宮市役所	0544-
	富士宮防対	基	弓沢町150		22-1132

防災相互通信用無線局（466.775MHz）（R3.4.1）

免許人	局名	局種	事務所所在地	事務所名	電話番号
静岡県	静岡県防対東部	基	沼津市 高島本町1-3	静岡県東部危機管理局	055- 920-2003
	静岡県防対富士	基	富士市 本市場441-1	静岡県富士財務事務所	0545- 65-2112
富士宮市	富士宮防対	基	富士宮市 弓沢町150	富士宮市役所	0544- 22-1319

静岡県地域防災計画・資料編「防災相互無線局一覧」より、市内及び県、近隣市町、船舶・ヘリを抜粋。

東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表

機 関 名（順不同）	所 在 地	電 話 番 号
静岡県危機管理部危機対策課	静岡市葵区追手町9-6	<054>221-2591
静岡県清水港管理局	静岡市清水区日の出町9-25	<054>353-2269
清水海上保安部	静岡市清水区日の出町9-1	<054>353-0118
下田海上保安部	下田市3-18-23	<0558>25-0118
関東管区警察局静岡県情報通信部	静岡市葵区追手町9-6	<054>271-0110
静岡県警察本部警備部緊急事態対策課	静岡市葵区追手町9-6	<054>271-0110
静岡県警察本部地域部通信指令課	静岡市葵区追手町9-6	<054>271-0110
静岡県刑務所	静岡市葵区東千代田3-1-1	<054>261-0117
国土交通省甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1-10-1	<055>251-0411
国土交通省静岡国道事務所	静岡市葵区南安倍2-8-1	<054>250-8910
静岡県市長会	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ5F	<054>202-4343
静岡県町村会	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ5F	<054>202-4343
西日本電信電話株式会社静岡支店	静岡市葵区御幸町4-6 電電ビル5F	<054>205-9122
東海旅客鉄道株式会社静岡支社	静岡市葵区黒金町4	<054>687-2484
東京電力パワーグリッド株式会社 静岡通信ネットワークセンター	沼津市大手町3-9-13	070-4542-1215
日本放送協会静岡放送局	静岡市駿河区八幡1-6-1	<054>654-4055
静岡放送株式会社	静岡市駿河区登呂3-1-1	<054>284-8911
株式会社テレビ静岡	静岡市駿河区栗原18-65	<054>261-6116
株式会社静岡朝日テレビ	静岡市葵区東町15	<054>251-3304
株式会社静岡第一テレビ	静岡市駿河区中原563	<054>283-8119
静岡エフエム放送株式会社	浜松市中央区常盤町133-24	<053>457-1153
静岡ガス株式会社	静岡市駿河区八幡1-5-38	<054>284-4366
東海ガス株式会社	藤枝市青木2-29-1	<054>647-7154
伊豆急行株式会社	伊東市八幡野1151	<0557>53-1115
遠州鉄道株式会社	浜松市中央区西ヶ崎町686-1	<053>435-0221
しずてつジャストライン株式会社	静岡市葵区宮前町28	<054>267-5117
富士急モビリティ株式会社	御殿場市新橋999	<0550>82-1333
日本銀行静岡支店	静岡市葵区金座町26-1	<054>273-4132
株式会社静岡銀行	静岡市清水区草薙北2-1	<054>345-9260
スルガ銀行株式会社	駿東郡長泉町東野500	<055>987-5666
株式会社日本政策金融公庫静岡支店	静岡市葵区黒金町59-6	<054>254-3631
しずおか焼津信用金庫	静岡市葵区相生町1-1	<054>247-1151
静岡信用金庫	静岡市葵区昭和町2-1	<054>254-8881
静岡県無線漁業協同組合	焼津市田尻1991-1	<054>624-1376
静岡県超短波漁業無線協会	静岡市葵区追手町9-18	<054>254-6011
日本赤十字社静岡県支部	静岡市葵区追手町44-17	<054>252-8131
（一社）日本マチュア無線連盟静岡県支部	藤枝市築地223-1	<090>3250-0303
株式会社東洋信号通信社	静岡市清水区興津清見寺町1375-121	<054>369-6251
浜松エフエム放送株式会社	浜松市中央区鍛冶町100-1	<053>458-8600
株式会社エフエムしみず	静岡市清水区日の出町10-80 清水マリンターミナル2階	<054>354-5252
株式会社エフエムみしまかなみ	三島市大社町1-10 総合防災センター	<055>981-8600
株式会社シティエフエム静岡	静岡市葵区七間町8-20毎日江崎ビル6階	<054>221-1111
エフエム伊東株式会社	伊東市松川町5-10 伊東ふれあいセンター	<0557>36-7603
エフエムぬまづ株式会社	沼津市寿町8-28	<055>943-7300
株式会社エフエム熱海湯河原	熱海市上宿町9-5	<0557>81-0796
富士コミュニティエフエム放送株式会社	富士市吉原2-10-20 ラクロス吉原2階	<0545>55-1123
株式会社F M 島田	島田市中央町5-1 プラザおおるい3F	<0547>34-1765

富士市水道無線一覧表

消防救急デジタル無線設備配置状況

基地局	
設置場所 (2箇所)	金丸山基地局＝富士市中之郷4482-1
	大晦日基地局＝富士宮市内房大晦日5742

移動局					
種 別 所 属		車 載	携 帯	卓上固定	合 計
		5 w	2 w	5 w	
消 防 本 部	消 防 総 務 課	2			2
	警 防 課	3		1	4
	予 防 課	1			1
	情 報 指 令 課	1	7		8
	小 計	7	7	1	15
中 央 消 防 署	本 署	9	11	1	21
	臨 港 分 署	3	4	1	8
	吉 永 分 署	3	4	1	8
	富士見台分署	2	4	1	7
	大 淵 分 署	3	4	1	8
	小 計	20	27	5	52
西 消 防 署	本 署	7	10	1	18
	鷹 岡 分 署	2	4	1	7
	南 分 署	3	4	1	8
	富 士 川 分 署	3	4	1	8
	小 計	15	22	4	41
合 計		42	56	10	108

I 基地局

常置場所	富士市永田町1丁目100 消防防災庁舎				
識別信号	すいどうふじ	出力	5W	周波数	373.250MHz
沿 革	昭和56年1月	開局（常置場所 富士市役所）			
	平成16年12月	基地局常置場所変更（市役所本庁から水道庁舎）			
	平成30年10月	基地局常置場所変更（水道庁舎から消防防災庁舎）			

II 移動局

No.	識別信号	型式	出力	常 置 場 所
1	すいどうふじ 1	車載型	5W	上 下 水 道 部 所 有 車 両
2	すいどうふじ 2	車載型	5W	上 下 水 道 部 所 有 車 両
3	すいどうふじ 3	携帯型	5W	水道維持課原水施設担当
4	すいどうふじ 4	携帯型	5W	上 水 道 管 理 セ ン タ ー
5	すいどうふじ 5	携帯型	5W	水道維持課維持担当
6	すいどうふじ 6	車載型	5W	上 下 水 道 部 所 有 車 両
7	すいどうふじ 7	車載型	5W	上 下 水 道 部 所 有 車 両
8	すいどうふじ 8	車載型	5W	上 下 水 道 部 所 有 車 両
9	すいどうふじ 9	携帯型	5W	水道維持課維持担当
10	すいどうふじ 10	携帯型	5W	水道工務課工務担当
11	すいどうふじ 11	車載型	5W	上 下 水 道 部 所 有 車 両
12	すいどうふじ 12	車載型	5W	上 下 水 道 部 所 有 車 両
13	すいどうふじ 13	車載型	5W	上 下 水 道 部 所 有 車 両
14	すいどうふじ 14	携帯型	5W	水道工務課工務担当
15	すいどうふじ 15	携帯型	5W	水道維持課維持担当
16	すいどうふじ 16	車載型	5W	上 下 水 道 部 所 有 車 両
17	すいどうふじ 17	車載型	5W	上 下 水 道 部 所 有 車 両
18	すいどうふじ 18	車載型	5W	上 下 水 道 部 所 有 車 両

災害特設電話（発信専用） 配備状況一覧表

設置場所	数	利用場所	ジャック設置場所	電話機保管場所
大淵第一小学校	3	廊下	玄関入って東側MDF隣	大淵第一小学校事務室
大淵中学校	6	玄関	玄関 受付カウンター上	大淵中学校事務室
旧大淵第二小学校	1	校内	電話機格納箱	学校内電話機格納箱
富士中学校	5	相談室	相談室1MDF内	富士中学校相談室
富士川第二小中 一貫校 松野学園	2	体育館 階段下	体育館階段下	体育館階段下
旧富士川第二小学校	2	体育館 入口	体育館入口	体育館入口
鷹岡小学校	4	廊下	事務室向い壁	鷹岡小学校女子ロッカー室
鷹岡中学校	8	体育館	体育館入って右トイレ手前右	鷹岡中学校
天間小学校	5	倉庫	階段下倉庫MDF隣	天間小学校
天間幼稚園	2	事務室	事務室カウンター壁	天間幼稚園
丘小学校	4	廊下	職員室西廊下側下	丘小学校
岳陽中学校	2	事務室	事務室窓左上	岳陽中学校
富士西公園 (旧入山瀬公園)	5	公園	公園内自営収容箱	公園内自営収容箱
原田公園	5	公園	電話格納箱	N T T
市役所 2 F 市民広場	1	ロビー	富士市役所 2 F ロビー	富士市役所市民課
吉原小学校	6	廊下	職員室前階段の下	吉原小学校
伝法小学校	4	廊下	事務受付廊下北側	伝法小学校倉庫
吉原第一中学校	4	印刷室	印刷室のMDF左下	吉原第一中学校印刷室
今泉小学校	5	廊下	廊下引き違い書庫上	今泉小学校更衣室
吉原第二中学校	7	玄関	玄関カウンタ下	吉原第二中学校事務室
吉原高校	6	体育館	入口左側外通路沿い	吉原高校
原田小学校	4	事務室	カウンター事務室内側	原田小学校
須津小学校	3	事務室	事務室内カウンター	須津小学校事務室
須津中学校	5	玄関	事務室入口手前左上	須津中学校
東小学校	2	職員室	職員室入口左上	東小学校職員室
吉永第一小学校	3	廊下	事務室廊下	吉永第一小学校事務室
旧吉原東中学校	2	廊下	体育館ステージ横	吉原東中学校
富士市立高校	2	事務室	事務室カウンター	富士市立高校事務室金庫
吉原第三中学校	4	玄関	事務所カウンター	吉原第三中学校
富士東高校	5	廊下	教材室の窓側	富士東高校教材室
神戸小学校	2	玄関	玄関受付右側	神戸小学校事務室
広見小学校	6	玄関	玄関南事務所側	広見小学校
広見公園	5	公園	広見公園内格納箱	広見小学校公園内格納箱

設置場所	数	利用場所	ジャック設置場所	電話機保管場所
富士見台小学校	3	事務室	事務室内受付カウンター下	富士見台小学校事務所
吉永第二小学校	1	事務室	事務室 MDF 内	吉永第二小学校
吉原北中学校	4	放送室	放送室 MDFBOX 内	吉原北中学校
青葉台小学校	4	放送室	放送室 MDF 内	青葉台小学校放送室
富士川第一中学校	2	事務室	事務室 MDF 内	富士川第一中学校事務室
富士川第一小学校	2	校内	電話格納箱	富士川第一小学校格納箱
富士体育館	1	ロビー	ロビー応接ソファ横	体育館事務室
富士第一小学校	6	事務室	事務室外カウンター上	富士第一小学校
富士見高校	3	玄関	玄関カウンター下 BOX 内	富士見高校
富士高校	2	廊下	事務室入口左廊下側	富士高校
富士第二小学校	6	体育館廊下	体育館廊下	富士第二小学校倉庫
富士南中学校	5	廊下	女子更衣室前出入口外 BOX	富士南中学校女子更衣室
富士南小学校	3	体育館	体育館外廊下沿い	富士南小学校事務室
田子浦小学校	4	玄関	事務室カウンター下側	田子浦小学校
田子浦中学校	7	玄関	玄関受付カウンター下	田子浦中学校下駄箱内
岩松小学校	6	新校舎事務室前	新校舎事務室前	岩松小学校放送室
岩松中学校	3	玄関	受付カウンター下	
雁公園	6	公園	電話格納箱	雁公園内格納箱
岩本保育園	1	玄関	玄関入って右	岩本保育園
富士中央公園	6	駐車場	電話格納箱	中央公園駐車場格納箱
岩松北小学校	2	玄関	玄関入って右	岩松北小学校事務室
富士中央小学校	2	放送室	放送室 MDF 内	富士中央小学校放送室 MDF 内
元吉原小学校	3	事務室	受付カウンター-事務所側	元吉原小学校事務所
元吉原中学校	5	玄関	玄関左側下駄箱	元吉原中学校事務所

* 訓練で使用する場合、事前に西日本電信電話(株)静岡支店 災害対策室(054-205-9122)に連絡する

記載上の注意

- 1 この票は、応急救助実施の基本となるものであるから、正確に記入すること。
特に、被害程度、家族の状況及び小中学校児童生徒の有無については、漏れなく記入すること。
- 2 被害程度の判定基準は次のとおり。

ア 全壊・全焼・流失
住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの
・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 大規模半壊
大規模な補修を行わなければ居住することが困難なもの
・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの

ウ 中規模半壊
居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの
・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの

エ 半壊・半焼
住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの
・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの

オ 準半壊
住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの
・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの

カ 準半壊に至らない
ア～オの5区分に該当しない程度の損傷を受けたもの

キ 床上浸水
床上に及ぶ浸水又は土砂の堆積により、一時的に住家が居住できなくなったもの
- ※詳しくは「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）を参照のこと。
- 3 死亡、行方不明、重傷、軽傷欄は該当欄に○印をつけること。
ア 軽傷とは、1ヶ月未満で治癒できる見込のもの。
- 4 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも、本票を作成すること。

災害罹災者調査原票

災害罹災者調査原票										調査責任者職氏名		
										立会人職氏名		
										年 月 日現在		
世帯主氏名				住 所				避難先				
被害の程度		全壊 ・ 全焼 ・ 流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊 ・ 半焼、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水（土砂）（ cm）、床上浸水（土砂）										
		判定基準（被害面積による方式 ・ 損害割合による方式）被害の割合 %										
住家の状況		自宅 ・ 借家		面積		㎡		住家 ・ 非住家		棟 数		
家族の状況	氏名		性別		年齢		職業（在学校及び学年）		死亡		行方不明	
	計（人）											
課税の状況		非課税 ・ 均等割 ・ 所得割		世帯類型		被保護 ・ 身障 ・ 老人 ・ 母子（父子） ・ 要保護 ・ その他						
必要な救助		避難所 ・ 応急仮設住宅 ・ 炊き出し ・ 飲料水 ・ 被服寝具 ・ 医療 ・ 助産 ・ 救出 ・ 住宅応急修理 ・ 学用品 ・ 埋葬 ・ 死体搜索 ・ 死体処理 ・ 障害物除去 ・ 災害弔慰金等 ・ 災害援護資金 ・ その他（ ）										

被害状況調

(産業交流部)

[illegible][illegible]

被害状況調

(建設部)

施設 区分	場 所	内 容	被 害 内 容	確 定		備 考
				箇 所	被害金額	
道 路					円	
	計					
橋 梁						
	計					
河 川 (堤防)						
	計					
海 岸						
	計					

(一般) 調害被害作物農

資料4-11

(産業交流部)

[illegible]

[illegible][illegible]

半壊……建物が傾斜し、柱、梁、小屋組等が折損し、又は仕口、継手が外れたもので傾斜直し、ゆがみ直し、又は補強を行った程度では復旧できないもの。（例えば一旦取りこわして改築を要するもの）

被害程度の認定基準

1 人的災害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因でしぼうしたものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち一月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち一月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊には該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊には該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものととする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するため河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上必要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものと及び流失し、所在が不明になったものと並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象とする施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

（消防庁「災害報告取扱要領」から抜粋（一部修正））

罹 災 証 明 書						
世帯主住所						
世帯主氏名						
罹 災 世 帯 の 構 成 員	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
罹災原因						
罹災物件所在地						
罹災程度						
備考						

上記のとおり、相違ないことを証明します。
年 月 日
富士市長 小長井 義正

被 害 速 報（随時）

- 1 人的被害
- 2 住家被害
- 3 その他の被害
- 非住宅・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・
漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・
船舶・その他（ ）

の被害
(該当項目に○印)

供覧												
情報源	住 民 消防団 自主防					確 認 済 (どこで)					警 察	
	その他 ()					未確認		その他				
市町名	第 号		調 査 者	課	発 信 者		発 信 時 間	月 日		時 分		
方面本部名	第 号		受 信 者		発 信 者		発 信 時 間	月 日		時 分		
本部	第 号		受 信 者					月 日		時 分		
件 名			(第 報) 月 日 時 分 現在									
発	日	時										
	場	所										
生	原 因											
状 況 (人的被害) ・被害者の住所氏名 ・年令等 (住家被害) ・居住者名 ・避難状況等 (その他の被害) ・路線、河川名 ・被災延長、崩土量 ・規制内容 ・復旧見込等												
死 者	行方不明者		負 傷 者		全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床上浸水			
人	人	重傷	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟		
		軽傷	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯		
		計	人	人	人	人	人	人	人	人		
この情報は		警第 号	で記者発表 済 未 発 表									
		その他 ()										

7-4 災害定時及び確定報告書

(県危機対策課)

様式第4号

供 覧											
<u>被 害 報 告 受 信 簿</u>								整理			
								検印			
(市町村 第 報) 月 日 時 分現在											
発 信 者	市 町 方 面 本 部 機 関			受 信 者				受 信 時 刻	月 日 時 分		
災 害 発 生 の 日 時				月 日 時 分							
災 害 発 生 の 場 所				市 町 村							
災害対策本部設置状況				開設 月 日 時 分			廃止 月 日 時 分				
区 分		件 数		備 考		区 分		件 数		備 考	
人 的 被 害	死	者	人			そ の 他	崖 く ず れ	箇所			
	うち災害関連死者	人	鉄 道 不 通				箇所				
	行 方 不 明 者	人	被 害 船 舶				隻				
	重 傷	人	水 道				戸				
	負 傷 者	人	電 話				回線				
住 家 被 害	全	壊	棟			そ の 他	電 気	戸			
		世帯	方 ス				戸				
		人	ブ ロ ッ ク 塀 等				箇所				
	半	壊	棟				り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯	り 災 害 者 数				人				
		人	火 災 建 物				件				
	一 部 損 壊	棟	火 災 危 険 物				件				
		世帯	そ の 他				件				
		人	公 立 文 教 施 設				千円				
	床 上 浸 水		棟				農 林 水 産 業 施 設	千円			
		世帯	公 共 土 木 施 設	千円							
		人	そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
		棟	小 計	千円							
そ の 他	床 下 浸 水	世帯	公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体							
		人	農 産 被 害	千円							
	公 共 建 物	棟	林 産 被 害	千円							
	そ の 他	棟	畜 産 被 害	千円							
	田	流出・埋没	ha	水 産 被 害				千円			
	冠	水	ha	商 工 被 害				千円			
	畑	流出・埋没	ha	そ の 他				千円			
	冠	水	ha	被 害 総 額				千円			
	学 校	箇所	地 区 数	箇所							
	病 院	箇所	避 難 場 所	箇所							
道 路	箇所	避 難 人 数	人								
橋 り よ う	箇所	消 防 職 員 出 動 延 入 数	人								
河 川	箇所	消 防 団 員 出 動 延 入 数	人								
港 湾	箇所										
砂 防	箇所										
清 掃 施 設	箇所										

大規模地震に関する情報及び広報活動等実施要領

(令和6年2月改正)

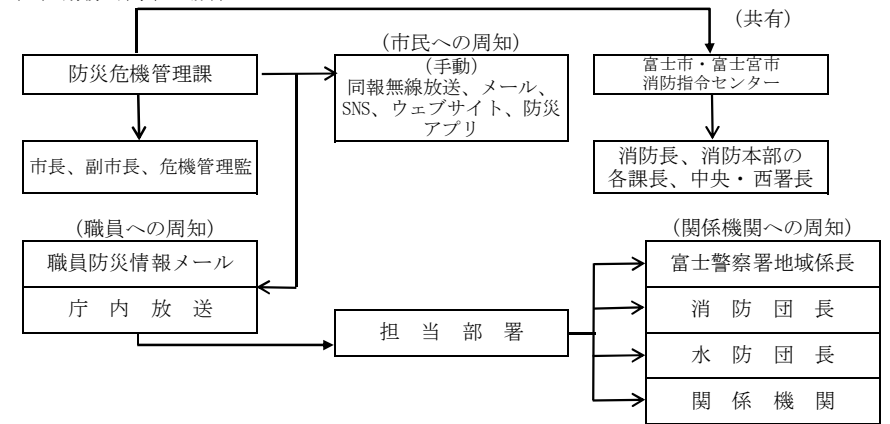
(趣旨)

第1条 この要領は、市が南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）を受理した場合及び、大規模地震発生時において、地震防災応急対策及び災害応急対策を迅速、かつ、的確に実施するため、臨時情報の発表又は地震発生後の情報処理及び広報活動等について必要な事項を定める。

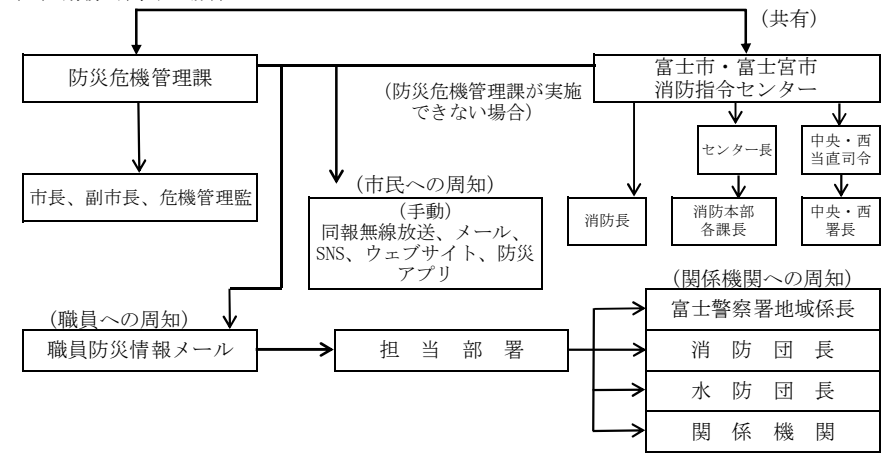
(南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表及び地震発生時における情報処理)

第2条 防災危機管理課及び富士市・富士宮市消防指令センターが全国瞬時警報システム受信装置、エム・ネット、静岡県デジタル防災通信システム等により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（以下「臨時情報（注意）」という。）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（以下「臨時情報（警戒）」という。）の発表に係る情報を受理した場合、また、市内において震度5弱以上の地震を観測した場合の情報処理は、次の方法により行うものとする。

(1) 勤務時間中の場合



(2) 勤務時間外の場合



(応急対策に必要な情報の伝達)

第3条 臨時情報（注意）若しくは臨時情報（警戒）の発表又は地震発生に伴い市域内における流言飛語、民心の動揺及び治安のみだれ等各種の混乱が予想されるため、応急対策を迅速、かつ、効果的に実施できるよう伝達すべき情報の種類及び伝達の方法を次のとおり定める。

(1) 伝達すべき情報及び伝達ルート等

情報の種類	情報伝達ルート	手 段	伝 達 の 時 期
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	総括部 → 市民等 消防部	同報無線 メール	各情報発表後、必要に応じて行う。
家庭の防災対策	総括部 → 市民等	SNS	臨時情報発表時速やかに行う。
避難情報の発令状況	総括部 → 市民等	ウェブサイト	避難情報発令時、速やかに行う。
震度情報（震度5弱以上） 津波注意報（大）津波警報	総括部 → 市民等 消防部	防災アプリ	それぞれの情報発表時に行う。
自主防災活動の要請	総括部 → 自主防災会 市民部		臨時情報発表時又は地震発生後速やかに行う。
応急対策の実施要請	各部 → 公共施設 事業所 防災関係機関	同報無線 メール	ア、地震発生後速やかに行う。 イ、必要な事項が発生したとき行う。
交通機関の運行状況、道路交通状況	総括部 → 市民等	SNS	状況に応じて行う。
ライフライン関連施設の運営状況（電気・ガス・水道）		ウェブサイト	
警戒区域の設定状況		防災アプリ	
医療救護施設の開設状況		MCA無線	
応急給水の実施状況		有線電話 伝 令	

(2) 同報無線放送案文及び市民向けメール伝達案文

同報無線放送案文
○臨時情報（注意）発表時 （上り4音チャイム）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。大規模な地震が発生する可能性が高まっています。非常持ち出し品や食料等を確認し、今後の情報に十分注意してください。（チャイムを除き3回繰り返し）（下り4音チャイム）
○臨時情報（警戒）発表時 （上り4音チャイム）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。大規模な地震が発生する可能性が非常に高まっています。津波避難対象区域にお住まいで、避難に時間のかかる方は、安全な場所に避難してください。その他の方は、非常持ち出し品や食料等を確認し、今後の情報に十分注意してください。（チャイムを除き3回繰り返し）（下り4音チャイム）
○地震発生時（市内で震度5弱以上の突発地震発生時） （上り4音チャイム）ただいまの地震は震度〇（実際の震度）でした。火の元を確認し、火災の発生に注意してください。また、今後の情報に十分注意してください。（下り4音チャイム）

市民向けメール伝達案文
○臨時情報（注意）発表時 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。大規模な地震が発生する可能性が高まっています。非常持ち出し品や食料等を確認し、今後の情報に十分注意してください。
○臨時情報（警戒）発表時 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。大規模な地震が発生する可能性が非常に高まっています。津波避難対象区域にお住まいで、避難に時間のかかる方は、安全な場所に避難してください。その他の方は、非常持ち出し品や食料等を確認し、今後の情報に十分注意してください。
○地震発生時（市内で震度5弱以上の突発地震発生時） ただいまの地震は震度〇（実際の震度）でした。火の元を確認し、火災の発生に注意してください。また、今後の情報に十分注意してください。

(3) 職員向けメール伝達

臨時情報（注意）若しくは臨時情報（警戒）の発表又は地震発生時、市職員は職員参集基準（資料1－11）に従い指定された場所に参集する。職員の参集に関するメールは、下記の案文に基づき配信する。

職員向けメール伝達案文
○臨時情報（注意）発表時 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。災害配備「A」要員（施設班、地区班、消防部交代勤務者は除く）の職員は直ちに所定の場所に参集せよ。
○臨時情報（警戒）発表時 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。災害配備「A」要員、及び3地区班（今泉地区班、元吉原地区班、田子浦地区班）の災害配備「B」要員は直ちに所定の場所に参集せよ。
○地震発生時（市内で震度5弱の突発地震発生時） ただいまの地震は震度5弱でした。災害配備「A」要員は、直ちに所定の場所に参集せよ。

○地震発生時（市内で震度5強の突発地震発生時） ただいまの地震は震度5強でした。災害配備「A及びB」要員は、直ちに所定の場所に参集せよ。
○地震発生時（市内で震度6弱以上の突発地震発生時） ただいまの地震は震度〇（実際の震度）でした。災害配備全要員は、直ちに所定の場所に参集せよ。

（関係機関）

第4条 第2条に規定する関係機関は次のとおりとし、必要に応じ災害対策本部等の担当班より連絡するものとする。

名 称		電話	MCA無線	備 考
1	東部地域局	055-920-2193	なし	ホットライン有
2	富士警察署	51-0110	1 9 0	
3	清水海上保安部田子浦分室	33-0495	1 9 2	
4	田子浦港管理事務所	33-0495	1 9 3	
5	富士土木事務所維持管理課	65-2237	1 5 9	
6	東京電力パワーグリッド株式会社 富士支社	53-5112	1 9 4	災害時連絡窓口
7	中部電力㈱清水営業所	054-367-3051	なし	総務グループ
8	富士市医師会	52-3111	1 1 6	
9	共立蒲原総合病院	81-2211	0 3 4	
10	静岡ガス㈱富士支社	52-2260	1 9 6	
11	J R 東海富士駅	61-0325	1 9 7	
12	J R 東海新富士駅	62-0445	1 9 8	
13	岳南電車㈱	53-5111	1 9 9	
14	富士急静岡バス㈱	53-5115	なし	
15	日本通運㈱富士支社	61-0800	なし	
16	富士コミュニティエフエム放送㈱	57-6810	1 9 1	
17	社会福祉協議会	61-6600	1 8 5	
18	振興公社総務課	55-3303	1 8 7	
19	ふじさんめっせ	65-6000	0 3 5	
20	富士市救急医療センター	51-0099	なし	

(応急対策の実施に伴う情報の収集)

第５条 臨時情報（注意）若しくは臨時情報（警戒）の発表又は地震発生後の応急対策を効果的に実施できるよう収集すべき情報の種類及び収集の方法を次のとおり定める。

(１) 収集すべき情報及び収集ルート等

情報の種類	情報収集ルート	手 段	収 集 の 時 期
利用者等の安否	各施設等 → 各所管部	MCA無線	ア、避難の開始後に行う。 イ、本部長の指示により行う。 ウ、不測の事態が発生したとき行う。
避難所となる施設の被害状況	各指定避難所 → 各所管部		地震発生後に行う。
交通機関の運行状況、道路交通状況	施設管理者 → 総括部 道路管理者 → 建設部		状況把握を継続的に行う。
ライフライン関連施設（電気・ガス・上下水道）の被害状況	上下水道部 → 総括部 事業者	有線電話	地震発生後に行う。
物資の買占め、その他治安に関すること	市民等地区班 → 総括部 地区支援班	イントラネット	事態が発生したとき行う。
生活必需物資の在庫及び供給状況	協定先市民等 → 関係各部		必要に応じて行う。
流言飛語の状況等	市民等地区班 → 総括部 地区支援班	伝 令	事態が発生したとき行う。
防災関係機関及び事業所等の応急対策実施状況	防災関係機関 → 関係各部等		実施の状況に応じて行う。
応急対策の実施に必要な事項等	県方面本部 → 総括部		必要に応じて行う。

(２) 情報の収集に関する留意事項について

大規模地震発生時や臨時情報発表時の情報収集は、主にMCA無線で行う。収集する情報は緊急性の高いものにとどめ、必要最小限に要約し行うものとする。電話のふくそう及び途絶が予想されるため、電話による情報の収集は、予め各部で連絡調整を図り緊急性と必要性の高いものだけにとどめるものとする。

また、防災関係機関及び事業所等における応急対策実施状況等の報告は第１号様式、自主防災会や社会福祉施設における応急対策実施状況等の報告は第２号様式により提出するものとする。

(情報の共有)

第６条 前条により収集した情報は、市災害対策本部内にて共有するものとする。

(広報媒体)

第７条 市民等が応急対策を実施するため必要な情報の提供は、次の広報媒体により行うものとする。

- (１) 同報無線
- (２) 同報無線メール、市公式LINE
- (３) 消防車両等
- (４) コミュニティFM放送
- (５) 市ウェブサイト、X（旧ツイッター）、フェイスブック、防災アプリ

(県警戒本部又は、県災害対策本部への報告)

第８条 警戒本部又は災害対策本部は、次の各号に掲げる事項を「ふじのくに防災情報共有システム（F U J I S A Nシステム）」により県方面本部を経由し、県警戒本部又は県災害対策本部へ、その都度状況を報告する。

- (１) 本部設置状況
- (２) 避難情報の発令状況
- (３) 避難所の開設状況
- (４) 被害状況及び応急対策実施状況
- (５) 各種要請事項
- (６) その他必要な事項

(指令及び指示)

第９条 本部長は、地震防災応急対策及び地震災害応急対策を円滑に実施するため、各部長に第３号様式により必要な事項を指令するものとする。

２ 各部長は、前項による指令を受けた場合、各担当班長に第４号様式により必要な事項を指示するものとする。

３ 各部長は、地震防災応急対策及び地震災害応急対策を実施するため、情報の収集及び伝達の必要が生じた場合には、特別なものを除き、各部長の判断により、各担当班長に当該情報の収集を指示するものとする。

(上司への報告)

第１０条 班員等は、前条の指令・指示に基づく処置事項並びにその他地震防災応急対策又は災害応急対策等に係る必要な情報の収集及び確認をしたときは、第５号様式又は第６号様式により直ちに上司に報告しなければならない。

(そ の 他)

第１１条 本要領に定めるもののほか、特に必要と認めるものは本部長が定めるものとする。

(第 1 号様式)

地震防災応急対策実施状況通報書			
(南海トラフ地震臨時情報発表中)			
通 報 時 刻	年 月 日 時 分		
防 災 関 係 機 関 名 事 業 所 名 施 設 名 自 主 防 災 会 名			
通 報 先 (受信部班)	富士市災害対策本部 市民部 地区班		
地震防災応急対策実施状況 (避難状況、児童・生徒の引渡し、避難者受入状況、対応人員数、避難者数他)			
通報者名	所属名： 氏 名：	受信者名	氏 名：

※応急計画に定められた内容等について速やかに通報してください。

※自主防災会にあっては、最寄の地区班(防災拠点)に徒歩等により速やかに通報してください。

(第 2 号様式)

災害応急対策実施状況通報書			
(地震発生後)			
通 報 時 刻	年 月 日 時 分		
防 災 関 係 機 関 名 事 業 所 名 施 設 名			
通 報 先 (受信部班)	富士市災害対策本部 市民部 地区班		
1. 災害応急対策実施状況(救助活動、消火活動等の状況)			
2. 被害状況、要請事項(人的被害、物的(建物)被害等の状況)			
通報者名	所属名： 氏 名：	受信者名	氏 名：

(第3号様式)

本部指令書

指令番号	第 号	指令日時	月 日 時 分
指令者	本 部 長		
受 理 者			
標 題			
指令事項			
			所要人員 名
処理概要			
取扱者	発信者 氏 名：	受信者 氏 名：	

(第4号様式)

本部指示書

指示番号	第 号	発示日時	月 日 時 分
指示者	部 長		
受 理 者	部 班長		
標 題			
指示事項			
取扱者	発信者 氏 名：	受信者 氏 名：	

状 況 報 告 書

(報告第 号)

供 覧	本部長	副本部長	部長 ・ 班長
報告者	部 班 氏名：		
標 題	状況報告 の 状況 について		
状 況 の 内 容			
い つ どこで なにが どのよ うな規 模で どうし た	月 日 時 分 現在		
対応 状況			

状 況 報 告 受 信 表

(受信第 号)

供 覧	本部長	副本部長	部長 ・ 班長
受信時刻	時 分	受 信 者	
通報者 (報告者)	部 班 氏名：		
状 況 の 内 容			
い つ どこで なにが どのよ うな規 模で どうし た	月 日 時 分 現在		
対応 措置			
報告・連絡先			

地震情報及び津波情報に係る防災体制

緊急地震速報（最大震度 5 弱以上と推定される地震において、震度 4 以上と推定される場合）や津波情報（津波注意報、津波警報）等の情報伝達については、消防庁による全国瞬時警報システム（通称：Jアラート）によって、自動的に同時通報用無線（以下「同報無線」という。）により、住民に伝達される（放送案文は資料 4-20 による。）。

情報伝達後、または全国瞬時警報システムによる情報伝達が行われない地震等の場合の措置については以下に定める。

I 南海トラフ地震臨時情報に関する措置

南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応及び配備体制については、富士市地域防災計画に定める「大規模地震に関する情報及び広報活動等実施要領」（資料 4-16）によるものとする。

II その他の地震情報に関する措置

上記以外の地震に関する情報を、全国瞬時警報システム、エムネット、静岡県デジタル防災通信システム、富士市防災気象情報システム又は報道機関等により、防災危機管理課又は富士市・富士宮市消防指令センターが受理した場合は、次によるものとする。

1 勤務時間中

- (1) 防災危機管理課又は富士市・富士宮市消防指令センターが受領した情報は、各々通報しあう。
- (2) 防災危機管理課長は、直ちに上司にその情報内容を報告し、対応策についての指示を受ける。また、必要によっては会議を開き対応策を協議する。
- (3) 情報内容を市民等に対し伝達する場合については、防災危機管理課及びシティプロモーション課が担当し同報無線（メールサービス・市公式 L I N E）等により行う。
- (4) 当該情報が市民等に公表された場合は、当該情報に関する窓口はシティプロモーション課とする。

2 勤務時間外

- (1) 富士市・富士宮市消防指令センターが受理した情報は、直ちに防災危機管理課長及び警備員へ通報する。
- (2) 警備員は、関係職員が登庁するまで市民からの電話対応等にあたる。
- (3) 防災危機管理課長は、直ちに上司にその情報内容を報告し、対応策についての指示を受ける。また、必要によっては会議を開き対応策を協議する。
- (4) 情報内容を市民等に対し伝達する場合については、富士市・富士宮市消防指令センターが担当し、同報無線（メールサービス・市公式 L I N E）等により行う。

III 津波に対する措置

大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された場合

- (1) 勤務時間中の場合
 - ア 防災危機管理課及び富士市・富士宮市消防指令センターが受領した情報は、各々通報しあう。
 - イ 防災危機管理課は、当該情報を市民等へ同報無線（メールサービス・市公式 L I N E）等により伝達する。
 - ウ 防災危機管理課は、津波注意報を受領したとき、直ちに富士市・富士宮市消防指令センターに対し海岸監視カメラ等による海面監視の要請を行うとともに、情報の聴取に努める。

- エ 大津波警報及び津波警報は直ちに、津波注意報は被害を伴う津波の発生が予想される場合、市長は市民に対して避難の指示等必要な措置をとる。
- (2) 勤務時間外の場合
 - ア 富士市・富士宮市消防指令センターは、防災危機管理課長及び警備員へ通報する。
 - イ 富士市・富士宮市消防指令センターは、当該情報を市民等へ同報無線により伝達する。
 - ウ 警備員は、関係職員が登庁するまで市民からの電話対応等にあたる。以下(1)のウ・エに準ずる。

IV 突発地震に関する措置

富士市内の計測震度計が最大震度 5 弱以上を計測する地震が発生した際の対応は、富士市地域防災計画に定める「大規模地震に関する情報及び広報活動等実施要領」（資料 4-16）によるほか、次によるものとする。

1. 勤務時間中の場合

- (1) 防災危機管理課及び資産経営課は、非常放送設備等を通じ職員に火気の点検並びに来庁者等に対し、避難の指示を行う。
- (2) 防災危機管理課及びシティプロモーション課は、直ちに同報無線（メールサービス・市公式 L I N E）等により市民等に対し地震情報の伝達と火気の点検等出火防止の呼びかけをする。
- (3) 防災危機管理課長は、上司に状況を報告するとともに、対応策についての指示を受ける。また、必要により会議を開き対応策を協議する。
- (4) 配備体制は、富士市地域防災計画に定める「富士市職員参集基準」（資料 1-11）によるものとし、情報収集、被害状況の調査及び防災機関との連絡調整等にあたる。

2. 勤務時間外の場合

- (1) 富士市・富士宮市消防指令センターは、防災危機管理課長及び警備員へ通報する。
- (2) 富士市・富士宮市消防指令センターは、直ちに同報無線（メールサービス・市公式 L I N E）等により市民等に対し地震情報の伝達と火気の点検等出火防止の呼びかけをする。
- (3) 警備員は、関係職員が登庁するまで市民からの電話対応等にあたる。
- (4) 防災危機管理課長は、上司に状況を報告するとともに、対応策についての指示を受ける。また、必要により会議を開き対応策を協議する。
- (5) 配備体制は、富士市地域防災計画に定める「富士市職員参集基準」（資料 1-11）によるものとし、情報収集、被害状況の調査及び防災機関との連絡調整等にあたる。

県危機管理部及び消防庁応急対策室連絡先

(県危機管理部)

	防災無線	N T T有線
電 話	5 又は 8-100-6030	054-221-2072
F A X	5 又は 8-100-6250	054-221-3252

(消防庁応急対策室)

		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T有線
平 日 (8:30～18:15)	電 話	8-048-500-7527	7527	03-5253-7527
	F A X	8-048-500-7537	7537	03-5253-7537
上記以外 (危機管理セン ター)	電 話	8-048-500-7782	7782	03-5253-7777
	F A X	8-048-500-7789	7789	03-5253-7553

表 1

緊 急 時 連 絡 表

消 防 本 部 名	(担当者)
連 絡 先 電 話 番 号	
事 故 の 種 類	1 航空機の墜落 2 列車の転覆 3 船舶の沈没 4 ガス爆発 5 その他 ()
発 生 日 時	
被 害 の 状 況	
応 急 対 策 の 状 況	
他機関の応援希望の有無 (有・無)	(有の場合は自衛隊、日赤、医師の派遣などだけでなく、必要人員、必要な救助活動など概略でも結構ですから記載してください。)

※この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。F A X又は電話により、直ちに県災害対策室及び消防庁防災情報室に連絡してください。

全国瞬時警報システム（J-ALERT）放送文

緊急地震速報

（チャイム NHK と同じ音 2 回）地震です。地震です。強い揺れに警戒してください。地震です。地震です。強い揺れに警戒してください。

大津波警報

（3 秒サイレン鳴動 2 秒休止 3 秒サイレン鳴動 2 秒休止 3 秒サイレン鳴動）^{おほし}大津波警報が発表されました。海岸付近の方や津波避難対象区域の方は高台に避難してください。（サイレンを除き 2 回繰り返し）

津波警報

（5 秒サイレン鳴動 6 秒休止 5 秒サイレン鳴動）津波警報が発表されました。海岸付近の方や津波避難対象区域の方は高台に避難してください。（サイレンを除き 2 回繰り返し）

津波注意報

（10 秒サイレン鳴動 2 秒休止 10 秒サイレン鳴動）津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。こちらは広報ふじです。（下り 4 音チャイム）

噴火警報（富士山）

噴火警戒レベル 5

（上り 4 音チャイム）富士山で、噴火警戒レベル 5 が発表されました。噴火のおそれが高まっていますので、今後の情報に十分注意してください。（チャイムを除き 3 回繰り返し）（下り 4 音チャイム）

噴火警戒レベル 4

（上り 4 音チャイム）富士山で、噴火警戒レベル 4 が発表されました。第 3 次避難対象エリアにお住まいの方は、ただちに避難してください。（チャイムを除き 3 回繰り返し）（下り 4 音チャイム）

噴火警戒レベル 3

（上り 4 音チャイム）富士山で、噴火警戒レベル 3 が発表されました。第 1 次避難対象エリア、第 2 次避難対象エリアにお住まいの方は、ただちに避難してください。また、第 3 次避難対象エリアにお住まいの方は、避難の準備を始めてください。（チャイムを除き 3 回繰り返し）（下り 4 音チャイム）

気象警報

（上り 4 音チャイム）こちらは広報ふじです。市内に（気象警報名）警報が発表されました。テレビ・ラジオの情報に注意してください。市内に（気象警報名）警報が発表されました。テレビ・ラジオの情報に注意してください。（下り 4 音チャイム）

気象特別警報

（上り 4 音チャイム）こちらは広報ふじです。市内に（気象特別警報名）特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、安全な場所に退避してください。市内に（気象特別警報名）特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、安全な場所に退避してください。（下り 4 音チャイム）

土砂災害警戒情報

（上り 4 音チャイム）こちらは広報ふじです。市内に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が高まっていますので危険地域にお住まいの方などは警戒してください。市内に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が高まっていますので危険地域にお住まいの方などは警戒してください。（下り 4 音チャイム）

震度 5 弱以上の突発地震発生時

（上り 4 音チャイム）こちらは広報ふじです。ただいまの地震は震度〇（実際の震度）でした。火の元を確認し、火災の発生に注意してください。また、今後の情報に十分注意してください。（下り 4 音チャイム）

国民保護情報

※国民保護情報は、情報配信時に配信元の内閣官房によって「即時音声合成」が行われ、配信内容が決定する。以下は全国瞬時警報システム業務規程や過去の配信事例に基づく配信例文の一部を記載している。

ミサイル発射情報

（国民保護サイレン）ミサイル発射。ミサイル発射。〇〇からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難してください。

ミサイル落下情報（領土・領海に落下）

（国民保護サイレン）直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下へ避難してください。ミサイルが、●時▲分頃、〇〇県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください

大規模テロ情報

（国民保護サイレン）大規模テロ情報。大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。

災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害時、被災地域において安否が分からない者（以下「安否不明者」という。）が多数発生することが予想されるが、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するためには、被災者を早期に特定する必要がある。

安否不明者については、情報の確度が低い状況にあっても、敢えて県がその氏名等を公表することによって、多数の安否情報が得られ、安否不明者の絞り込みが期待できる。これによって、被災者に係る情報の確度が高まり、人命救助活動の効率化が図られる。

このため、災害時における安否不明者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合には、市町等と連携の上、この方針に基づき、安否不明者の氏名等を迅速かつ円滑に公表する。

2 公表の目的

安否不明者を絞り込み、被災者を早期に特定するとともに、自衛隊・海上保安庁・警察等（以下「関係機関」という。）及び消防等による捜索活動や救助活動の効率化を図ることにより、被災後の生存率が高い期間内（概ね72 時間以内）での一刻も早い人命救助につなげることを目的とする。

また、実際は無事でありながら安否不明となっている者を減らすことにより、家族等の心配の軽減につながるることとなる。

3 安否不明者の定義

安否不明者とは、「災害が発生した地域に居住又は滞在していたと思われる者のうち、災害発生後の一定時点において連絡が取れない者」（本人から家族・市町等に連絡できない場合、または、家族・市町等から本人に連絡しても返信がない場合のいずれかに該当する者）とする。

- （例）・災害が原因で自分の安否を伝えることができない状態となっているため、連絡が取れない者
- ・いずれかの場所に避難しているが、電話や伝言等の連絡手段を失っていて連絡が取れない者
 - ・旅行や仕事等により外出していて何らかの理由で連絡が取れない者

（参考）府政防第972号、消防災第132号（令和 3 年 9 月）

通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」

「安否不明者とは、行方不明者となる疑いのある者」とする。

「行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

4 公表主体

- ① 住民基本台帳などに基づいて市町が把握した安否不明者の氏名等について、市町が名簿を作成し、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

- ② 関係機関が安否不明者の情報を把握した場合は、県が情報提供を受け、公表する。

市町は県が公表した情報を共有する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

5 公表する情報

（1）公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）を公表する。

年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限って公表する。

（理由）住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

（2）公表しない場合

- ア 被災したことが明らかであり、捜索対象場所が特定されているなど行方不明であることが高い確度で判明している場合
- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合
- ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

6 公表時期の目標

被災後72時間が人命救助に極めて重要な期間であることを踏まえ、公表は被災後概ね48時間以内を目標（目安）とする。

なお、安否情報を円滑に収集するため、公表予定時刻の一定時間前（約 6～12時間前）までに、報道機関等に対し、公表の時期を予告するとともに、安否情報の伝達の必要性について、報道を通じて呼びかけてもらえるよう要請する。

（公表時期の早期化は、無事が確認されている者も誤って公表してしまい、後に苦情が出るおそれがあるが、公表の効果を理解し、早期の公表に努める。）

7 公表した情報の活用

公表した情報については、被災して所在が分からない者の搜索活動や救助活動、避難場所や避難所の設置運営、支援物資の調達などの応急対策に活用する。

必要に応じ、被災した範囲内において住戸情報と安否不明者情報を相互に結び付けることにより、搜索マップを作成する。

8 公表までの作業

安否不明者に関する情報については、市町が収集・確認・集約を行い、公表用の名簿を作成するとともに、公表後の安否情報を受け付ける連絡先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を定めた上で、以下のとおり作業を進める。

- ①市町は、災害発生後、人的被害状況を一定程度把握できたとき、または、遅くとも被災から24時間以内に、住民基本台帳又は地図情報に基づき、被災したとみられる地域の住民の名簿作成に着手する。
- ②県は、災害状況から見た必要性に応じて、電子的地理情報やドローン撮影情報等を活用して、被災したとみられる地域と住戸の範囲を明示する。
- ③市町は、市町及び消防等、市町の関係機関に寄せられた安否不明者情報を名簿に追加する。
- ④県及び市町は、住民基本台帳では確認できない安否不明者を把握するため、関係機関に対し、通報のあった安否不明者の情報を提供するよう依頼する。

- ⑤市町は、個人情報保護を要する者（公表しない場合に該当する者）を確認し、該当者がいた場合は、名簿から除外する。
- ⑥市町は、市町職員のほか、被災したとみられる地域の自治会役員や近隣住民等からの情報及び避難者（避難施設の入所者）の情報等に基づき、安否が確認できている者を名簿から削除する。
- ⑦市町は、自らが把握した安否不明者と関係機関から情報提供のあった安否不明者について、重複している者を確認した上で、重複者を市町の名簿に掲載する。
- ⑧名簿掲載者については、家族等が公表を明らかに拒んでいる場合を除き、同意は得ないこととしてやむを得ない（同意を得ることは作業上困難）。
- ⑨市町は、とりまとめた名簿を県に送付する。旅行者など市町を特定できない安否不明者については、県が関係機関から情報提供を受ける。
- ⑩発災から48時間以内に、県は、市町から提供を受けた情報と関係機関から提供を受けた情報の内容を精査・確認し、市町・関係機関と公表方法を調整した上で、公表する。公表する対象者が多数で全員分の名簿を整備する時間的な余裕がない場合は、把握分から先行して順次公表する。
- ⑪なお、公表時期について、作業の進捗状況を見つつ、事前に概ねの日時と、その時点の安否不明者数を公表する。これにより、積極的な情報提供を促す。

9 公表及び追加情報の受付方法

（1）公表の方法

県及び市町が各ホームページに名簿を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

名簿の内容に変更・追加があった場合は、市町は内容を更新して県に送付する。県は、関係機関についても同様に、情報提供を受ける。

県は更新後の名簿をホームページに掲載（差し替え）するとともに、報道機関に資料提供する。

（2）情報収集の方法

公表する際、県・市町・関係機関の安否情報受付先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を公示して、情報提供者の便に資するなど円滑な情報収集・情報集約に努める。

10 安否が確認できた場合の取扱い

氏名等の公表により安否（無事又は行方不明、死亡）が確認できた者については、安否の結果情報は公表せず、その都度、名簿から氏名等の情報を削除する。

無事の場合は、公表の目的に鑑み、無事であることを公表する必要はない。（仮に公表するとした場合は、本人の同意を得る必要があるが、同意を得ることに労力を費やすことで、優先すべき災害対応業務に支障をきたすため）。

死亡・行方不明の場合、その者の氏名等の公表は別に定める方針に基づいて行う。

なお、安否情報の提供等に関する取扱いについては、公表とは別の対応として、災害対策基本法第86条の15の規定に留意する。

11 公表期間

公表後、概ね1週間を経過しても安否不明の状況が継続し、行方不明者と判断された場合には、安否不明者としての氏名等の公表は終了し、行方不明者の氏名等の公表の取扱いに切り替える。

【参考】

1 関連法令等

(1) 静岡県個人情報保護条例(条例第 58 号)

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第 6 条（取得の制限）第 2 項 第 3 号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第 11 条（利用及び提供の制限）第 2 項 第 4 号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第 2 項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

(2) 災害対策基本法

第 86 条の 15（安否情報の提供等）第 1 項

「(抜粋) 知事又は市町村長は、災害の被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。」

2 熱海市伊豆山土砂災害の事例

7月5日早朝（災害発生から約44時間後）、県が、熱海市・警察と協議し、安否不明者の公表方針を決定。市、警察が該当者の名簿作成に着手。

被災したとみられる地域の住民の名簿作成に当たっては、住宅地図ではなく、住民基本台帳を活用して、地番から住民を抽出して名簿を作成した。

その後、被災地域の町内会長等を市役所に呼んで安否情報を聞き取った。併せて、市が住民基本台帳の閲覧制限等の情報を確認し、ドメスティックバイオレンス等による個人情報保護を要する者を特定した。

住民基本台帳からの抽出作業は数時間を要したが、膨大な作業にはならなかった。

市が把握した住民基本台帳による名簿と警察が把握した通報情報による名簿の照合作業については警察が行った。

名簿作成後の公表に当たっては、市は家族等の同意は取らなかった（同意

を得ることを条件とすると、迅速な公表は困難）が、警察は家族等や通報者全員の同意を取る必要があるとしたことから、警察分の確定には時間を要した（警察情報は通報によるものであり、いたずらや悪意ある情報が含まれている可能性があり、情報の信憑性について慎重な確認を必要としたため）。

7月5日 20:30（災害発生から約 58 時間後）、県が、市把握分 64 名の氏名等を公表。7月6日 13:15（約 74 時間後）、県と警察が共同で警察把握分 5 名の氏名等を公表した。

公表後は、続々と安否情報が入り、7月6日までに 41 名の安否が判明した。市、警察が用意した受付用電話は混乱（輻輳）することはなく機能した。

市の名簿には 2 名の追加があり、安否不明者として氏名等が公表された者は計 71 名となった。その後の安否判明により、行方不明となった被災者は 27 名に特定された。

3 事前準備（あらかじめの備え）

(1) 基本的事項

熱海市の事例では、公表をあらかじめ予定していなかったため、公表決定後、手探りの作業となった。本方針において、手順や留意点も示しているため、それらを参考にし、安否不明者の氏名等公表の訓練を行うことが求められる。

(2) 個別事項

ア 市町における個人情報保護の取扱いの確認

公表は県が主体的に行うものとするが、市町は、各々の個人情報保護条例等の内容を確認する必要がある。

イ 安否情報受付用連絡先の設置

住民等からの安否情報連絡を受け付ける電話（番号・回線）やメールアドレス等の連絡先を用意する必要がある。

ウ 大規模災害を想定した事前準備

南海トラフ地震等の大規模災害を想定した被災地域の住民名簿の作成、安否不明者の抽出などの方法を検討する必要がある。

3 事前準備（あらかじめの備え）

(1) 基本的事項

熱海市の事例では、公表をあらかじめ予定していなかったため、公表決定後、手探りの作業となった。本方針において、手順や留意点も示しているため、それらを参考にし、安否不明者の氏名等公表の訓練を行うことが求められる。

(2) 個別事項

ア 市町における個人情報保護の取扱いの確認

公表は県が主体的に行うものとするが、市町は、各々の個人情報保護条例等の内容を確認する必要がある。

イ 安否情報受付用連絡先の設置

住民等からの安否情報連絡を受け付ける電話（番号・回線）やメールアドレス等の連絡先を用意する必要がある。

ウ 大規模災害を想定した事前準備

南海トラフ地震等の大規模災害を想定した被災地域の住民名簿の作成、安否不明者の抽出などの方法を検討する必要がある。

災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）

1 公表の趣旨及び目的

安否不明者の氏名等を公表して概ね 1 週間を経過しても、安否情報が得られない場合は、一時的に連絡が取れないのではなく、その者は被災した可能性がきわめて高いことから、行方不明の状況にあると推定される。

効率的な搜索・救助活動を継続するため、安否不明者を行方不明者に切り替えて、氏名等を公表する。

なお、災害によっては、安否不明者が存在せず、早期に行方不明者が特定されることも想定されるが、この場合も搜索・救助活動の効率化につなげるため、この方針に基づき、市町と調整の上、行方不明者の氏名等を公表する。

2 行方不明者の定義

行方不明者とは「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

（消防庁災害報告取扱要領（平成 24 年 3 月消防応第 49 号）による）

3 公表主体

行方不明者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となっていくことを原則とする。

4 公表する情報

（1）公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）とする。

年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限って公表する。

（理由）住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

（2）公表しない場合

ア 行方不明者の搜索場所が特定されているなど、公表が人命救助活動に資することがないと判断される場合

イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者などの場合

ウ 本人の権利利益を不当に侵害するおそれが認められる場合

エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

5 公表した情報の活用

公表した情報については、対象者の搜索活動や救助活動などの応急対策に活用する。

6 公表の時期・期間

安否不明者として概ね 1 週間が経過するなどの理由により行方不明者と判断された時点から公表する。安否不明者としての公表がなかった場合は、行方不明者と特定した時点で公表する。

所在が明らかになった場合は行方不明者としての公表は終了する。

行方不明が長期に及んだ場合、公表は、原則として、災害発生から 3 ヶ月以内とする。（状況によって延長も可とする。）

7 公表までの作業

安否不明者を公表した場合は、市町と協議の上、安否不明者名簿の表題を「行方不明になられた方」に切り替えて行方不明者名簿とし、県のホームページで公表するとともに、報道機関に提供する。

安否不明者の公表がなかった場合、市町はその都度名簿を作成し、安否不明者の公表作業に準じて行うものとする。この際、家族等の明確な拒否がないことを確認する（災害対応等の業務負担が大きく、優先すべき災害対応事務に支障をきたすため確認作業ができない場合を除く）。

市町は、行方不明者の情報を県に提供し、県は、その内容を精査・確認して公表する。

市町を経由せず、関係機関から直接県に情報提供があった場合は、県は名簿を作成するなど、対象者を精査・確認して公表する。

内容に変更があった場合は、随時、県は市町・関係機関から連絡を受け、名簿を更新してホームページ及び報道機関に資料提供する。

8 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。
追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

9 行方不明情報の収集・集約

行方不明者に関する情報の連絡先は、県・市町・関係機関の安否情報受付用電話番号等をそのまま活用する。

10 所在が明らかになった場合の公表の可否

無事が確認できた者の情報は公表しないが、死亡の場合は、死亡者の氏名等（複数の場合は名簿）の公表の取扱いによるものとする。

【参考】

1 関連法令等

(1) 防災基本計画（国）

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡

（3）災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「（抜粋）人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

(2) 消防庁災害報告取扱要領（平成24年3月消防応第49号）

行方不明とは、「当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの」。また、次の場合で、死体が見つからないときは「行方不明者」として計上する。

ア 戸籍法第86条に基づく死亡届が提出されたもの

イ 戸籍法第89条に基づく官公署から市町村長に報告があったもの

ウ 民法第30条に基づく家庭裁判所による失踪宣告がされたもの

エ 災害弔慰金支給法第4条に基づく死亡推定

オ 警察において、当該災害で行方不明との相談・受理をしているもの

カ 住民からの情報提供等により市町村等において行方不明として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(3) 行方不明者発見活動に関する規則（平成21年12月国家公安委員会規則13号）

第2条 第1項

「行方不明者とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、第6条第1項の規定により届け出がなされたもの」

(4) 戸籍法

第 89 条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」

(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律（法律第 82 号）

第 4 条（災害による死亡の推定）

「災害の際現にその場にいらした者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。」

(6) 静岡県個人情報保護条例(条例第 58 号)

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第 6 条（取得の制限）第 2 項 第 3 号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第 11 条（利用及び提供の制限）第 2 項 第 4 号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第 2 項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害による死亡者の情報については、国の防災基本計画において、市町村・関係機関が把握している人的被害の「人数」を都道府県が一元的に集約し、調整を行うものとされているが、死亡者の「氏名等の公表」に関する法令や基準は存在しない。

また、個人情報保護条例については、死者に適用される規定がない。

このため、県は、災害時における死亡者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合は、この方針に基づき、市町等と連携の上、災害による死亡者の氏名等を公表する。

2 公表の目的

災害による住民の死亡情報は、被災地域において、自主防災活動や連帯感・コミュニティ維持の観点から重要であり、公表により地域住民の情報共有や生活支援に資することとする。

また、安否不明者や行方不明者の氏名等を公表した場合は、住民に広く情報提供を求める中、死亡者の氏名等についても、各不明者の情報と一体的・継続的に公表することで、効率的で円滑な搜索活動や救出救助活動につなげる。

さらに、死亡者が多数の場合は、公表により死亡の事実を明確にし、情報管理上の正確性を確保する。

3 死亡者の定義

死亡者とは、「市町が、災害が原因で死亡したと認定した者」とする。

災害関連死として認定した者は、公表の対象とはしない。ただし、時期や人数、原因等の状況によっては、公表の対象とする場合もある。

（参考）消防庁災害報告取扱要領；平成 24 年 3 月消防応第 49 号

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者

4 公表主体

死亡者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）か

らの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

5 公表する情報

（1）公表する情報

個人情報保護の考え方に準じ、かつ、遺族が承諾した範囲内で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）、年齢を公表する。

なお、死亡確認日及び災害死亡認定日は名簿には掲載しないが、公表して差し支えない。

（2）公表しない場合

- ア 災害の規模や該当者の被災状況、人数などにより、明らかに公表の趣旨・目的に適さない場合
 - イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合
 - ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合
 - エ 遺族が公表を承諾しない場合
- なお、遺族がいない場合又は遺族と連絡が取れない場合は、公表によって縁者が名乗り出る可能性があることを考慮し、公表する。

6 公表した情報の活用

公表した情報については、安否不明者や行方不明者の把握・確認、捜索活動や救出救助活動、被災者支援などの応急対策に活用する。

7 公表の時期

市町が災害による死亡を認定した場合、その都度、公表する。

なお、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。

災害発生から3ヶ月経過後に死亡が認定された場合は、その認定による氏名等の公表から3ヶ月以内とする。

8 公表までの作業

心肺停止者が発見された後、医師による検案及び警察等による検視を行う。

その後、災害が原因で死亡したことを市町が認定する。なお、市町による災害死亡認定の時点では、遺体の状態から死亡者が誰であるか特定できない場合がある。

警察等による鑑定作業により死亡者の身元が判明した場合は、市町は遺族に対し、氏名等の公表について承諾を得る。

市町は、死亡者の情報を県に提供（複数の場合は死亡者の名簿を作成して県に送付）し、県は内容を精査・確認する。

県、または、県と市町が共同で死亡者を「亡くなられた方」として公表する。

なお、安否不明者・行方不明者の氏名等を公表しなかった場合、死亡者の氏名等の公表については、災害の状況等に応じ、県と市町等が調整した上で個別に検討し、是非を判断する。

9 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

【 参 考 】

1 防災基本計画（国）

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡

（3）災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「（抜粋）人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

2 死者の個人情報保護

個人情報保護条例（条例第58号）による個人情報は、死亡者には適用されない。ただし、遺族の個人情報は保護されなければならないことから、死亡者の情報については、遺族の意思を尊重する必要がある。（県法務文書課）

3 戸籍法

第89条

「（抜粋）水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」